令和 5 年度 大学機関別認証評価 自 己 点 検 評 価 書 [日本高等教育評価機構]

> 令和 5 (2023) 年 6 月 関西医療大学

目 次

| I. 建学の |)精神・大学 | 学の基本理 | 里念、 | 使命 | • 目的、 | 大学の | 個性•特· | 色等・ | • | • | 1 |
|---------|---------------|-------------|-------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|---|-----|
| Ⅱ. 沿革と | :現況・・ | | | | | | | | | • | 3 |
| Ⅲ. 評価機 | 構が定め る | る基準に | 基づく | 〈自己 | 評価・ | | | | | • | 6 |
| 基準 1. | 使命・目的 | り等・・・ | | | | | | | | | 6 |
| 基準 2. | 学生・・・ | | | | | | | | | • | 14 |
| 基準 3. | 教育課程· | | | | | | | | | • | 38 |
| 基準 4. | 教員・職員 | · · · · | | | | | | | • | | 56 |
| 基準 5. | 経営・管理 | 里と財務・ | | | | | | | • | | 72 |
| 基準 6. | 内部質保証 | E • • • • | | | | | | | • | • | 84 |
| | | | | | | | | | | | |
| Ⅳ. 大学が | 「独自に設っ | 定した基準 | 準に。 | よる自 | 己評価 | | | | | • | 94 |
| 基準 A. | 地域社会^ | への貢献・ | | | | | | | • | • | 94 |
| V. 特記事 | 項・・・ | | | | | | | | | | 98 |
| VI. 法令等 | その遵守状? | 況一覧・ | | | | | | | • | | 99 |
| Ⅷ. エビテ | ジス集ー | 竟••• | | | | | | | | | 109 |
| エビデン | ノス集(デ- | ータ編)- | 一覧 | | | | | | | | 109 |
| エビデン | ノス集(資料 | 料編)一 | 覧・ ・ | | | | | | | | 109 |

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 関西医療大学の建学の精神

関西医療大学(以下、「本学」という。)の淵源は、昭和 32(1957)年に建学の精神として「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」を掲げて、学校法人関西医療学園(以下、「本法人」という。)の初代理事長(武田武雄)が関西鍼灸マッサージ専門学校(現 関西医療学園専門学校、大阪市阿倍野区)を設置したことに始まる。その使命は、当時の現状を鑑みて、わが国の伝統医療としての鍼灸・あん摩マッサージ指圧及び柔道整復の技術と認知度を向上させ国民の健康増進に貢献することにあった。本学の個性・特色は、その建学の精神と東洋医学的伝統を継承・発展させて、4年制大学という高等教育の場で、広く「病の苦しみを癒して痛みを治すため、地域社会の中で生涯をかけて献身的に尽すことができる"奉仕の精神"を備えた医療人を育成する」ことにある。ひいては、医学医療の発展と社会に貢献することを、本学の使命・目的としている。

2. 建学の精神に基づく本学の発展の歴史

第2代理事長(武田秀孝)は、初代理事長による建学の精神を継承し、昭和60(1985)年に大阪府泉南郡熊取町(現住所)に、はり師、きゅう師養成校の認定を受けた関西鍼灸短期大学(3年制、鍼灸学科)を設置した。その背景には、関西医療学園専門学校卒業生の総意と鍼灸業界からの強い要請があり、鍼灸師養成教育の質向上と鍼灸学の学問的発展が目標とされた。その後も、本学の淵源である全人的な東洋医療を根幹として、時代の変遷に耐え建学の精神を堅持して、教育研究の実績を一歩一歩積み重ねることで、以下のように大学は発展した。

まず、平成 15(2003)年 4 月に、関西鍼灸短期大学は、学則第 1 条の使命・目的に「教育基本法の精神にのっとり、広く一般教養を高めるとともに厳しい倫理観を養成し、東洋医学系物理的治療に関するより深い専門知識と技術を教授研究し、国民保健に対する社会の要望に応えうる技術と能力を備えた人材の育成につとめること」を掲げた 4 年制の関西鍼灸大学(鍼灸学部鍼灸学科)として改組・発展した。そして、疾病構造の多様化に対応するため、18 年間の短期大学運営で培った実績をもとに、4 年制大学として鍼灸師の質と学術の更なる向上を図った。

次いで、平成 19(2007)年 4 月の学園創立 50 周年に当たり、大学名を関西鍼灸大学から関西医療大学へ、学部名も鍼灸学部から保健医療学部へ変更した。学則に掲げる大学の使命・目的も、「教育基本法の精神にのっとり、広く一般教養を高めるとともに、高い倫理観を養成し、より深い専門知識と技術を教授研究し、国民の保健に対する社会の要望に応えうる技術と能力を備えた人材の育成に努めること」と改正した。同時に、国民の多様な医療要求に広く答えることを目指し、鍼灸学科に加えて新たに保健医療学部理学療法学科を新設した。さらに、保健医療学分野における研究の発展に貢献できる研究者及び高い臨床能力をもつ高度専門職業人を養成するため大学院を設置し、保健医療学研究科鍼灸学専攻修士課程を新設した。その後、平成 23(2011)年 4 月に同研究科は、鍼灸学に加え他分野での保健医療学の専攻を広く可能とするため、保健医療学専攻修士課程へと改組した。

本学学部においては、その後も地域医療の要請に応じて学部、学科を増設し、幅広い新

たな医療人の養成を可能にした。平成 20(2008)年 4 月には、保健医療学部ヘルスプロモーション整復学科を開設し、柔道整復師の伝統医術を活かして国民の健康増進に貢献することを目指した。翌年の平成 21(2009)年 4 月には、地域において深刻化する看護師と保健師の不足に応えるため、高度な専門知識と医療技術をもつ看護師と保健師の養成を目的に保健看護学部保健看護学科を新設した。また、平成 25(2013)年 4 月には、大阪府内私立大学として初となる臨床検査学科を保健医療学部に開設し、急速な医療技術の進歩に対応できる質の高い臨床検査技師の養成を開始した。翌平成 26(2014)年 4 月には、保健看護学科に助産師養成課程を加えて看護教育の充実を図り、地域の少子化問題への対応を強化した。

平成 26(2014)年 4 月に第 3 代理事長(武田大輔)と第 5 代*学長(吉田宗平、*短大から通算)が就任し、学園の更なる発展のため新体制を築いた。平成 30(2018)年 4 月には、保健医療学部作業療法学科を開設し、受け継がれてきた建学の精神「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」をさらに推進し、国民の高齢化に伴う認知症患者の増加や発達障害を伴う児童等に対応して、理学療法学科と併せてリハビリテーション教育の幅を広げた。

この間、平成 24(2012)年 4 月に保健医療学部鍼灸学科は、はり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更し、アスレティック・トレーナー資格を同時取得できるよう教育課程を整備した。また、ヘルスプロモーション整復学科においては、健康運動実践指導者等の資格取得など、医療人の育成に加えスポーツや運動を通して国民の健康増進に寄与できる人材の育成を目指した。

3. 現在の本学における教育の個性と特色

上述のように、本学は、高度な専門知識と技術を持つ医療人の養成に特化した教育を 38 年間の堅実な法人運営のもとで継続し、単科短期大学(収容定員 360 人)から 2 学部 6 学科 1 研究科を備えた 4 年制の医療系総合大学(収容定員 1,378 人)へと発展してきた。その沿革においては、建学の精神「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」が脈々と受け継がれ、東洋医学における全人的医療の具現化を目指し、教職協働による学生の学修支援体制の充実と安全で快適な教育環境の整備を常に重視してきた。

現在、本学は、学部、学科ごとに策定したディプロマ・ポリシーのもと、アドミッション・ポリシーを活かして学生を受入れ、カリキュラム・ポリシーによって個性と特色ある教育課程を編成し、各学科における生命倫理観を重視した質の高い教育を実践している。また、本学のディプロマ・ポリシーに掲げる人材像として、多様化し複雑化する医療状況に対応して、適切に判断し行動できることを求めている。そのため、本学の使命は、東洋医学におけるはり師、きゅう師、柔道整復師から、西洋医学における看護師、助産師、保健師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師まで、国民の健康の維持・増進に寄与することができる広く多角的な分野の医療技術者を養成して社会貢献することにある。その意味で「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」を持つ一人ひとりの医療人の育成を建学の精神としている。これ迄に本学を巣立った多くの学生が、本学の建学の精神とディプロマ・ポリシーに応えて、地域の保健・医療又はスポーツの発展に尽くし、人々の健康の維持・増進に寄与する医療人として活躍している。本学は、このような人材を育成するための学修支援体制をさらに発展させるため、教職協働体制のもと自己点検・評価に基づく不断の改革と改善に努め、大学としての社会的責任を果たしている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

| 昭和 32(1957)年 5月 関西鍼灸マッサージ専門学校を創立 昭和 32(1957)年 12月 校名を関西鍼灸柔整専門学校に変更 昭和 40(1965)年 10月 準学校法人武田学園の認可 昭和 55(1980)年 5月 法人名を準学校法人関西医療学園に名称変更 昭和 59(1984)年 12月 法人組織を学校法人関西医療学園に変更 昭和 60(1985)年 4月 関西鍼灸短期大学(鍼灸学科)を開学 所属診療所・附属鍼灸施術所を開設 平成 10(1998)年 4月 関西鍼灸短期大学に専攻科*(鍼灸学専攻)を開設 *学位授与機構認定 平成 15(2003)年 3月 診療・研究棟を竣工 4月 関西鍼灸短期大学を改組し、関西鍼灸大学(鍼灸学部・鍼灸学科・健医療所を解設 **検管の変更 **(保健医療・動産)を設置 **接受)を発し、関西鍼灸大学の強し、関西鍼灸大学の強し、関西鍼灸大学の強し、関西鍼灸大学の強し、関西鍼灸大学の変更 **(保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 大学院(保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程)を設置 大学院(保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 **大学院(保健医療学部にペルスプロモーション整復学科を設置 **大学院(保健医療学部保健看護学科を設置 **年成 22(2010)年 4月 保健審養学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学可発科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学の発育・保健医療学の変更 **(と経医療学の変更 **)を開設 **大学院保健医療学の変更 **(と経医療学の変更 **)を開設 **大学院保健医療学の変更 **(と経医療学の変更 **)を対しり灸・スポーツトレーナー学科 に名称変更 **年成 24(2012)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 **(と経医療学部に臨床検査学科と設置 **)の(2018)年 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科に勘廃師養成課程を開設 **イト・観覧を検討を開設 **・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・ | · **T**/11* | | | | | |
|--|--------------|------|----------------------------|--|--|--|
| 昭和 40(1965)年 10 月 準学校法人武田学園の認可 昭和 55(1980)年 5月 法人名を準学校法人関西医療学園に名称変更 昭和 59(1984)年 12 月 法人組織を学校法人関西医療学園に変更 昭和 60(1985)年 4月 関西鍼灸短期大学(鍼灸学科)を開学 附属診療所・附属鍼灸施術所を開設 平成 10(1998)年 4月 関西鍼灸短期大学に専攻科**(鍼灸学専攻)を開設 **学位授与機構認定 平成 15(2003)年 3月 診療・研究棟を竣工 4月 関西鍼灸短期大学を改組し、関西鍼灸大学(鍼灸学部・鍼灸学科)を開学 附属保健医療施設を設置 診療所を移設、鍼灸治療所を開設 平成 19(2007)年 3月 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更 鍼灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 平成 20(2008)年 4月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 平成 21(2009)年 3月 5号館を竣工 4月 保健看護学部保健看護学科を設置 平成 22(2010)年 4月 保健看護学部保健看護学科を設置 平成 23(2011)年 4月 保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程と保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程と保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更 平成 24(2012)年 4月 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 | 昭和 32(1957)年 | 5月 | 関西鍼灸マッサージ専門学校を創立 | | | |
| 昭和 55(1980)年 5月 法人名を準学校法人関西医療学園に名称変更 12月 法人組織を学校法人関西医療学園に変更 12月 法人組織を学校法人関西医療学園に変更 14月 関西鍼灸短期大学(鍼灸学科)を開学 | 昭和 32(1957)年 | 12 月 | 校名を関西鍼灸柔整専門学校に変更 | | | |
| 昭和 59(1984)年 12 月 法人組織を学校法人関西医療学園に変更 昭和 60(1985)年 4 月 関西鍼灸短期大学(鍼灸学科)を開学 附属診療所・附属鍼灸施術所を開設 平成 10(1998)年 4 月 関西鍼灸短期大学に専攻科* (鍼灸学専攻)を開設 **学位授与機構認定 平成 15(2003)年 3 月 診療・研究棟を竣工 4 月 関西鍼灸短期大学を改組し、関西鍼灸大学 (鍼灸学部・鍼灸学科・鍼灸学科・鍼灸学部・鍼灸学科を開設 平成 18(2006)年 3 月 別西鍼灸短期大学を廃止 平成 19(2007)年 3 月 3 号館を竣工 4 月 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更 域灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 平成 20(2008)年 4 月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 平成 21(2009)年 3 月 5 号館を竣工 4 月 保健医療学部に後患養学科を設置 平成 23(2011)年 4 月 大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学の修士課程を関したる称変更 平成 24(2012)年 4 月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 25(2013)年 4 月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4 月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 30(2018)年 3 月 4 号館を竣工 4 月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | 昭和 40(1965)年 | 10 月 | | | | |
| 昭和 60(1985)年 | 昭和 55(1980)年 | 5月 | | | | |
| 平成 10(1998)年 4月 関西鍼灸短期大学に専攻科*(鍼灸学専攻)を開設*学位授与機構認定 平成 15(2003)年 3月 診療・研究棟を竣工 4月 関西鍼灸短期大学を改組し、関西鍼灸大学(鍼灸学部・鍼灸学科)を開学附属保健医療施設を設置診療所を移設、鍼灸治療所を開設 平成 18(2006)年 3月 関西鍼灸短期大学を廃止 平成 19(2007)年 3月 3号館を竣工 4月 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更鍼灸学部と保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置大学院(保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置下成 21(2009)年 3月 5号館を竣工 4月 保健医療学部保健看護学科を設置 平成 21(2009)年 9月 附属保健医療が配設に接骨院を開設大学院保健医療学部保健看護学科を設置 平成 23(2011)年 4月 大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学部など学専攻修士課程を保健医療学部に名称変更 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | 昭和 59(1984)年 | 12 月 | 去人組織を学校法人関西医療学園に変更 | | | |
| 平成 10(1998)年 4月 関西鍼灸短期大学に専攻科*(鍼灸学専攻)を開設*学位授与機構認定 平成 15(2003)年 3月 診療・研究棟を竣工 4月 関西鍼灸短期大学を改組し、関西鍼灸大学(鍼灸学部・鍼灸学科・を開学 附属保健医療施設を設置 診療所を移設、鍼灸治療所を開設 平成 18(2006)年 3月 関西鍼灸短期大学を廃止 平成 19(2007)年 3月 3号館を竣工 4月 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更 鍼灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 大学院(保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 を設置 本成 21(2009)年 3月 5号館を竣工 4月 保健医療学部保健看護学科を設置 平成 21(2009)年 9月 附属保健医療協設に接骨院を開設 大学院保健医療学部保健看護学科を設置 平成 23(2011)年 4月 大学院保健医療学部の会社課程に変更 平成 24(2012)年 4月 保健医療学部域会学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健医療学部に確康検査学科を設置 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | 昭和 60(1985)年 | 4月 | 関西鍼灸短期大学(鍼灸学科)を開学 | | | |
| 平成 15(2003)年 3月 診療・研究棟を竣工 4月 関西鍼灸短期大学を改組し、関西鍼灸大学(鍼灸学部・鍼灸学科)を開学 附属保健医療施設を設置 診療所を移設、鍼灸治療所を開設 平成 18(2006)年 3月 関西鍼灸短期大学を廃止 平成 19(2007)年 3月 3号館を竣工 4月 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更 鍼灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 大学院(保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 平成 21(2009)年 3月 5号館を竣工 4月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 平成 21(2009)年 9月 附属保健医療施設に接骨院を開設 平成 22(2010)年 9月 附属保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学部の修士課程に変更 平成 24(2012)年 4月 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | | | 附属診療所・附属鍼灸施術所を開設 | | | |
| 平成 15(2003)年 3月 診療・研究棟を竣工 4月 関西鍼灸短期大学を改組し、関西鍼灸大学(鍼灸学部・鍼灸学科)を開学 附属保健医療施設を設置 診療所を移設、鍼灸治療所を開設 平成 18(2006)年 3月 関西鍼灸短期大学を廃止 平成 19(2007)年 3月 3号館を竣工 4月 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更し、理学療法学科を設置 大学院(保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 平成 20(2008)年 4月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 平成 21(2009)年 3月 5号館を竣工 4月 保健医療で部保健看護学科を設置 平成 22(2010)年 9月 附属保健医療施設に接骨院を開設 平成 23(2011)年 4月 大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程に変更 平成 24(2012)年 4月 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | 平成 10(1998)年 | 4月 | 関西鍼灸短期大学に専攻科*(鍼灸学専攻)を開設 | | | |
| 4月 関西鍼灸短期大学を改組し、関西鍼灸大学(鍼灸学部・鍼灸学科)を開学 附属保健医療施設を設置 診療所を移設、鍼灸治療所を開設 平成 18(2006)年 3月 関西鍼灸短期大学を廃止 平成 19(2007)年 3月 3号館を竣工 4月 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更 鍼灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 大学院(保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程)を設置 平成 20(2008)年 4月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 平成 21(2009)年 3月 5号館を竣工 4月 保健医療学部保健看護学科を設置 平成 22(2010)年 9月 附属保健医療施設に接骨院を開設 平成 23(2011)年 4月 大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程に変更 平成 24(2012)年 4月 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | | | *学位授与機構認定 | | | |
| 次学科)を開学 附属保健医療施設を設置 診療所を移設、鍼灸治療所を開設 平成 18(2006)年 3月 関西鍼灸短期大学を廃止 平成 19(2007)年 3月 3号館を竣工 4月 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更 鍼灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 大学院(保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程)を設置 平成 20(2008)年 4月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 平成 21(2009)年 3月 5号館を竣工 4月 保健看護学部保健看護学科を設置 平成 22(2010)年 9月 附属保健医療施設に接骨院を開設 平成 23(2011)年 4月 大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更 平成 24(2012)年 4月 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科に助産師養成課程を開設 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | 平成 15(2003)年 | 3 月 | 診療・研究棟を竣工 | | | |
| 附属保健医療施設を設置 診療所を移設、鍼灸治療所を開設 平成 18(2006)年 3月 関西鍼灸短期大学を廃止 3月 3号館を竣工 4月 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更 鍼灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 大学院(保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程)を設置 平成 20(2008)年 4月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 平成 21(2009)年 3月 5号館を竣工 4月 保健看護学部保健看護学科を設置 平成 22(2010)年 9月 附属保健医療施設に接骨院を開設 下成 23(2011)年 4月 大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更 平成 24(2012)年 4月 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | | 4月 | 関西鍼灸短期大学を改組し、関西鍼灸大学(鍼灸学部・鍼 | | | |
| で成 18(2006)年 3月 関西鍼灸短期大学を廃止 平成 19(2007)年 3月 3号館を竣工 4月 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更 鍼灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 大学院(保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程)を設置 平成 20(2008)年 4月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 平成 21(2009)年 3月 5号館を竣工 4月 保健看護学部保健看護学科を設置 平成 22(2010)年 9月 附属保健医療施設に接骨院を開設 平成 23(2011)年 4月 大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更 平成 24(2012)年 4月 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | | | 灸学科)を開学 | | | |
| 平成 18(2006)年 3月 関西鍼灸短期大学を廃止 平成 19(2007)年 3月 3号館を竣工 4月 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更 鍼灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 大学院(保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程)を設置 平成 20(2008)年 4月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 平成 21(2009)年 3月 5号館を竣工 4月 保健看護学部保健看護学科を設置 平成 22(2010)年 9月 附属保健医療施設に接骨院を開設 平成 23(2011)年 4月 大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更 平成 24(2012)年 4月 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | | | 附属保健医療施設を設置 | | | |
| 平成 19(2007)年 3月 3号館を竣工 4月 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更 鍼灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 大学院(保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程)を設置 平成 20(2008)年 4月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 平成 21(2009)年 3月 5号館を竣工 4月 保健看護学部保健看護学科を設置 平成 22(2010)年 9月 附属保健医療施設に接骨院を開設 平成 23(2011)年 4月 大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更 平成 24(2012)年 4月 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | | | 診療所を移設、鍼灸治療所を開設 | | | |
| 4月関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更 鍼灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 大学院(保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程)を設置平成 20(2008)年4月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置平成 21(2009)年3月 4月 保健看護学部保健看護学科を設置平成 22(2010)年 平成 23(2011)年 平成 23(2011)年 平成 24(2012)年 4月 (名称変更4月 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更平成 25(2013)年 平成 26(2014)年 平成 30(2018)年4月 | 平成 18(2006)年 | 3月 | 関西鍼灸短期大学を廃止 | | | |
| 鍼灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置大学院(保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程)を設置 平成 20(2008)年 4月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 平成 21(2009)年 3月 5号館を竣工 4月 保健看護学部保健看護学科を設置 平成 22(2010)年 9月 附属保健医療施設に接骨院を開設 下成 23(2011)年 4月 大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更 平成 24(2012)年 4月 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | 平成 19(2007)年 | 3月 | 3号館を竣工 | | | |
| 大学院(保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程)を設置平成 20(2008)年4月 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置平成 21(2009)年3月 5号館を竣工4月 保健看護学部保健看護学科を設置平成 22(2010)年9月 附属保健医療施設に接骨院を開設平成 23(2011)年4月 大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更平成 24(2012)年4月 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更平成 25(2013)年4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置平成 26(2014)年4月 保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設平成 30(2018)年3月 4号館を竣工4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | | 4月 | 関西鍼灸大学を関西医療大学に名称変更 | | | |
| 平成 20(2008)年4月保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置平成 21(2009)年3月5号館を竣工4月保健看護学部保健看護学科を設置平成 22(2010)年9月附属保健医療施設に接骨院を開設平成 23(2011)年4月大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更平成 24(2012)年4月保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更平成 25(2013)年4月保健医療学部に臨床検査学科を設置平成 26(2014)年4月保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設平成 30(2018)年3月4号館を竣工4月保健医療学部に作業療法学科を設置 | | | 鍼灸学部を保健医療学部に変更し、理学療法学科を設置 | | | |
| 平成 21(2009)年3月5号館を竣工4月保健看護学部保健看護学科を設置平成 22(2010)年9月附属保健医療施設に接骨院を開設平成 23(2011)年4月大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更平成 24(2012)年4月保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更平成 25(2013)年4月保健医療学部に臨床検査学科を設置平成 26(2014)年4月保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設平成 30(2018)年3月4号館を竣工4月保健医療学部に作業療法学科を設置 | | | 大学院(保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程)を設置 | | | |
| 4月保健看護学部保健看護学科を設置平成 22(2010)年9月附属保健医療施設に接骨院を開設平成 23(2011)年4月大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更平成 24(2012)年4月保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更平成 25(2013)年4月保健医療学部に臨床検査学科を設置平成 26(2014)年4月保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設平成 30(2018)年3月4号館を竣工4月保健医療学部に作業療法学科を設置 | 平成 20(2008)年 | 4月 | 保健医療学部にヘルスプロモーション整復学科を設置 | | | |
| 平成 22(2010)年9月附属保健医療施設に接骨院を開設平成 23(2011)年4月大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更平成 24(2012)年4月保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更平成 25(2013)年4月保健医療学部に臨床検査学科を設置平成 26(2014)年4月保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設平成 30(2018)年3月4号館を竣工4月保健医療学部に作業療法学科を設置 | 平成 21(2009)年 | 3月 | 5号館を竣工 | | | |
| 平成 23(2011)年4月大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更平成 24(2012)年4月保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更平成 25(2013)年4月保健医療学部に臨床検査学科を設置平成 26(2014)年4月保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設平成 30(2018)年3月4号館を竣工4月保健医療学部に作業療法学科を設置 | | 4月 | 保健看護学部保健看護学科を設置 | | | |
| 学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更平成 24(2012)年4月保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更平成 25(2013)年4月保健医療学部に臨床検査学科を設置平成 26(2014)年4月保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設平成 30(2018)年3月4号館を竣工4月保健医療学部に作業療法学科を設置 | 平成 22(2010)年 | 9月 | 附属保健医療施設に接骨院を開設 | | | |
| 平成 24(2012)年4月保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に名称変更平成 25(2013)年4月保健医療学部に臨床検査学科を設置平成 26(2014)年4月保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設平成 30(2018)年3月4号館を竣工4月保健医療学部に作業療法学科を設置 | 平成 23(2011)年 | 4月 | 大学院保健医療学研究科・鍼灸学専攻修士課程を保健医療 | | | |
| 平成 25(2013)年 4月 保健医療学部に臨床検査学科を設置 平成 26(2014)年 4月 保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | | | 学研究科・保健医療学専攻修士課程に変更 | | | |
| 平成 25(2013)年4月保健医療学部に臨床検査学科を設置平成 26(2014)年4月保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設平成 30(2018)年3月4号館を竣工4月保健医療学部に作業療法学科を設置 | 平成 24(2012)年 | 4月 | 保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科 | | | |
| 平成 26(2014)年4月保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設平成 30(2018)年3月4号館を竣工4月保健医療学部に作業療法学科を設置 | | | に名称変更 | | | |
| 平成 30(2018)年 3月 4号館を竣工 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | 平成 25(2013)年 | 4月 | 保健医療学部に臨床検査学科を設置 | | | |
| 4月 保健医療学部に作業療法学科を設置 | 平成 26(2014)年 | 4月 | 保健看護学部保健看護学科に助産師養成課程を開設 | | | |
| | 平成 30(2018)年 | 3月 | 4号館を竣工 | | | |
| 保健医療学部臨床検査学科に細胞検査士養成課程を開設 | | 4月 | 保健医療学部に作業療法学科を設置 | | | |
| | | | 保健医療学部臨床検査学科に細胞検査士養成課程を開設 | | | |

2. 本学の現況

大学名 関西医療大学

所在地 大阪府泉南郡熊取町若葉 2 丁目 11 番 1 号

学部・大学院の構成

| 学部・大学院 | 学科・研究科 | 設置年月等 |
|-----------------|-----------------|---|
| | はり灸・スポーツトレーナー学科 | 平成 24(2012)年 4 月に鍼灸学 科(平成 15(2003)年 4 月設置) から名称変更 |
| 保健医療学部 | 理学療法学科 | 平成 19(2007)年 4 月設置 |
| 水 (是区原于印 | 作業療法学科 | 平成 30(2018)年 4 月設置 |
| | ヘルスプロモーション整復学科 | 平成 20(2008)年 4 月設置 |
| | 臨床検査学科 | 平成 25(2013)年 4 月設置 |
| 保健看護学部 | 保健看護学科 | 平成 21(2009)年 4 月設置 |
| 大学院 | 保健医療学研究科保健医療学専攻 | 平成 23(2011)年 4 月に保健医療学研究科鍼灸学専攻(平成19(2007)年 4 月設置)から改組 |

学部の学生数 (単位:人)

| 学如 | 学部 学科 | | 入学 収容 | | 7 | 在籍学生数 | | | |
|------------|---------------------|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-------|--|
| 一十可 | | 定員 | 定員 | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 合計 | |
| | はり灸・スポーツ トレーナー学科 | 50 | 200 | 50 | 43 | 46 | 31 | 170 | |
| | 理学療法学科 | 60 | 240 | 69 | 64 | 61 | 63 | 257 | |
| 保健医療 学部 | 作業療法学科 | 40 | 160 | 42 | 29 | 30 | 34 | 135 | |
| | ヘルスプロモー ション整復学科 | 40 | 160 | 24 | 30 | 20 | 31 | 105 | |
| | 臨床検査学科 | 60 | 240 | 66 | 77 | 58 | 57 | 258 | |
| 保健看護 学部 | 保健看護学科 | 90 | 360 | 103 | 105 | 102 | 91 | 401 | |
| | 合 計 | 340 | 1,360 | 354 | 348 | 317 | 307 | 1,326 | |

大学院の学生数(単位:人)

| 研究科 | 声 | 入学 | 収容 | 7 | 生籍学生 | 数 |
|--------------------|----------|----|----|-----|------|----|
| 491 5014 | 导久 | 定員 | 定員 | 1年次 | 2 年次 | 合計 |
| 保健医療学研究科 (修士課程) | 保健医療学 | 9 | 18 | 13 | 7 | 20 |

学部の教員数 (単位:人)

| 学部 | 学科 | | 専任 | 教員数 | | 助手 | 合計 |
|------------|---------------------|----|-----|-----|----|----|-----|
| 子印 | <u>→</u> 17 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 功士 | 口百日 |
| | はり灸・スポーツ トレーナー学科 | 6 | 2 | 7 | 3 | 0 | 18 |
| | 理学療法学科 | 6 | 3 | 0 | 4 | 0 | 13 |
| 保健医療 学部 | 作業療法学科 | 4 | 0 | 2 | 3 | 0 | 9 |
| | ヘルスプロモー ション整復学科 | 5 | 1 | 2 | 3 | 0 | 11 |
| | 臨床検査学科 | 8 | 3 | 2 | 1 | 0 | 14 |
| 保健看護 学部 | 保健看護学科 | 9 | 5 | 10 | 6 | 4 | 34 |
| | 合 計 | 38 | 14 | 23 | 20 | 4 | 99 |

大学院の教員数 (単位:人)

| 研究科 | | 専任教 | 数員数※ | | 助手 | 合計 | |
|----------|----|-----|------|----|----|----|--|
| 切 九杆 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 功士 | | |
| 保健医療学研究科 | 33 | 6 | 3 | 3 | 0 | 45 | |
| 合 計 | 33 | 6 | 3 | 3 | 0 | 45 | |

^{**}大学院の教員は、全て学部の教員が兼担している。

注)本学は、大学設置基準上の教員に関する規定は、令和 4(2022)年 10 月の改正設置基準の附則第 4 条(施設及び教員に関する経過措置)に基づき、改正前大学設置基準の規定を適用することとしている。

職員数(単位:人)

| 正職員 | 嘱託職員 | パート | 派遣職員 | 合計 |
|-----|------|-----|------|----|
| 38 | 5 | 11 | 5 | 59 |

- 注) 職員数には法人本部の職員を含む。
- 注) 附属施設の医療系の職員は含まない。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命•目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-(1) 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示
- 1-1-4 変化への対応

(1) 1-1の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

関西医療大学(以下「本学」という。)の使命・目的及び関西医療大学大学院(以下「大学院」という。)の使命・目的は、学校教育法第83条・第99条、大学設置基準第2条及び大学院設置基準第1条の2の定めに則り、「関西医療大学 学則」【資料1-1-1】(以下「大学学則」という。)第1条及び「関西医療大学大学院 学則」【資料1-1-2】(以下「大学院学則」という。)第1条において、それぞれ次のとおり具体的に明示している。

<大学学則 第1条>

本学は、教育基本法の精神にのっとり、広く一般教養を高めるとともに、高い倫理 観を養成し、より深い専門知識と技術を教授研究し、国民の保健に対する社会の要望 に応えうる技術と能力を備えた人材の育成に努めることを目的とする。

<大学院学則 第1条>

関西医療大学大学院(以下「本大学院」という。)は、保健医療に関する学術の理論 及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、国民保健の進展に寄与することを目的と する。

保健医療学部及び保健看護学部の教育目的は、大学学則【資料 1-1-1】第 1 条の条文を踏まえ、同学則第 1 条の 2 第 1 項及び第 1 条の 3 第 1 項にそれぞれ次のとおり具体的に明示している。

<大学学則 第1条の2第1項>

保健医療学部(本条において以下「本学部」という。)は、大学の目的にのっとり、 保健医療に関わる医療人に求められる広い一般教養と高い倫理観を養成するととも に、より深い保健医療に関する専門知識と技術を教授研究し、保健医療に対する社会 の要請に応えうる技術と能力を持つ人材の育成に努める。

<大学学則 第1条の3第1項>

保健看護学部(本条において以下「本学部」という。)は、大学の目的にのっとり、 保健看護に関わる医療人に求められる広い一般教養と高い倫理観を養成するととも に、より深い保健看護に関する専門知識と技術を教授研究し、保健看護に対する社会 の要請に応えうる技術と能力を持つ人材の育成に努める。

保健医療学部に置く 5 学科の教育目的は大学学則【資料 1-1-1】第 1 条の 2 第 2 項第 1 号から第 5 号に、保健看護学部保健看護学科の教育目的は同学則第 1 条の 3 第 2 項において、それぞれ次のとおり具体的に明示している。

<大学学則 第1条の2第2項第1号から第5号>

- (1) 本学部はり灸・スポーツトレーナー学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養と高い倫理観を養成し、より深い東洋医学系物理的治療に関する専門知識と技術を教授研究し、質の高い鍼灸医学系の人材の育成に努める。
- (2) 本学部理学療法学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養と高い倫理観を養成し、より深い理学療法に関する専門知識と技術を教授研究し、質の高い理学療法士の人材の育成に努める。
- (3) 本学部作業療法学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養と高い倫理観を養成し、より深い作業療法に関する専門知識と技術を教授研究し、質の高い作業療法学系の人材の育成に努める。
- (4) 本学部ヘルスプロモーション整復学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養 と高い倫理観を養成し、保健と柔道整復に関する専門知識と技術を教授研究し、質 の高い保健医療学系の人材の育成に努める。
- (5) 本学部臨床検査学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養・高い倫理観と高度な専門知識・技術をもとに臨床検査を遂行し、チーム医療の一員として社会に役立つ使命感を持った人材の育成に努める。

<大学学則 第1条の3第2項>

本学部保健看護学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養、豊かな人間性、及び高い倫理観を養成し、保健看護に関するより深い専門知識と技術を教授研究し、保健看護の実践・教育・研究など広い分野で活躍できる質の高い人材の育成に努める。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、1-1-①で引用したとおり学則の条文中においていずれも簡潔かつ明瞭に表現している。大学ホームページ【資料 1-1-3】においても、大学、大学院、学部及び学科の教育研究上の目的について、学則の条文に基づいた丁寧な文章に置き換えることで受験生や学生、保護者等に対して説明している。

学生に対しては、年度当初の新入生オリエンテーションで配付する学生便覧【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】に「建学の精神と本学の成り立ち」という項目を設け、本学の沿革と教育理念、学部、学科、研究科の教育の目的等を分かりやすく丁寧に説明している。

1-1-3 個性・特色の明示

本学の個性は、本学の前身となる関西鍼灸短期大学が開学した昭和 60(1985)年以来、建学の精神が掲げる「地域医療の発展に生涯をかけて献身的に尽す奉仕の精神を備えた人材の育成」を具現化するため、社会情勢の変化に応じながら一貫して医療人を育成する教育に特化した大学運営を継続してきたことにある。また、本学の淵源となる東洋医療の全人的な考え方を各学科の教育の中に取り入れつつ、多様化する現代の保健・医療の現場における諸問題に適切に対処していることである。すなわち、大学、学部、学科、研究科の各レベルにおいて策定した三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)【資料 1-1-6】~【資料 1-1-9】に基づき、各学科・研究科が特色あるカリキュラムのもとで教育を実践していることである。

学部における教育上の個性と特色については、大学学則【資料 1-1-1】第 1 条の 2 及び 第 1 条の 3 において「広い一般教養と高い倫理観の養成」「保健医療(又は保健看護)に関する専門知識と技術の教授研究」「社会の要請に応えうる技術と能力を持つ人材の育成」と 端的に示している。

大学院における教育上の個性と特色については、学部教育を発展させ、より高い専門性を求める教育で建学の精神を実現していくため、大学院学則【資料 1-1-2】第 1 条において「保健医療に関する学術の理論及び応用の教授研究の深奥を究め、国民保健の進展に寄与する」と表現し、保健医療学領域における幅広い見識と深い専門知識及び科学的探究心に基づく研究能力をもつ医療人材を育成することと明示している。

1-1-4 変化への対応

わが国では、平成の時代以降に進行してきた人口の少子化・高齢化及び国民の食生活を含む生活習慣の多様化に伴い、国民の疾病構造が変化してきた。それに伴い保健・医療に対する社会からの要請も急速に変化し、医学・医療の細分化を招いている。医療人を養成する高等教育機関には、このような社会情勢の変化に適切に対応し、時代が求める専門的な医療知識と技術を携えた人材を育成することにより、わが国の保健・医療の発展と国民の健康の維持・増進に寄与するという社会的使命がある。

本学は、建学の精神が目指す「社会からの要請に応えることができる医療人の養成」という明確な使命・目的を学則として掲げ、刻々と変化する社会や医療の情勢を見据え、社会からの要請に迅速かつ誠実に応えてきた。そのことは、本評価書冒頭の「建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」で述べたが、設置時には鍼灸学部鍼灸学科の1学部1学科であった関西鍼灸大学から現在の2学部6学科1研究科を携える医療系大学への発展を目指す堅実な努力を重ねてきたことにある【資料1-1-10】~【資料1-1-12】。

各学科の収容定員については、常に社会の医療事情を見据えて検討し、平成 27(2015)年 4 月には保健医療学部理学療法学科と保健看護学部保健看護学科、平成 30(2018)年 4 月には保健医療学部臨床検査学科において入学定員増を図って人材不足の解消を求める地域医療の要請に応えてきた【資料 1-1-13】。

大学院は平成 23(2011)年 4 月に従前の鍼灸学専攻から保健医療学専攻へと改組し、広く保健医療学領域から大学院生の受入れが可能となるよう教育課程を整備した【資料 1-1-

14 l_o

学部における各学科の教育課程は基本的に医療人の学校養成所としての指定(又は認定)規則(以下「指定規則」という。)の改正を踏まえて教育の質の向上を図る見直しを行い、学則変更を届け出ている。直近では臨床検査学科と保健看護学科の教育課程を変更して令和4(2022)年度入学生から運用している【資料1-1-15】【資料1-1-16】。また、学科名については、平成24(2012)年度に教育課程の変更に伴い保健医療学部鍼灸学科をはり灸・スポーツトレーナー学科に変更した【資料1-1-17】。さらに、学校教育法、私立学校法等の法改正に対しては、寄附行為又は学則を含む学内規則の見直しと変更を行うことで適切に対応してきた。

このように、本学は、社会と医療の情勢や要請に応じて新学部又は新学科の設置、研究 科の改組、教育課程の変更等を誠実に行い、それに伴う大学の使命・目的及び学部等の教 育目的の見直しについて、適切な手続きを踏まえて実行してきた。

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

大学学則及び大学院学則に定めた本学の学部及び大学院の教育目的には、本学が掲げる 建学の精神を具現化するための内容を明示している。今後も、本学の建学の精神と教育上 の個性・特色が社会により広くかつ分かりやすく伝わり、本学の認知と理解が浸透するよ うに、学長直轄の大学企画推進室、アドミッションセンター及び学園入試・広報部が中心 となり様々な媒体を活用した大学広報活動を展開していく。

今後の社会要請の変化、ポスト・コロナの医療業界の動向あるいは DX (デジタルトランスフォーメーション) 化による医療技術の進歩や質向上等に対しては、関連情報の収集に努め変化の動向を見据えて柔軟かつ的確に対応して大学としての社会的使命を果たして行く。そのためには、大学の意思決定の場である大学運営会議が中心となり、逐次具体的な課題を取り上げて改革を進める。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学は、建学の精神と使命・目的を役員及び教職員で共有し、自校への帰属意識を高めるためのツールとして、携帯型のクレド【資料 1-2-1】を作成している。クレドには建学の

精神、大学の存在意義、教育姿勢、行動規範を文章化して示すほか、法人の沿革と創始者 (初代理事長)に纏わるエピソード等を記載している。現在のクレドは平成 19(2007)年 4 月の初版発行から数回の改訂を経て令和 4(2022)年 4 月に発行したものとなる。

学部、学科等の設置又は教育課程の変更等を行う際には、まず学長の指示のもとで学則改正に係る事務原案を策定し、両学部又は大学院教授会にて同原案に対する意見を聴いて論議したのち、学長が開催する大学運営会議(基準項目 4·1 の①で述べる)で審議を行うことで学内の教職員の理解と支持を得ている。また、役員等に対しては、理事長が学内理事等を招集して開催する学園運営会議(基準項目 5·3 の①で述べる)において大学運営会議の審議結果について論議したのち、評議員会において学部、学科等の設置又は教育課程の変更に係る学則改正案を説明して意見を聴き、さらに理事会で同案を審議することにより役員からの支持と承認を得ている。

例えば、直近の大学院研究科における博士後期課程の設置計画(令和 6(2024)年 4 月開設予定)に際しては、大学院教授会【資料 1-2-2】で論議した大学院学則改正案を、大学運営会議【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】で審議し、そののちに学園運営会議【資料 1-2-5】の承認を得て評議員会【資料 1-2-6】に諮り、理事会【資料 1-2-7】にて承認するという手続きを経て、学内の教職員、評議員及び役員の理解と支持を得た。

なお、理事会・評議員会の決議事項は、法人本部長が大学運営会議又は事務調整会議において概略を報告して教職員に周知している。また、大学の教職員を対象に毎月1回総務課が発信する「事務連絡」【資料1-2-8】にも直近に開催した理事会・評議員会の承認事項一覧を掲載して教職員の理解と支持を得るようにしている。

1-2-② 学内外への周知

本学が掲げる建学の精神は、大学ホームページ【資料 1-2-9】に明記することで学内外に広く周知している。学部・大学院の教育目的と三つのポリシーは、学校教育法施行規則第165条の2及び同規則第172条の2に則り大学ホームページ【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】に掲載し公表している。大学学則【資料 1-1-1】第1条及び大学院学則【資料 1-1-2】第1条に定めた教育研究上の目的に関する条文は、基準項目1-1で述べたようにホームページで分かりやすい表現に置き換えて掲載している。

受験生と保護者、高等学校に対しては、本学の使命・目的をオープンキャンパスや高校訪問、進学ガイダンスなどの広報活動で説明している。また、大学・大学院の学校案内冊子【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】、入学試験要項【資料 1-2-14】、その他民間の大学受験情報サイト等へ記載して理解と共感が広く浸透するよう努めている。

建学の精神については、学長が入学式の式辞で説明するほか、新入生オリエンテーションで配付する学生便覧【資料 1-2-15】【資料 1-2-16】にも説明を掲載している。また、全ての学科において1年次前期必修科目に配当している「東洋医療の基礎・導入教育」では、自校教育の立場から建学の精神と三つのポリシーを取り上げて学生の理解を深めている。新入生の保護者には、入学式当日に実施する保護者説明会で建学の精神と本学の教育方針、三つのポリシーを紹介している。新任教職員に対しては、年度当初に行う新任教職員研修会(基準項目 4-3 の①で述べる)において、本学の建学の精神と沿革、使命・目的、三つのポリシー等を説明し、理解を深めている。

なお、大学管理棟正面玄関前には図 1-2-1 に示すとおり、平成 19(2007)年の学園創立 50 周年記念事業の一環として設置した石板に第 2 代理事長の揮毫で建学の精神を刻印し、大学来訪者の目に触れるよう機会を設けている。



図 1-2-1 管理棟正面玄関前に設置した建学の精神の石板

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、建学の精神の具現化と学則に定める本学の使命・目的を実現することを目指し、学内の各組織・部署・各種委員会等が取組むべき大学運営上の諸活動を法人の中期計画の中に反映させて策定し、年次単位のPDCAサイクルを機能させて行動している。大学の中期計画では、「大学の使命」「教育」「学生支援」「研究」「管理運営」「地域連携」「内部質保証」の7領域を本学の使命・目的を実現するための将来ビジョンを支える柱として掲げており、大学運営会議が中心となって中期計画の目標達成のためのアクションプランを5か年単位で策定している。令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの中期計画【資料1-2-17】については、大学運営会議において本学の使命・目的を反映する18項目の大目標と34項目の小目標のもとに57件のアクションプランを策定【資料1-2-18】~【資料1-2-20】し、令和5(2023)年3月開催の評議員会【資料1-2-21】で評議員の意見を聴き、同日開催の理事会【資料1-2-22】の審議を経て承認を得た。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、文部科学省中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成 20(2008) 年 12 月)に基づき、大学学則に定める教育目的を具体的に反映する三つのポリシーを平成 26(2014)年4月に策定し、大学ホームページ【資料 1-2-11】で公表している。本学の三つのポリシーは、大学全体のポリシーのもとに学部、学科又は研究科単位で策定している【資料 1-2-23】~【資料 1-2-26】。これらのポリシーは、新学科の設置又は教育課程の変更に伴う使命・目的の変更内容が反映するよう、適宜、見直している。また、本学の三つのポリシーと教育方針に関しては、学外の視点からの意見を聴取するため、学生の臨床(又は臨地)実習先又は就職先の施設等の担当者を対象としてアンケート調査【資料 1-2-27】を行い、貴重な意見として活用している。

1-2-5 教育研究組織の構成との整合性

本学は、学校教育法第85条、大学設置基準第3条・第4条、大学院設置基準第5条・第6条、「関西医療学園 寄附行為」【資料1-2-28】第4条、大学学則【資料1-2-29】第4条及び大学院学則【資料1-2-30】第2条の規定に則り、両学則第1条に定める教育研究上の目的を実現するための教育研究組織として、図1-2-2に示すとおり、保健医療学部、保健看護学部の2学部及び大学院を設置している。保健医療学部にはり灸・スポーツトレーナー学科、理学療法学科、作業療法学科、ヘルスプロモーション整復学科及び臨床検査学科の5学科を置き、保健看護学部には保健看護学科を置いている。また、大学院には保健医療学研究科に保健医療学専攻(修士課程)を置いている。これらの学部、学科、研究科の名称は、学則に定める教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。

両学部 6 学科のうち臨床検査学科を除く 5 学科は医療関係技術者の養成学校としての指定(認定)を受けている【資料 1-2-31】。臨床検査学科は厚生労働省による科目申請審査の承認を得ており、いずれの学科も本学の使命・目的に整合した教育研究組織として機能している。

なお、本学は大学学則第50条に則り、附属施設として附属図書館と附属保健医療施設を置いている。これらについては基準項目2-5の①と②で述べる。

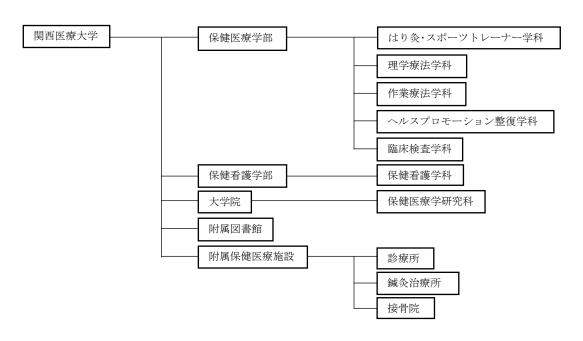


図 1-2-2 関西医療大学における教育研究組織・附属施設の構成

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

建学の精神と大学の使命・目的については、今後も様々な機会と方法を通じて役員と教職員に対してより深い理解と支持を得ることができるように努めていく。学生に対しては、初年次教育科目における自校教育の機会を利用して、建学の精神の浸透を図るための分かりやすい説明で理解を深めていく。また、受験生を含む学外のステークホルダーに対しては、大学ホームページ等の媒体やオープンキャンパス等の入試広報活動を通して建学の精

神と大学の使命・目的に対する理解と支持、共感を広げる努力を強化していく。

中期計画については、目標達成のための年次計画としてのアクションプランの遂行に努めると同時に、学内の各レベルにおいて PDCA サイクルを適切に機能させて、必要に応じて見直しと改善を図っていく。

三つのポリシーについては、学内における点検のほか実習施設等の外部からの意見や評価を取入れて毎年点検を行っている。今後も引き続き、時代に即した人材育成がなされているかどうか再評価し、必要に応じてポリシーの改善を行っていく。

[基準1の自己評価]

本学は、建学の精神に基づき、大学及び大学院の学則の条文において教育研究上の使命・目的を明確に掲げている。それらの実現のため、教育研究組織を適切に構築して三つのポリシーに沿った教育・研究を実施している。大学及び大学院の教育上の個性と特色は、大学ホームページや広報用の冊子等の媒体を活用して広く社会に提示することにより、役員、教職員、学生を含む学内外の理解と支持を得るよう努めている。大学の中期的な計画は使命・目的を反映させて適切に策定しており、PDCAサイクルを機能させながら目標達成を目指している。

以上のことから、本学は、基準1の基準項目を全て満たしていると考える。

基準 2. 学生

- 2-1. 学生の受入れ
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、大学学則【資料 2-1-1】及び大学院学則【資料 2-1-2】に掲げた使命・目的を実現するために受入れるべき学生像をアドミッション・ポリシーとして策定している。基準項目 1-2 の④で述べたとおり、本学は三つのポリシーを大学、学部、学科又は研究科の各レベルで策定している。アドミッション・ポリシーも大学全体としてのポリシーのもとに、学部、学科又は研究科のポリシーを定めている【資料 2-1-3】~【資料 2-1-6】。

本学のアドミッション・ポリシーは、大学案内【資料 2-1-7】、大学院案内【資料 2-1-8】、 大学及び大学院の入学試験要項【資料 2-1-9】【資料 2-1-10】並びに本学ホームページ【資料 2-1-11】等に掲載し、受験生、学生、保護者等のステークホルダーを含む社会に対して広く公表し、周知している。特に大学の入学試験要項では冒頭ページに各学科のアドミッション・ポリシーを掲載し、建学の精神と教育目標、各学科が求める学生像、入学者選抜の基本方針等を項目ごとに分かりやすく説明している。

オープンキャンパスは、各学科の説明会や個別相談の場において、来学した受験生や保護者にアドミッション・ポリシーの意図や内容を周知する最良の機会である。令和 2(2020) 年度とその翌年度のオープンキャンパスは新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の影響のため開催に大きな制限が生じたが、令和 4(2022)年度は感染対策に配慮しながら対面方式で7回のオープンキャンパス【資料2-1-12】を開催し、前年度比33%増の来場者を得て、アドミッション・ポリシーも丁寧に説明して周知することができた。また、オンラインによる受験相談や個別の学校見学は随時受付けており、アドミッション・ポリシーを周知する機会を拡充するよう努めている。

高校の進路指導担当教員に対しては、大学入試・広報課職員による高校訪問によりアドミッション・ポリシーを説明し、本学が求める学生像の浸透を図っている。令和 4(2022) 年度の高校訪問活動は新型コロナの影響が残る中において 116 校を訪問した【資料 2-1-13】。また、受験業者等が高校や一般会場で主催する進学ガイダンス、模擬授業等のイベントに対しては学科教員や大学入試・広報課職員が積極的に参加してアドミッション・ポリシーの周知と広報活動に努めている。令和 4(2022)年度は 274 件の企画に参加した【資料2-1-13】。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学は、社会に公表している建学の精神とアドミッション・ポリシーに共感を持ち本学

への入学を希望する受験生を広く募集しており、文部科学省による「大学入学者選抜実施要項」に則り、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試を公正かつ妥当な方法で実施している。学部の入試は一般選抜、公募制推薦選抜、大学入学共通テスト利用選抜、総合型選抜、社会人特別選抜のほか、指定校制推薦選抜、ファミリー選抜の区分を設けており、多様な選抜方式のもとで受験生を広く募集して入学者を受入れる体制を敷いている。これらの各入試区分の選抜方針については、入学試験要項【資料2-1-9】に明記している。また、受験生には、大学入試・広報課が毎年発行している受験生向け広報誌「Style-K」【資料2-1-14】を配布して本学の入試制度や過去の入試問題などの情報を提供しているほか、高校の進路指導担当教員には近畿圏における私立大学の看護・医療系学科に関する入試情報や本学の入試区分ごとの出願状況を掲載した「Style-K高校版」【資料2-1-15】、医療分野への進学を目指す低学年層には「First Step」【資料2-1-16】、そして本学合格者には入学前教育の受講やキャンパスライフの解説を掲載した「Style-K合格者版」【資料2-1-17】を発行し、入試全般に関する幅広い情報を提供した。

本学は、学長のもとに「関西医療大学 アドミッションセンター規程」【資料 2-1-18】によりアドミッションセンターを置き、本学の入試の実施と改善及び入試に関する情報収集と分析に取組んでいる。本センターは専任教員がセンター長を務め、学園入試・広報部長がアドミッションオフィサーを担当することで教職協働の運営体制を敷いている。各試験の実施方法に関する企画と調整は、センター内に組織する一般・推薦型選抜部会が協議している【資料 2-1-19】~【資料 2-1-21】。令和 5(2023)年度入試においては、学科試験、基礎学力検査、大学入学共通テスト、面接、グループ・ディスカッション、口頭試問、小論文、書類審査などを試験方式ごとに組合せて実施した。各区分の入試の実施に際しては、学長を本部長とする入試本部を組織して監督者調整会を含む入試当日の運営や危機管理への対応を行う体制を敷いている。

入試問題については、本学が出題する全ての問題を自学で作問する方針としている。また、入試問題は作問者自身による校正のほかにアドミッションセンター長の依頼を受けた学内の専任教員及び外部の専門業者による第三者校正を段階的に行い、出題ミスを防ぐための点検を厳格に実施している【資料 2-1-19】。なお、過年度の入試問題の一部は大学ホームページから外部サイトにリンクする形式で公表し、受験生へ情報提供している。

入試の合否判定は、先ず「関西医療大学 入学選考委員会規程」【資料 2-1-22】第 4 条に則り学長のもとに置く入学選考委員会が、各入試区分の選考方法に基づく入試成績データを協議して合否判定案を作成する。次いで、学長が同委員会の合否判定案に関して学部合同教授会(基準項目 4-1 の②で述べる)又は大学院教授会の意見を聴くことで、公正かつ厳正な判定を行っている。

本学は、公募制推薦選抜では選考方法に面接を取入れ、面接時に志望動機を聴き、アドミッション・ポリシーに沿った出願であることを受験生に確認している。また、入学直後の新入生を対象に実施している「進路決定プロセスに関する新入生アンケート」【資料 2-1-23】の中で本学が受入れた学生とアドミッション・ポリシーの関係を検証している。令和 4(2022)年 4 月に行った同調査では、自分の将来像がアドミッション・ポリシーに合致するか否かの設問に対して「あてはまっている」の回答が 70%、「ややあてはまっている」の回答が 25%を占めていた。これを令和元(2019)年度の同調査結果と比較すると全体が

「あてはまっている」にシフトしてポイントが上昇しており、本学の同ポリシーに対してより高い理解と強い共感を抱いて入学する学生の増加がみられた【資料 2-1-24】。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 5(2023)年度における入学定員充足率は大学全体で 1.03 倍であり、学部全体では 1.02 倍、保健医療学部が 0.99 倍、保健看護学部が 1.12 倍であった。また、大学院保健医療学研究科の入学定員充足率は 1.44 倍であった【資料 2-1-25】。

学部の学生受入れ状況について直近の 5 年間をみると、ヘルスプロモーション整復学科は入学定員未充足が毎年継続しており、入学定員充足率の 5 年間平均は 0.73 倍となっている。また、令和 3(2021)年度入試では、新型コロナによる行動制限のためオープンキャンパス、高校訪問、進学説明会等の対面式の学生募集活動の実施が強い制約を受けたことが一因となり、作業療法学科の入学定員充足率が 0.75 倍に低下し、令和 4(2022)年度には作業療法学科の 0.75 倍に加えてはり灸・スポーツトレーナー学科の入学定員充足率も 0.84 倍に低下した。令和 5(2023)年度入試では作業療法学科とはり灸・スポーツトレーナー学科の入学定員充足率はそれぞれ 1.03 倍と 1.00 倍と回復して改善傾向にあるものの、ヘルスプロモーション整復学科は 0.58 倍であり、依然として厳しい入学定員未充足が続いている。そのため、保健医療学部全体としては 3 年連続で入学定員未充足という状況に置かれており、収容定員充足率についても令和 3(2021)年度から 1.0 倍未満となっている【資料 2-1-26】。一方、保健看護学部では志願者数が減少傾向にあるものの、入学定員、収容定員をともに堅調に充足している。大学院研究科の学生受入れ状況は年度ごとに増減があるが、過去 5 年間の入学定員充足率の平均は 1.07 倍であり、収容定員充足率も適正に維持している【資料 2-1-27】。

本学は定員に沿った入学生を確保して収容定員を満たす学生数を維持するため、これ迄にアドミッションセンターと大学入試・広報課が中心となり、オープンキャンパスや高校訪問等の対面式の学生募集活動を充実させることで本学の特色と魅力を伝えることに注力してきた。さらに、ホームページや SNS 等を活用した情報発信も行うことで志願者の確保に努めてきた。しかしながら、一部の学科においては平成 30(2018)年度から入学定員未充足が継続しており、学生募集活動の成果が得られない状況で推移してきた。特に令和2(2020)年度から 3 年間は新型コロナによる行動制限のため対面式の募集活動が著しい影響を受ける形で、上述のとおり複数学科において学生確保状況の悪化が顕在化してきた。

この状況は本学の存続に関わる深刻な問題であることから、法人内に置く学園運営会議において理事長が状況を改善するよう指示を出し【資料 2-1-28】、法人本部に置く将来構想検討委員会の議論を経て学生確保の取組みの強化がなされた【資料 2-1-29】~【資料 2-1-31】。具体的には、まず、定員未充足学科の教員と大学入試・広報課職員との協働で組織する「学生確保プロジェクトチーム」を学科単位で立ち上げ、新型コロナの影響で低調となっていた高校訪問活動を強化し、令和 5(2023)年度から戦略的な高校訪問を展開することにより入学志願者の確保を図る取組みを計画している。また、学長が出願の競争力を高めるための入試改革の一環として、現行の入試問題の出題形式を見直して早急に改善するようアドミッションセンターに指示を出した【資料 2-1-32】【資料 2-1-33】。さらに、人事面においては、令和 5(2023)年 4 月に大学入試・広報課職員を増員し、外勤の広報活動を

中心とするマンパワーの強化を図った。オープンキャンパスについても開催方式を見直し、一層の集客力と訴求力の向上を図る工夫を検討して実施する【資料 2-1-34】ほか、入試日程の見直しを行うなど、令和 6(2024)年度入試に向けて低迷する学生募集状況の改善に全学で取組んでいる。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、学部及び大学院において、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試を公正かつ厳格に実施している。学部の入試は一般選抜、公募制推薦選抜、大学入学共通テスト利用選抜、総合型選抜、社会人特別選抜のほか、指定校制推薦選抜、ファミリー選抜の区分を設けており、多様な選抜方式のもとで受験生を広く募集して入学者を受入れる体制を敷いている。また、令和4(2022)年4月の調査では9割を超える入学生が自分の所属学科が掲げるアドミッション・ポリシーの人物像にあてはまっているとの実感を持つことから、アドミッション・ポリシーに沿った入学生受入れがなされていると言える。今後も様々な学生募集活動を通じて本学のアドミッション・ポリシーの周知に努め、理解の浸透を図っていく。

一方、保健医療学部の入学定員未充足は改善すべき喫緊の課題と認識している。新たに開始する学生確保の取組みで高校から収集した情報を活かし、オープンキャンパスの企画の改善を中心に本学の魅力と学びの特色を受験生と低学年層にさらに浸透させる方策を講じ、来学者の動員と入学志願者の増加を図る努力を教職協働体制で推進していく。また、今後の 18 歳人口の急減、受験生の進路決定の早期化や安全志向の高まりなどの要因を踏まえた対応についてアドミッションセンターと大学入試・広報課が中心となって検討を重ね、入試出題方式や入試日程の変更などの志願者増と学生確保に向けて決定した改善策を受験生に周知して、入学定員未充足状況の改善に取組んでいく。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実
 - (1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学はアドミッション・ポリシーに沿って受入れた学生が適切な教育環境の中で学修者 本位の教育を受けることを支援するため、学生に対する学修支援体制を以下のとおり整備 して取組んでいる。

1. クラス担任による支援

本学は、全ての学科にクラス制を導入し、各クラスに対して当該学科の専任教員をクラス担任として配置している。配置するクラス担任は学科長が選考し、学長が委嘱する。1ク

ラスの学生数又は学生指導上の必要に応じて、クラス担任以外に担任補助を配置することもある。令和 5(2023)年度は学部全体で 36 人のクラス担任と 7 人の担任補助を配置した【資料 2-2-1】。

クラス担任は前期中に個人面談を実施して個々の学生の入学又は進級直後の学修状況や卒後の将来像等の把握に努め、きめ細かい指導を行っている。この面談の実施に際して、学生はクラス担任に「学修に関するアンケート」【資料 2-2-2】を提出し、授業時間外の学修時間や学修の計画性などの学修態度、授業の理解度や将来に向けたモチベーションの維持などに関する状況を伝える。クラス担任は個人面談以外の場面でも日常の学修や学生生活に関する相談を受けており、学生のキャンパスライフの充実につながる助言や指導を行っている。また、クラス担任は学生の保護者(又は保証人)の緊急連絡先等を記載した「クラス担任カード」【資料 2-2-3】を学内で管理しており、学生本人や保護者に対する緊急的な対応を可能としている。

クラス担任は学科ごとにクラス担任会議を組織している。同会議では自学科の学生の学修状況や学生生活状況に関してクラス担任間での情報交換を行い、現場における学生対応の課題等を共有して学生支援に活かしている。また、クラス担任会議の議長は、厚生補導のための教職協働組織である学生生活委員会(基準項目 2-4 の①で述べる)の構成員となるため、クラス担任会議で取上げた案件を必要に応じて同委員会に提議し、委員会の中で学生支援課員とともに学生支援に関する対応を協議することができる。

なお、大学院研究科にはクラス担任制度を設けていないが、研究指導に配置する教員が 学生の研究指導にあたることにより、学生生活の支援を行っている。

2. オフィスアワーによる支援

本学は専任及び兼任教員の全員がオフィスアワーを設定しており、学生が教員へ学修上の質問などを行う機会を十分に保証している。オフィスアワーの設定時間は、各学科・学年ともに時間割上の空き時間が比較的少ないことから、専任教員は主に昼休み又は放課後をオフィスアワーに充てることで学生の利便性に配慮している。なお、各教員のオフィスアワーに関する情報は科目ごとに授業概要(シラバス)【資料 2-2-4】に示しており、オフィスアワーの利用方法は学生便覧【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】に記載している。

3. 教育懇談会の開催による支援

本学は、毎年度の前期定期試験の成績発表後にクラス担任と保護者が個人面談を行い、 大学が学生の学修情報を保護者(又は保証人)と共有して家庭と連携した支援のあり方を 検討する機会とする教育懇談会【資料 2-2-7】を開催している。同懇談会は学生生活委員会 の企画【資料 2-2-8】に基づきクラス担任を中心とする教員と学生支援課員の協働体制で 運営している。同懇談会の面談では、学業成績の説明、大学での学修態度、就職に関する 希望や家庭での生活の様子など幅広い範囲でクラス担任と保護者間で意見交換を行い、学 生支援に活かしている。同懇談会への保護者の参加は任意であるが、成績不振等を抱える 学生の場合は、クラス担任が保護者に出席するよう提案して問題解決に努めている。 令和 4(2022)年度の教育懇談会は 8 月 27 日(土)に本学において対面式で開催した。当日の参加者は 102 組 166 人(保健医療学部 76 組 117 人、保健看護学部 26 組 49 人)であった【資料 2-2-9】。

4. 障がい学生支援委員会による支援

障がいを持ち、大学として合理的配慮が必要となる学生を受入れた場合の支援は「関西 医療大学 障がい学生支援委員会規程」【資料 2-2-10】に基づき置いている障がい学生支援 委員会が担当する。同委員会の構成員には常勤教員である学校医が含まれており、医学的 な判断や対応が求められる事案の場合は保健室と連携した支援ができる体制を整備してい る。

5. 教育研究・学修支援センターによる支援

本学は、学生の学修活動及び学生生活を心身両面から支援し、教職協働で教育の質向上を支援することを目的にして、令和 4(2022)年 4 月に制定した「関西医療大学 教育研究・学修支援センター規程」【資料 2-2-11】に基づき、教育研究・学修支援センターを新たに組織化した。同センターの構成員は教養教育の科目担当教員や基礎医学系科目の担当教員を中心に配置しており、大学教学部の職員も加わり対応している。同センターは令和4(2022)年度 4 月に発足した組織のため、同年度は特別な実績を上げることはできなかったが、センター内に国際交流部門を置いて活動を開始したほか、学生の正課外の学修活動について支援していくことを大学運営会議で確認している【資料 2-2-12】。

6. 中途退学、留年の発生を抑制する支援

ア)中途退学の現状

大学が面談や相談等において学生の中途退学(以下「退学」という。)の意思を具体的に 把握した場合には、クラス担任が当人と面談を行い、丁寧な聴取りを基に、退学を選択するに至った経緯や問題点を明らかにし、退学回避の可能性について助言を与えている。面談には必要に応じて保護者(保証人)が同席し、3 者面談として意見を出し合うこともある。クラス担任はこうした面談の内容を「学籍異動に関する面談報告書」【資料 2-2-13】に記載して教務委員長、学科長、学生部長、教務部長、学部長(又は研究科長)及び学長に報告する。同報告書では、退学理由を「学校法人基礎調査票(日本私立学校振興・共済事業団)」に準じて「就学意欲の低下」「進路変更(入学・転学・編入)」「進路変更(就職)」「経済的困窮」「学力不足」「身体疾患」「心身耗弱」「海外留学」「その他」の 9 類型に分類し、後の分析に役立てている【資料 2-2-14】。

退学については、学生の学力不足や就学意欲の低下が理由となり授業の出席状況に前兆が現れることが多いため、学科の教員間で出席状況に関する情報を共有して指導に活かすとともに、教務課が年間4回(半期2回)の全科目対象の出席調査を行い、欠席回数が一定水準を超えた場合は保護者に通知し、家庭における注意喚起を促している。

退学又は休学による学籍異動の発生は、学籍状況【資料 2-2-15】として大学教学部が毎月集計し、理事長と学長に報告している。また、集計結果は大学運営会議における報告事項として毎月教職員にも開示し、現状の把握と情報共有を図っている。

学部全体の退学率については、新型コロナの出現前 3 年間の平均が 2.4%であったものが新型コロナで影響を受けた令和 2(2020)年度は 2.7% (37 人/1,357 人) に微増、令和 3(2021)年度は 3.9% (54 人/1,384 人) に増加を示したが、対面授業を全面的に再開した令和 4(2022)年度の退学率は 2.1% (28 人/1,333 人) となり、新型コロナ以前と同等の水準であった【資料 2-2-16】。

イ) 留年の現状

本学の各学科の教育課程では、それぞれの医療資格の指定規則に基づく授業科目を体系的に配当して科目履修の順序性を重視している。そのため、学生が在籍する学年の必修科目に関して所定の単位数を取得できない場合は原級にとどまることを「関西医療大学 履修および試験等に関する規程(保健医療学部)」【資料 2-2-17】(以下「履修規程(保健医療学部)」という。)及び「関西医療大学 履修および試験等に関する規程(保健看護学部)」という。)という。)に進級基準として定め、厳格に適用している。

令和 5(2023)年度の在籍者 1,326 人に含まれる留年者数は、保健医療学部が 26 人、保健看護学部が 3 人【資料 2-2-16】である。

ウ) 退学、留年又は休学を防ぐための支援

留年又は休学は成績不良のほかメンタルヘルスの不調が原因となる場合もあり、その延長として退学が起こりうる。そのため、各学科の科目担当教員やクラス担任による面談に加え、必要に応じて学生相談室やカウンセリングルームの利用を通じて個別に学生からの相談に応じ、個々の要望を丁寧に聴取ることにより、きめ細かい支援を行うことで学修を維持できるよう適切に対処している。特に成績不良や単位未取得などの学修上の問題を理由とする留年や休学を防ぐため、個人面談の内容や授業への出席状況などを材料にして学修上の問題を抱える学生の把握に努め、「成績不良者及び留年者等に対する対応について(申し合わせ事項)」【資料 2-2-19】に示す組織的な対応を基礎として、各学科で退学、留年、休学を防ぐ取組みを実施している。令和4(2023)年度の退学者28人のうち、「学力不足」を退学理由とした学生は5人(17.9%)、「就学意欲の低下」を退学理由とした学生は9人(32.1%)であった【資料2-2-14】。

また、経済的に困窮する学生に対しては、日本学生支援機構による奨学金、修学支援新制度に基づく学費減免などの公的制度の利用を推奨するほか、本学による成績優秀者への学費減免を行う特待生制度や学費の分納又は延納制度を適用して経済的に支援している。令和4(2023)年度の退学者のうち「経済的困窮」を退学理由とした学生は3人(10.7%)であった【資料2-2-14】。

なお、学生相談室やカウンセリングルームによる支援の概要については、本評価書の特 記事項でも述べる。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は、「関西医療大学 ティーチング・アシスタント規程」【資料 2-2-20】に基づき、 本学大学院生が学部教育において授業の補助業務を行うティーチング・アシスタント(以

下「TA」という。)制度を運用している。この制度は、大学院生がTAとして授業の補助業務を行うことできめ細かい学修支援の実施を図るとともに、大学による手当支給により当該学生を経済的に支援すること及び将来的に教員を目指す大学院生に教育体験の機会を提供することを目的としている。

TA は、大学院研究科長が学内に通知することで募集する【資料 2-2-21】。TA として採用した大学院生に対しては、TA の趣旨を理解して適切な補助業務が行えるように学内で事前研修【資料 2-2-22】を行い、業務終了後は学長に実績報告書の提出を義務づけている。令和 4(2023)年度は、はり灸・スポーツトレーナー学科が開講する「人体の構造実習 I」「鍼灸診察法 I ・II」及び臨床検査学科が開講する「細胞診断学実習」において TA を活用した学修支援を実施した。

なお、本学ではスチューデント・アシスタント(SA)、リサーチ・アシスタント(RA)、メンター等による支援については制度化していないが、SA 制度の制定について検討するため、臨床検査学科の学内における一部の実習科目において実習室内に上級生を配置し、履修学生を支援することを試験的に運用している。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

学生の学修支援については、クラス担任を中心とする学科教員と大学教学部の職員が協働して、個々の学生に対してきめ細かい学修支援と生活指導ができるよう、適切かつ効果的に取組んでいる。障がいのある学生への支援の充実を図る組織も設けており、TAやオフィスアワーも制度化して運用している。多様化する学生のニーズ等にきめ細かく対応するため、保護者とも密接に連携しながら、SA制度の検討も含め、引き続き適切な支援を講じていく。

退学や留年を防ぐための全学的な方策として、大学運営会議が学部、学科と連携して個々の学生が退学又は留年するに至った経緯と原因の分析に努め、学科教員による相談体制を強化して早期に学生の状況を把握し、学科全体で学修指導、学生生活指導を含めた多方面の支援を行い、改善を目指す。また、本学では、医療系教育の特性として全学科の学生が在学中に国家資格を得るための相当量の専門知識と技術を修得する必要があることから、今後も学科単位あるいは教務調整会議、学生生活委員会等が中心となってきめ細かい学修支援策を行い、学力不足や成績不振を理由とする休退学や留年を抑制していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備 本学は、大学学則【資料 2-3-1】第 1 条に示すとおり、「国民の保健に対する社会の要望 に応えうる技術と能力を備えた人材の育成」を教育の目的としている。また、本学のディ プロマ・ポリシーを踏まえて本学を卒業又は修了する学生が、社会的かつ職業的に自立し た生活を送り、本学で身に付けた知識と技術を存分に発揮して地域の保健・医療の発展に 貢献できるよう、学生のキャリア形成を低学年の段階から支援することは、建学の精神に 掲げた「社会に役立つ道に生きぬく」ことができる人材の育成を具現化する本学の社会的 責務でもある。

そのため、本学は、職業安定法第 33 条の 2 の規定に則り「関西医療大学 職業紹介業務取扱規程」【資料 2-3-2】を制定し、「関西医療大学 キャリア支援委員会規程」【資料 2-3-3】に基づくキャリア支援委員会を置いている。同委員会は、本学が養成を目指す医療職に関する業界情報や求人・就職動向等に明るい各学科の専任教員とキャリア支援課長を構成員とする教職協働体制の組織であり、学内におけるキャリア関連イベントの企画立案、教育課程内におけるキャリア教育科目の設定、求人に関する情報収集と求人先の開拓、進学の支援などに関する事項を協議している。同委員会がキャリア支援課、各学科と連携して取組んでいる主なキャリア支援活動は、以下のとおりである。

1. 学内イベントの開催による支援

キャリア支援委員会は、キャリア形成の目的に応じた様々なキャリア関連イベントを企画し、1~4 年次の学生を対象に年間を通して開催している【資料 2-3-4】。このイベントは、後述するキャリア教育科目の授業において実施する場合があるほか、昼休みや放課後の課外時間を利用して任意参加の形式で開催する場合もある。各イベントの講師は、企画内容に応じてキャリア支援委員の教員、本学の卒業生又は外部に委託した専門の研修講師が担当する。令和 2(2020)年度とその翌年度は新型コロナの影響を受け、一部のイベントのオンライン開催への切替えや中止などの対応としたが、令和 4(2022)年度はイベント内容に応じて対面開催とオンライン開催を調整して実施することができた。【資料 2-3-5】。

2. 個人面談の実施による支援

キャリア支援委員会は、学生の具体的な就職・進路決定の支援として3年次の年度末から学生全員を対象とする進路希望調査を行い、キャリア支援委員とキャリア支援課職員が同調査結果を踏まえた学生との個人面談を企画し、学生個々のニーズに沿ったきめ細かい取組みを実施している。また、キャリア支援課は、学内にキャリア支援室【資料2-3-6】を置いて個人面談等に対応しているほか、事務所内に相談カウンターを整備して随時の相談にも応じている。さらに、本学所轄のハローワーク専門員には定期的な来学と個人面談への対応を依頼している。加えて、新型コロナの行動制限下においてオンラインでの就職相談や模擬面談を希望する学生に対しては、LMS(Learning Management System)を活用した面談調整を行う仕組みを整備し、学生に不利益が生じない配慮のもとで円滑な就職・進路支援が実施できるように工夫した。

3. キャリア関連情報の発信による支援

キャリア支援課は、事務所内のキャリア支援コーナーに事業所等から提出された求人情報を掲出して学生に周知しているほか、学生又は卒業生等が求人情報のデータベース、各

種業界の職業案内資料、過年度の就職・進学状況等に関する資料、キャリア形成に関連する出版物等を随時、閲覧することができるスペースを整備している。また、同課は、各事業所の求人データと卒業生から提供された採用試験情報を事業所別に統合したデータベースを作成して閲覧可能とし、学生の就職活動を支援している。さらに、令和 3(2021)年度から、一般企業にも対応した就職活動マニュアルをスマートフォンのアプリ版で全学年に提供するサービスを開始した。

4. 教育課程内におけるキャリア形成

本学の各学科は、指定規則に基づく専門教育科目を教育課程の中に体系的に編成している。そのため、目指す医療職に求められる職業観や勤労観に学生が触れる授業科目は1年次から配置されており、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を育む教育を低学年から段階的に行っている。特に各学科で開講する臨床(又は臨地)実習科目は、学外の医療施設又は本学の附属保健医療施設における臨床現場で実施する教育であることから、インターンシップに相当する職業体験を得る機会としての役割も持つ。

本学ではキャリア形成に特化した授業目的の科目は開講していないが、各学科・学年の 必修科目の中で特に学生のキャリア形成を促進する内容を含む科目をキャリア教育科目と して指定している【資料 2-3-7】。キャリア支援委員会は学科と連携し、これらのキャリア 教育科目の中でキャリア形成に関する取組みを実施している【資料 2-3-8】。なお、キャリ ア教育科目については、当該授業科目のシラバスに同教育科目として指定されていること を明示して学生に周知している。

5. 進学希望者に対する支援

キャリア支援課は、本学を卒業又は修了する学生のうち他大学への進学希望を有する者 に対しても、就職希望者と同様に支援を行っている。

令和 4(2022)年度における学部卒業生の就職率(就職者数/就職希望者数×100)は、保健医療学部においては、はり灸・スポーツトレーナー学科が 93.3%(28 人/30 人)、理学療法学科が 100%(56 人/56 人)、作業療法学科が 100%(38 人/38 人)、ヘルスプロモーション整復学科が 100%(19 人/19 人)、臨床検査学科が 100%(63 人/63 人)であり、保健医療学部全体では 99.0%(204 人/206 人)であった【資料 2-3-9】。保健看護学部においては、保健看護学科が 98.9%(90 人/91 人)であった。また、大学院に関しては 12 人の修了生のうち 9 人が現職を持つ社会人学生であったため、修了後に就職した者が 1 人、進学した者が 0 人という状況であった【資料 2-3-10】。

これらの就職・進路状況に関する情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に則り、大学ホームページ【資料 2-3-11】で公表している。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学のキャリア支援委員会は、キャリア支援課員と各学科の教員が教職協働で連携しながら低学年の学生から職業・就業意識を身につけるキャリア形成のための幅広い支援活動に取組んでいる。新型コロナの影響下においては従前の就職活動が著しく制限されたが、LMSを活用した支援の仕組みを開発して成果を上げることができた。今後も引き続き、学

生が広い視野で自らのキャリア形成を真剣に考え自己決定していくことができるよう、時代の流れに即した内容で適切な就職・進路支援を実施していく。また、教育の質保証の観点から、学生の勤務状況や入職後の動向に関する調査も継続的に行っていく。

なお、近年、地方公務員や一般企業など医療専門職以外への就職を視野に入れた活動を 行う学生が一定数存在することから、多様化する就職活動に対する支援のあり方について キャリア支援委員会が中心になって検討し、支援体制を強化していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学は基準項目 2-2 で述べた学修支援のほかに、学生が正課外活動を含む学生生活全般 を安定的かつ快適に送るための体制を敷き、様々な支援の取組みを行っている。

1. 学生生活委員会による支援

本学は、大学設置基準第7条及び「関西医療大学 学生生活委員会規程」【資料2-4-1】に則り、本学の学生生活及び学生活動に係る厚生補導を組織的に取扱う学生生活委員会を置いている。同委員会は学生部長、学生副部長、各学科のクラス担任会議議長のほか、学生相談室長、学生支援課長で構成する教職協働組織であり、学内団体活動、学内の各種行事(教育懇談会、球技大会、学園祭、ピア・サポート活動、下宿家主懇談会、アンケート調査など)、学生サービスの向上に関する諸案件のほか、学生のマナー問題や交通安全指導など、学生生活全般を幅広く支援するための企画立案と協議を行う。また、委員からクラス担任会議、学生相談室及びカウンセリングルームの利用状況等に関する報告を求め、委員会内で情報共有を図っている。

学生生活委員会は学生部長が委員長を務めており、定例開催で運営している。毎回の議事内容は学生部長が大学運営会議で学長に報告するほか、必要に応じて同会議の審議事項として上程する。令和 4(2022)年度は学生生活関連の議案 13 件が大学運営会議に上程され、学長のもとで審議を行った。

また、学生生活委員会は学生指導の方策に関して学生の意見を取入れた議論が必要と判断した場合は、学長の許可のもと、学生が参画する会議を開催している。令和 4(2022)年度はバスの乗車マナー向上の方策について学生生活委員と学生代表による拡大学生生活委員会【資料 2-4-2】を開催し、学生からの意見を聴いて策定したマナー指導を実践した。

2. 入学直後の新入生オリエンテーションの実施

本学では前期授業開始前の2日間を利用して、本学の学生としてキャンパスに足を踏み

入れた新入生ができるだけ円滑に学内環境に適応し、快適な学生生活を送ることができるよう、新入生オリエンテーションを実施している。この行事では上級生による新入生歓迎の意味も含めた企画として、例年、次の項目で実施している。

<新入生オリエンテーション(1日目)>

- 【第1部】①大学とは/大学生活を始めるにあたって/学生として自覚して欲しいこと
 - ②保健室の利用案内、健康診断の通知
 - ③学生相談室、カウンセリングルームの利用案内
 - ④図書館/トレーニングルームの利用案内
 - ⑤キャリア支援に関する説明
 - ⑥泉佐野警察の指導による交通安全講習会
- 【第2部】①新入生ピア・サポート「おたすけ隊」の紹介
 - ②上級生からの新入生歓迎メッセージ
 - ③クラブ活動の紹介/歓迎アトラクションの披露
 - ④上級生が企画する軽食付き新入生歓迎会

<新入生オリエンテーション(2日目)>

- 【第3部】①大学の沿革/建学の精神/3つのポリシーの説明
 - ②教務関連の説明(単位、履修、進級、試験日程など)
 - ③学生ポータルシステムの利用説明
 - ④学生生活/通学などに関する注意事項
 - ⑤学科別オリエンテーション (分科会)

新入生オリエンテーションは、令和 2(2020)年度以降の 3 年間は新型コロナの影響を受けて感染対策を重視した大幅な企画変更のもとで実施せざるを得ず、令和 5(2023)年度においても次の内容に限定した企画で実施した【資料 2-4-3】。

- ①教務関連事項(単位、履修、進級、試験日程など)
- ②施設等の利用 (附属図書館、保健室、学生相談室、カウンセリングルームなど)
- ③学生生活支援(健康診断、新入生おたすけ隊、通学、奨学金説明など)
- ④学生生活指導(校内規則、交通安全教育、闇バイトの注意など)
- ⑤その他(校友会の紹介など)

(※①~⑤は「教学会」として6学科を2分割して実施)

- ⑥学科別オリエンテーション (分科会)
- 3. 通信環境の整備と運用による支援

本学は、大学と学生の間の情報伝達ツールとして学生ポータルシステム(通称「kumagoro」)を運用して学生の修学上の利便性を高める支援を行っている。大学は同ポータルの機能を利用して授業や学生生活に関連する大学からの公式通知を学生に発信している。学生はポータルシステムで履修登録や時間割管理をするほか、大学が実施する各種アンケート調査への参加、授業概要(シラバス)の閲覧などを行っている。新型コロナの影響下においては感染状況による授業実施方針の変更通知など緊急性の高い情報を学生に

周知するにあたり学生ポータルが重要な役割を果たした。また、学生には大学公式のEメールアドレスを付与することにより大学とのEメール連絡やELMSでの活用に加え、就職活動を含む学外との公的な連絡に安心して利用できるよう配慮している。

なお、学内における無線 LAN(Wi-Fi)環境については令和 2(2020)年度に文部科学省による私立学校情報機器整備費(遠隔授業活用推進事業)の補助金交付を受けて一部の施設・設備についてアクセスポイントの整備に取組んだ。しかしながら、令和 5(2023)年 4 月時点では構内全域で無線 LAN を利用できる環境は整っていない。

4. 経済面に関する支援

ア) 各種の奨学金等による支援

本学は日本学生支援機構による貸与奨学金、修学支援新制度に基づく学費減免などの公的制度のほか、「関西医療学園 学費減免規程」【資料 2-4-4】、「関西医療学園 貸与奨学金規程」【資料 2-4-5】、「関西医療学園 給付奨学金規程」【資料 2-4-6】又は「関西医療大学 特待生規程」【資料 2-4-7】に基づき学費減免や学費の分納又は延納又は奨学金の貸与・給付等を行って学生を経済的に支援する制度を設けている。また、台風や地震等の自然災害で被災学生が発生した場合は「関西医療学園 非常災害被災者等に対する学費減免に関する規程」【資料 2-4-8】を適用した経済的支援ができる。

これらの支援制度の概要は学生便覧【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】に記載して学生に周知している。特に公的支援制度については 4 月上旬に学生対象の学内説明会を開催し、支援を希望する学生に対して必要手続きの詳細を丁寧に説明している。また、成績優秀者を対象とする特待生は「関西医療大学 特待生の選考基準・採用数・公表に関する内規」【資料 2-4-11】に則り、1 年生については入試の成績順位、2~4 年生については前年度の GPA を指標とする学業成績順位に基づいて公正かつ厳正に選考している(本学の GPA については基準項目 3-1 の②で述べる)。さらに、臨床検査学科及び保健看護学科は外部団体(医療法人、公益財団法人等)の給付型奨学金制度を活用し、成績評価や面談等に基づき公正かつ厳正に選考した自学科の優秀な学生を候補者として推薦している。

令和 5(2023)年 3 月 31 日時点において日本学生支援機構による奨学金制度の支援対象 学生は 729 人、修学支援新制度による学費減免の対象学生は 202 人であった。また、特待 生など本学独自の支援制度で学費減免を受けた学生は 68 人であった【資料 2-4-12】。

イ) その他の経済的支援

本学は、通学中又は正課授業中の事故や傷害等に備えて、学生全員が日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」(又は「医学生教育研究賠償責任保険」)に加入しており、保険加入料は大学が全額負担して支援している。本学は「関西医療大学 車両通学に関する規程」【資料 2-4-13】で学生の自動車通学を禁止しているため、多くの学生が公共交通機関を利用して通学している。それらの学生に対しては、大学最寄りの JR 阪和線熊取駅及び南海本線泉佐野駅と大学間を運行する路線バスの乗車について、学生証の提示により無料で利用できる仕組みを取入れて支援している。

5. 学生の心身の健康管理に関する支援

ア) 保健室、学生相談室及びカウンセリングルームの整備

本学は、学生の心身の健康に係る相談等に対応する体制として、学校保健安全法第7条及び大学設置基準第36条に則り学内に保健室を整備し、同法第23条に則り常勤の医師教員を学校医として置いている。また、保健室には養護教諭資格を有する看護師も配置している【資料2-4-14】。保健室は、心身の不調を訴える学生や軽度の外傷等を負った学生に対して必要な処置を行うほか、学校保健安全法第10条に則り、本人の症状に応じて外部医療機関に受診を照会し、原則、職員の付添いで当該学生を搬送している。

また、本学は、学生生活上の諸問題に関する相談や学生の心身の健康に関する対応として、「関西医療大学 学生相談室規程」【資料 2-4-15】及び「関西医療大学 カウンセリングルーム規程」【資料 2-4-16】に基づき学生相談室とカウンセリングルームを整備している。学生相談室は 8 人の専任教員で運営し、カウンセリングルームには臨床心理士と公認心理師の有資格者 3 人を配置している【資料 2-4-14】。このうちカウンセリングルームは新入生オリエンテーションで学生に周知し【資料 2-4-17】、昼休みを利用したプチイベント【資料 2-4-18】の開催や「カウンセリングルームだより」【資料 2-4-19】の発行により、学生が気軽にアクセスして相談できるよう工夫して取組んでいる。また、相談の案件によっては専任教員である心療内科医や学校医、保健室と連携し、集団守秘の原則のもとで情報を共有し、緊急時には組織的な対応を取ることができる体制を敷いている。

令和 4(2022)年度の学生相談室の利用件数は延べ 58 件(実人数 54 人)で、主な相談内容は「学業・成績」(36.2%)、「交友関係」(22.4%) 【資料 2-4-20】であった。また、カウンセリングルームについてはコロナ禍における学生のメンタルヘルス支援の強化のため開室時間・日数を増やした結果、令和 4(2022)年度は利用者数が増加して延べ 337 件(実人数 175 人)となり、前年度比で 1.9 倍の増加【資料 2-4-20】を示した。保健室の利用件数は 859 件(学部生 847 件、大学院生 2 件、教職員 10 件)【資料 2-4-21】であった。

イ) キャンパス内全面禁煙の取組み

本学は「人を癒す立場に就く者の喫煙がもたらす受動喫煙によって他人に健康被害が及ぶのはあるまじきことである」という本学第3代学長(八瀬善郎)の理念のもとに、健康増進法に則り、平成18(2006)年度から大学キャンパス内の敷地を全面禁煙とすることで学生及び教職員の健康管理を支援している。学内の全面禁煙措置については大学ホームページ【資料2-4-22】と学生便覧【資料2-4-9】【資料2-4-10】にて周知している。

ウ) 新型コロナウイルス感染症に対するワクチン職域接種の実施

本学では、令和 2(2020)年以降に国内で感染が拡大した新型コロナに対して、本学学生と教職員及び大学関係者の健康と安全を維持し、学内感染による本学の教育研究活動へのリスク発生を最小限に抑制する目的で、令和 3(2021)年 6 月 28 日から同年 8 月 26 日の期間において、学内の教職員全員の全面的な協力体制のもと、新型コロナワクチンの職域接種を行った。この取組みでは、学生、教職員を含む学校関係者 1,537 人に対して延べ 3,071回のワクチン接種を実施した。大学が把握した学生の接種率は同年 12 月時点で 85.6%であり、学内クラスター発生をゼロに抑えて医療系大学として学生が安心して学修を継続できる教育環境を提供することができた。

6. 学内団体活動に対する支援

本学は「関西医療大学 学生規程」【資料 2-4-23】及び「関西医療大学 団体設立等細則」 【資料 2-4-24】に則り、学内団体の設立を認可して学内施設・設備を利用した課外活動を 支援している。学内団体はまず「同好会」として設立し、一定期間の活動基準を満たした 団体について「部」への昇格を認定し、大学が活動補助金を交付【資料 2-4-25】して団体 活動や団体運営を支援している。活動補助金については、体育系団体が学外での競技・大 会への出場が容易となるよう競技団体加盟金へ充当することや、水泳部や軽音部などの学 内に適切な活動設備がない団体が学外で活動できるよう学外施設使用料に充当することを 認めており、学内外での活動がより活発に行えるよう支援している。

本学の学内団体は令和 4(2022)年度には 22 団体を公認【資料 2-4-26】しているが、令和 2(2020)年 4 月以降の新型コロナの感染防止策として団体活動を厳しく制限したため 2 年間はほぼ全団体の活動が停止したが、令和 4(2022)年度末までに学生生活委員会が定めた活動再開プログラムを踏まえて 20 団体が活動を再開した。

7. 新入生ピア・サポート(おたすけ隊)の活動による支援

本学は新入生の入学直後の学生生活を支援する取組みとして、在校生の有志が毎年 4 月を活動時期とする新入生ピア・サポート(おたすけ隊)の活動を実施している。令和 5(2023)年度は在校生 59 人がおたすけ隊を組織して支援活動を実施した【資料 2-4-27】。本件については本評価書の特記事項でも述べる。

8. 学生下宿家主懇談会の実施

本学の学生の大部分は親元の自宅から通学するが、遠方から入学して大学近郊で一人暮らしをする学生も例年、一定数が存在する。そのような学生の日常の様子を把握して一人暮らしの学生生活指導の一助にする目的で、学生生活委員会が「学生下宿家主懇談会」を年1回開催し、学生の下宿先アパート等の家主又は管理者と情報交換を行う取組みを行っている。同懇談会は学生部長と学生支援課職員を中心にして開催し、大学と家主又は管理者との間に信頼関係を築く貴重な懇談となっている。また、防犯など学生の日常生活上の安全等に目配りを依頼する機会にもつながっている。同懇談会への参加者は大学近隣の下宿数の減少に伴い年々減る傾向にあり、令和元(2019)年度では6人の参加であった。なお、令和2(2020)年度以降は新型コロナによる影響のため開催を見送っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

正課外における学生生活上の支援と指導体制は、学生生活委員会と学生支援課が連携して適切な取組みを行っている。学生も新入生オリエンテーションやピア・サポートなどの活動に参加することで、教職員とともに新入生を支援する活動を行っている。今後も、学生生活アンケート等による調査結果や意見、要望等を踏まえて、学生生活支援の取組みの更なる改善を目指し、アメニティの改善を含め、より快適なキャンパスライフを送ることができる環境づくりに取組んでいく。

修学支援新制度については、今後も本学が機関要件を満たし、支援の対象機関であることを継続できるよう、大学全体として取り組んでいく。

学生のメンタルヘルスは、今後も新型コロナによる影響が残ることも考慮して、学生相談室とカウンセリングルームが緊密に連携し、よりきめ細かな配慮のもとで対応していく。

学生の課外活動は新型コロナによる活動制限を受けて過去2年間は停滞したが、課外活動を通しての学びや経験が学生の人間形成に及ぼす影響を踏まえて、学生生活委員会と学生支援課が中心になって、学生が新型コロナ前のように伸び伸びと活動できる環境づくりを支援していく。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1. 校地及び校舎等の面積

本学は、 $49,015.00 \,\mathrm{m}^2$ の校地と $27,747.99 \,\mathrm{m}^2$ の校舎を有しており、校地、校舎ともに大学設置基準第 37 条及び第 37 条の 2 の規定を満たす面積を整備している【資料 2-5-1】。

2. 教育・研究のための施設・設備の整備

本学は、最寄り駅の JR 阪和線熊取駅から路線バスで約 15 分の距離にある閑静な住宅地(南海熊取ニュータウン)の一角に位置しており、自然に囲まれた緑豊かな環境に立地している【資料 2-5-2】。大学キャンパス内には理事長室、学長室等を備えた管理棟のほか、学生の教育・研究施設となる 5 棟の校舎(1 号館から 5 号館)を設置している【資料 2-5-3】。これらの校舎には、大学設置基準第 36 条及び大学院設置基準第 19 条が規定する専用の施設等を適切に整備している。その他の施設として、運動場としての体育館とグラウンドのほか、診療・研究棟を備えている。また、本学は附属施設として大学設置基準第 38条と大学学則【資料 2-5-4】第 50条が定める附属図書館と附属保健医療施設を備えている。ア)附属図書館

附属図書館は 5 号館 2 階に設置する施設で、「関西医療大学 附属図書館規程」【資料 2-5-5】に基づき運営している。同施設の床面積は 899.7 ㎡であり、総閲覧座席数は 166 席 (図書閲覧席:136 席、視聴覚ブース:4 席、利用者用パソコン設置座席:10 席、ブラウジンコーナー他設置ソファ:16 席)を整備している【資料 2-5-6】。開館時間は平日 9:00~19:00で、スタッフ数は 3 人である【資料 2-5-7】。本学の附属図書館は国内外の医療関係の書籍・雑誌や東洋医学関連の中国書・江戸時代の貴重資料、教育用の視聴覚資料を中心に所蔵しており、学内外に教育研究情報、学術情報を提供する拠点としての機能を果たしてい

る。また、特定非営利活動法人医学中央雑誌刊行会が提供している医学文献情報を検索できる「医中誌 Web」や、株式会社メテオが提供している医学文献の全文や電子書籍が閲覧できる「メディカルオンライン」などのデータベースを導入し、学生や教員の学習・教育研究活動を支援している。

令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の資料数は図書 59,601 冊、国内外の学術雑誌 438 種、電子ジャーナル 11 種及び視聴覚資料 1,614 点【資料 2-5-8】であり、大学設置基準第 38 条及び大学院設置基準第 21 条に則り、学生と教職員に対して十分な学術情報資料を備えている。

なお、附属図書館が入る 5 号館に隣接する 4 号館 2 階には、図書館の関連施設となるラーニング・コモンズを整備している。これら施設の併設により、学内での知的情報源の収集の場として、また、幅広い知識と教養を繋げる場としての機能を相互に向上させている。

イ) 附属保健医療施設

附属保健医療施設は「関西医療大学 附属保健医療施設規程」【資料 2-5-9】に基づき運営する施設で、診療・研究棟 1 階の診療所と 2 階の鍼灸治療所及び別棟として設置する接骨院の 3 施設からなる【資料 2-5-10】。このうち、診療所は理学療法学科と作業療法学科、鍼灸治療所ははり灸・スポーツトレーナー学科、接骨院はヘルスプロモーション整復学科の臨床実習施設の要件を満たす医療施設である。これらの施設は臨床研究や卒後研修の場にもなると同時に、一般外来患者の診療・治療を行うことで地域医療を支える医療機関としての役割も担っている。附属保健医療施設については、本評価書の「大学が独自に設定した基準による自己評価」でも述べる。

3. 教育・研究のための施設・設備の管理

本学の校舎等は、本学の前身となる関西鍼灸短期大学の開設時(昭和60(1985)年4月)に設置した4棟(管理棟、1号館、2号館、体育館)と、その後の学部等の増設に伴い建築した5棟(3号館、4号館、5号館、診療・研究棟、接骨院)の計9棟から成っている【資料2-5-11】。それぞれの建物に築年数の差はあるが、いずれも建築基準法と消防法を満たした安全性を確保し、建物全体が100%の耐震化率を保持している。

建物内の空調やエレベーター等を含む設備の法定点検、教室や敷地内の清掃、敷地内の草本の剪定又は除草及び害虫駆除等の緑地管理に係るメンテナンス等は、外部業者に業務委託することで適切な教育研究環境の維持管理を図っている。また、施設・設備の補修等については中期的な計画に基づき単年度の事業計画として予算化し、計画的に工事等を遂行している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1. 附属図書館

本学の附属図書館は、上述のとおり、法令に則り学生と教員の教育研究活動に十分な学術情報資料を備えた施設である。館内の蔵書は開架式で管理されており、学生は授業外の学修時間において授業又は研究の資料検索や臨床(又は臨地)実習のレポート作成、国家試験対策の勉強など多様な目的で施設を活用している。蔵書の種類は医学・医療の専門書

が中心であるが、図書委員会ではリベラルアーツや SDGs (持続可能な開発目標) に関連する書籍を購入して特設コーナーで紹介するなど、専門教育の学修に偏りがちな学生が他分野に幅広い関心を持ち、教養を身につけることができるよう工夫している。また、本学の特性を活かして東洋医学関連の古書や貴重資料を積極的に収集しており、その一部については館内で展示会を開催して一般の閲覧に供する取組みも行っている【資料 2-5-12】。

附属図書館は館内での資料提供のほかに、大学ホームページを介してインターネット上で各種の文献検索データベース(PubMed、FreeMedicalJournals、BioMed Central、The Cochrane Library、MEDLINE with Full Text などの外国雑誌の検索又は閲覧サイトのほか、J-STAGE、メディカルオンライン、医中誌 Web、CiNii Research などの国内雑誌の閲覧又は検索サイト)の提供【資料 2-5-13】を行い、学生の学修での利便性を支援している。施設利用については学生便覧【資料 2-5-14】【資料 2-5-15】で周知しているほか、具体的な資料検索や文献検索などの学修への活用の方法については 1 年次の必修科目「東洋医療の基礎・導入教育」において初年次教育の一環として説明している。また、附属図書館と接続するラーニング・コモンズは、図書館資料やインターネットを活用した学生の自主的な学修の場として活用されている。

附属図書館の利用状況は、新型コロナの影響前の令和元(2019)年度は利用者数が延べ66,022 人、電子資料ダウンロード数が7,241 件であったが、令和2(2020)年度と令和3(2021)年度は新型コロナによる利用制限のため利用者数が大幅に低下し、令和4(2022)年度においても年間利用者数は延べ6,062 人【資料2-5-16】であった。なお、令和3(2021)年度の卒業生を対象に行ったアンケート調査【資料2-5-17】によれば、附属図書館の対応やサービスに対する評価は「満足」が26.6%、「やや満足」が23.2%を占めていた。

2. 附属保健医療施設

本学は、保健医療学部の4学科(はり灸・スポーツトレーナー学科、理学療法学科、作業療法学科、ヘルスプロモーション整復学科)の臨床実習科目の実習施設として附属保健医療施設(診療所、鍼灸治療所、接骨院)を有効に活用している。このうち、理学療法学科と作業療法学科が診療所(通所リハビリテーション)で行う臨床実習は、他の実習施設間との配置人数を調整するため受入れ学生数は限定的であるが、はり灸・スポーツトレーナー学科は鍼灸治療所、ヘルスプロモーション整復学科は接骨院が臨床実習の主たる実習施設となるため、実習科目を履修する学生全員を受入れた実習が行われている。

表 2-5-1 に令和 4(2022)年度に各施設で実施された保健医療学部 4 学科の臨床実習での施設利用状況を示す。

| 学科 | 利用施設 | 実習科目名(配当学年) | 受入れ 学生数※ |
|--------|----------|----------------|-------------|
| 理学療法学科 | 診療所(通所リハ | 理学療法評価実習(3年次) | 2 人 |
| | ビリテーション) | 理学療法臨床実習Ⅱ(4年次) | 2 人 |
| | | 理学療法臨床実習Ⅲ(4年次) | 2 人 |
| 作業療法学科 | 診療所(通所リハ | 臨床実習Ⅱ(3年次) | 2 人 |
| | ビリテーション) | 臨床実習Ⅲ(3年次) | 2 人 |
| | | 臨床実習Ⅲ(4年次) | 2 人 |

表 2-5-1 令和 4(2022)年度の臨床実習における附属保健医療施設利用状況

| は | り灸・スポーツ | 鍼灸治療所 | 鍼灸臨床実習I | (4年次) | 34 人 |
|---|---------|-------|----------|-------|------|
| 1 | レーナー学科 | | 鍼灸臨床実習Ⅱ | (4年次) | 34 人 |
| ^ | ルスプロモー | 接骨院 | 整復臨床実習 I | (3年次) | 31 人 |
| シ | ョン整復学科 | | 整復臨床実習Ⅱ | (4年次) | 32 人 |

※ 新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、受入れ人数の制限あり

3. 学修のためのパソコン等を備えた施設

本学は、言語情報教育に係る設備として、5 号館 3 階に CALL (Computer Assisted Language Learning) 教室を整備し、授業に使用するノート型パソコンを 73 台備えている。CALL 教室は、令和 5(2023)年度は全学科共通の教養教育科目として配置している「情報科学」と保健看護学科の「保健統計学演習」の授業で利用している。

4. 福利厚生施設、その他学生支援に関連する施設

本学は、学生が授業の開始前後や空きコマ時間又は休憩時間等に食事や休息、団らんを取ることができる福利厚生施設として、5 号館 1 階に学生食堂、2 号館 1 階にコンビニエンストア(購買部)を整備し、2 号館 1 階と管理棟 1 階には第 1 学生ホールと第 2 学生ホールを整備している【資料 2-5-3】。また、学生の課外活動や学内団体活動等を支援する施設として 2 号館 1 階に学生会議室を置いている。さらに、2 号館 1 階には本学の同窓会組織(校友会)の事務室等を置き、同窓会活動による学生の支援を行っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、障がいをもつ学生や来学者への具体的なバリアフリーの配慮として、校舎入口のスロープ化による段差解消のほか、各棟においてエレベーター、階段手すり、多目的(身障者用)トイレを整備している。また、校舎間の通路を中心に誘導用ブロックと点字案内表示等を整備することで、視覚障がい者の学内移動への配慮を行っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、大学設置基準第24条に則り、授業科目ごとに十分な教育効果を得ることができる履修学生数(クラスサイズ)を設定し、適切に管理している。

本学では学年制を導入しており、授業は配当される学年の学生が履修するため、原則として履修学生数が各学年・学科の在籍者数を大幅に超えることはない。選択科目には履修人数の上限は設けておらず、履修人数に応じた大きさの教室で授業を実施している【資料2-5-18】。

一部の実習又は実技科目については、教育効果を上げる目的で一学年を複数クラスに分割して行っている。また、授業実施の効率化を図るため、同一内容を扱う座学の授業科目については、教育効果を得られる人数に配慮しながら、複数学科の学生が合同で受講する場合もある。いずれの実施形態の場合でも、履修する学生数に応じて適切な大きさの講義室又は実習室等を配当し、円滑な授業運営ができるよう配慮している。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、本学の教育目的を達成するための十分な教育環境を整備しているが、今後も学

関西医療大学

生を対象とするアンケート調査等により施設・設備に関する意見と要望をくみ上げ、質的、量的な視点から点検を加え、学生がより良い学修環境の中で充実した学生生活を送れるように改善していく。特に附属図書館については図書委員会を中心にして学生の利用を促進する方策を検討する。

今後、大学では教育の DX 化に伴い ICT (情報通信技術) を活用した教育手法が重要となり、学生がネットワーク・デバイスを用いて学修に必要なデータの送受信を行う機会が増えることが想定される。本学においてもキャンパス内の ICT 環境の一層の整備が求められ、その基盤となる学内無線 LAN の安定的な運用が不可欠になるため、キャンパス内の学内無線 LAN 環境を段階的に整備して、ICT 教育の基礎となる学内通信環境の一層の充実を図っていく。

授業を行う学生数については、各学科の教務委員会と教務課が連携して適切に管理している。今後も、教育に支障が生じていないかを常に点検、把握しながら、必要に応じて適切な改善を加えていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は、学生の学修状況を把握すること及び学生の意見・要望等を汲上げて学生指導や学修支援の改善に活かすことを目的に、以下の対面式(新型コロナの影響下においてはオンライン面談を含む)調査やアンケート等を定期的かつ組織的に実施している。

1. 対面式の調査等の実施

本学は、基準項目 2-2 及び基準項目 2-4 で述べたとおり、学科所属の専任教員によるクラス担任を各学科・学年に配置している【資料 2-6-1】。クラス担任は原則として毎年度の前期に学生と対面式で個人面談を実施しており、入学又は進級直後の学修状況や大学又は教員に対する意見や要望等を聴き取り、その内容に応じて教務委員会や学科会議、クラス担任会議等に報告し、学科教員と情報共有して個々の案件の解決又は改善に努めている。

特に令和 2(2020)年度以降に感染対策として実施した様々な学生生活上の制約や遠隔授業の運用等に対する意見と要望を学生から直接聴取り改善に活かすため、大学教学部が中心となって前期終了時の時期に各学科 4 年生のクラス委員長を代表者とする対面式の「学生のご意見聞かせてください会」を令和 3(2021)年度から実施している【資料 2-6-2】。同

関西医療大学

会で聴取った意見と要望の概要は大学教学部長が大学運営会議で報告し、学長が担当部署、 委員会等で解決又は改善の対応を取るよう指示を出している【資料 2-6-3】。

| 調査の名称 | | 対象学年 | | | 実施時期と回数 | |
|-----------------|---|------|----|----|---------------------------------------|--|
| | | 2 年 | 3年 | 4年 | 天旭时朔 と四数 | |
| クラス別個人面談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 前期中に1回を必須 必要に応じて随時実施 | |
| 学生のご意見聞かせてください会 | | | | 0 | 毎年度の前期終了時に1回 4年生のクラス委員長を 代表者とする | |

表 2-6-1 学生対象に実施する対面式の調査

2. アンケート等の実施

本学は、上述した対面式の調査のほかに、目的に応じた各種のアンケート等を下表のと おり実施し、その結果を IR(Institutional Research)推進室が中心になって集計・分析し、 学修支援や教育改善の材料として活用している。

| アンケート等の名称 | | 対象 | 学年 | | 実施時期と回数 | |
|-----------------|---------|-----|---------|-------------|-------------------|--|
| アンケート等の石林 | 1年 | 2 年 | 3年 | 4年 | 天 旭时朔 C 凹剱 | |
| 入学生アンケート | 0 | | | | 入学後に1回 | |
| 学修に関するアンケート | 0 | 0 | \circ | 0 | 毎年度前期に1回 | |
| 授業評価/満足度評価アンケート | 0 | 0 | 0 | \circ | 毎年度の学期末に1回 | |
| 学生生活に関するアンケート | 0 | 0 | \circ | 0 | 毎年度の後期後半に1回 | |
| 進路希望調査アンケート | | | \circ | | 3年次の年度末に1回 | |
| 卒業時アンケート | | | | 0 | 4年次の年度末に1回 | |
| 提案箱 | 0 | 0 | \circ | 0 | 随時(制限なし) | |
| 教育研究に関する学生満足度調査 | 0 | 0 | \circ | 0 | 4年毎の後期に1回 | |
| 全国学生調査 (文部科学省) | (不定) | | | 毎年度1回(時期不定) | | |
| 卒業生アンケート | (卒業生対象) | | |) | 原則、卒後2年目に1回 | |

表 2-6-2 学生を対象として実施するアンケート等

このうち、学修支援に関する学生の意見と要望を聴取り、教育改善に活用している主な アンケート等の概要と実施状況について以下に述べる。

ア) 学修に関するアンケート

「学修に関するアンケート」は、学生の日頃の学修に対する計画性や授業時間外の学修時間、授業の理解度、将来に向けたモチベーションの維持などに関する設問を設けて学生の学修態度全般を把握し、個人面談の資料として活用する目的で行っており、毎年度前期に1回、各学科・学年で実施する記名式のWeb調査である【資料2-6-4】。特に令和2(2020)年度の新型コロナ1年目においては、遠隔授業を初めて取入れ、様々な教育手法を模索している中において本アンケートに「自由記述欄」を設け、学修支援等に対する学生の意見

と要望を聴き取った。寄せられた 187 件の意見等への対応は、回答を学生ポータルで配信 し、大学ホームページ【資料 2-6-5】にも掲載することで学生にフィードバックした。

令和 4(2022)年度に実施した本アンケートの回収率は 97.0%であった。全学的な集計結果と年次ごとの回答の動向等については、各学科の学科長と教務委員長が参加する教務調整会議(基準項目 4-1 の②で述べる)で報告し、修学に関する調査結果として大学ホームページ【資料 2-6-6】に掲載している。

イ)授業評価/満足度評価アンケート

「授業評価/満足度評価アンケート」は、臨床(又は臨地)実習など学外施設の実習指導者の下で実施する一部の授業を除き、当該学期に開講する全ての授業を対象にして本学の FD(Faculty Development)活動として学生の意見と要望を聴取ることと、学生に受講の満足度を評価してもらうことを目的として行っており、毎年度の前期末と後期末の 2 回、FD 推進委員会と教員評価委員会が合同で実施している記名式の Web 調査である。個々の科目の評価結果と授業に対する要望は Web システム上で集計【資料 2-6-7】される。科目担当教員はこれを授業改善に活かすほか、学生の要望・意見等に対しては教務課が教員の回答を集約して学生ポータルで学生にフィードバックしている。また、FD 推進委員長が学科別、学年別の集計結果【資料 2-6-8】を大学運営会議で報告【資料 2-6-9】【資料 2-6-10】し、IR 情報ライブラリ(学内 LAN のサーバ内に設けている全学的な IR 情報資料の共有用フォルダ)に保存して共有することで各学科の教育改善の材料に活用している。

令和 4(2022)年度に実施した本アンケートは 691 科目が対象となり、学生の回答率は平均 62.0%であった。なお、本アンケートの実施に関しては基準項目 4-2 の②でも述べる。

ウ) 学生生活に関するアンケート

「学生生活に関するアンケート」は、学生の課外活動やアルバイト、睡眠時間などの生活実態を把握して学生生活全般に関する指導の参考にすることを目的とする Web 調査であり、毎年度の後期後半に1回、学生生活委員会が無記名式で実施している【資料 2-6-11】。本アンケートは選択式で回答する設問のほか、教職員の対応に関する自由記述欄を設けており、学生は、教員個人や授業科目あるいは学修支援に対する意見と要望を記入することができる。選択回答の設問に関する集計結果【資料 2-6-12】は IR 情報ライブラリへの掲載で共有している。また、自由記述による意見・要望は学長、学部長、学科長、教務部長等に報告される。それらへの回答は各学科の学科長、教務委員長が取りまとめて学生部長(学生生活委員長)に報告し、学内掲示にて学生にフィードバックしている。

令和 4(2022)年度に実施した本アンケートの回収率は大学全体で 57.9%であり、学生生活委員会が自由記述欄に記載された意見と要望の対応を検討【資料 2-6-13】し、うち 41 件に対する大学からの回答を学生にフィードバックした。特に、半期 15 週の授業時間の確保のため従来から土曜日に実施してきた振替授業に対しては、学生からボランティア活動やアルバイトの時間確保等の理由で改善の要望が多く、学長の指示【資料 2-6-14】に基づき教務調整会議【資料 2-6-15】で議論を行い、少数の科目を除き令和 5(2023)年度からは原則として土曜日に授業を行わない方針を大学運営会議で決定した【資料 2-6-16】。

工) 全国学生調査

「全国学生調査」は、中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」に基づき、文部科学省が令和元(2019)年から全国の国公私立大学の学部生を対象に実施している無記名式調査であり、本学は初回の試行調査開始時から継続して参加している。令和元(2019)年度の1回目調査は3年生が対象で、令和3(2021)年度の2回目調査と令和4(2022)年度の3回目調査は2年生と4年生が対象であった。本学学生の回答結果は文部科学省が提供する学校別データをIR推進室が集計・分析して大学運営会議で報告【資料2-6-17】し、IR情報ライブラリで共有している。本調査の本学学生の回答率は1回目が66.8%(全国平均回答率27.3%)、2回目が34.1%(同11.8%)、3回目が24.9%(令和5(2023)年1月17日時点で同9.7%)であった。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

基準項目 2-4-①で述べたとおり、本学は学生相談室とカウンセリングルームを整備して 学生の学生生活や心身の健康に関する相談に対応している。

学生相談室では、相談室員やクラス担任が学生から相談を受けた内容を把握・分析するために「学生相談記録」の提出を学内に依頼している【資料 2-6-18】【資料 2-6-19】。同相談室では報告された相談の件数や内容に関して、個人情報保護に配慮しながら開示可能な範囲で学生生活委員会に報告し、学生の悩みの傾向や現状に関する情報共有と意見交換を行っている。

カウンセリングルームでは、長引く新型コロナの影響を受けて、自宅での生活時間が増加傾向になっている学生のメンタルヘルスを支援するため、大学生健康調査票 UPI (University Personality Inventory) とレジリエンス尺度を用いた調査結果を分析し、要注意スコアの学生に対しては大学側からアプローチすることで早期に適切な対応を取るよう配慮している。カウンセリングルーム室長は、これらの取組みの概要を大学運営会議で報告している【資料 2-6-20】。

令和 4(2022)年度に実施した「学生生活に関するアンケート」によれば、心の悩みを本学の学生相談室とカウンセリングルームに相談できることは 94.3%の学生が認知しており、保健室の対応については「普通~大変満足している」の回答が 99.4%であった。学生のメンタルへルス支援については、本評価書の特記事項でも述べる。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学の施設・設備を含む学修環境の満足度については、4年ごとに実施する「本学の教育研究に関する学生満足度調査」において、学修環境に関する具体的な設問として「教室の広さ」「教室の照明の明るさ」「教室の教育備品(イス、机)」「教室の視聴覚機器等の設備」「学内で自己学習に利用できる環境」「学内で自由に利用できる PC等の IT 機器」「体育館・グラウンド等の体育設備」について調査を行い、施設・設備の改修に関する参考資料としている。直近では令和元(2019)年度に実施しており、その集計結果【資料 2-6-21】は、大学運営会議【資料 2-6-22】で報告した。

その他、学修環境等に関する学生からの意見・要望は「学生生活に関するアンケート」

で把握することができる。該当する具体的な意見や改善への提案があった場合は、案件ごとに担当する委員会等で取上げ、提案の妥当性や具体的な改善案などを検討している。過年度の同調査には学内の Wi-Fi アクセスポイントの増設、通学バスの増便などの要望が寄せられ、改善に向けた対応を行った。また、令和 4(2022)年度の同調査における学修環境等への意見・要望については事務調整会議で取上げて対応を検討した【資料 2-6-23】。

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、学生の意見・要望に対応するため、各種の調査やアンケートを実施して学生の 声を把握し、学修者本位の教育を目指す本学の大学運営の点検と改善に活用している。

今後も、学修支援、学生生活支援、メンタルヘルス支援などに関して各種委員会や学生 相談室、カウンセリングルームが中心となって学生からの意見を聴き、その点検・評価を 踏まえて適切な改善を加えていく取組みを継続する。

特に、学生生活に関する支援の質の向上は、学生の大学に対する満足度の向上を生み、 学習意欲を高める好影響につながる重要な因子と考えられることから、年間複数回のアン ケート調査による学生への負担を考慮しつつ、学生の多様な意見等のくみ上げを機能させ ていく。また、施設設備のメンテナンスや校舎等の改修工事についても予算に基づき計画 的に実施して、適切な学修環境を維持していく。

「基準2の自己評価]

学生の受入れは、各学科、研究科ともに教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシー に沿った入学生の確保ができており、大学全体としては法令を遵守した適切な定員管理が できている。一部の学科でみられる定員未充足については改善策を策定し取組んでいる。

学生の学修支援は各学科で適切な支援体制を整備して適切かつ効果的に取り組んでいる。 中退や留年への対策としては、発生原因の調査と分析を行い、様々な方面からのきめ細か な支援を実施することにより、件数の減少を図る努力を継続している。

キャリア支援は、キャリア支援委員会とキャリア支援課が連携した教職協働の取組みが 機能しており、時代の流れに即した支援を実施して、適切な就職率を維持している。

学生の学生生活支援は、学生生活委員会と学生支援課が連携した教職協働体制できめ細かな支援を実施している。学生相談室とカウンセリングルームは適切に整備しており、学生の心身の健康を支援している。また、学修環境の充実を図るため、大学構内の無線 LAN環境を段階的に整備するなどの学内通信環境の改善を推進している。

授業は適切に整備・管理された学修環境の中で実施しており、図書館や体育施設も有効 に活用されている。授業を行う学生数も教務課を中心として適切に管理している。

これらの学修支援、学修環境に関する学生の意見や要望は、各種の調査やアンケートを実施して把握に努めており、大学運営の点検と改善に活用している。

以上のことから、本学は、基準2の基準項目を全て満たしていると考える。

基準 3. 教育課程

- 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、基準項目 1-2 の④で述べたとおり、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に則り、本学の三つのポリシーを大学ホームページ【資料 3-1-1】に掲載し公表している。このポリシーは、平成 24(2012)年 8 月の中央教育審議会答申(「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて~生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ~」)に基づき、大学学則【資料 3-1-2】第 1 条及び大学院学則【資料 3-1-3】第 1 条に定める大学、学部、学科又は研究科の教育研究上の目的を具体的に反映するポリシーとなるよう学内議論を重ねて一体的に策定し、平成 26(2014)年 4 月に大学ホームページで社会に公表した。次いで平成 28(2016)年度には、文部科学省中教審によるガイドライン(「「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー),「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」平成 28(2016)年 3 月公表)に準じた見直しを加えた。

本学が策定したディプロマ・ポリシーは、建学の精神を具現化して本学が養成を目指す人材像を示すと同時に、学修成果として学生が身につけるべき資質と能力について、大学、学部、学科又は研究科のレベルごとに表現している。学生に対しては、学部と大学院の学生便覧【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】に「ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー」という項目を設けてそれぞれのポリシーを掲載し、周知している。特に1年生には新入生オリエンテーション又は初年次教育としての必修科目「東洋医療の基礎・導入教育」の授業においてこれらのポリシーの意義を説明し、また、2~4年生には在校生ガイダンスを利用して説明することによりポリシーに対する理解の浸透を図っている。

また、本学は、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材像を形づくる行動特性や能力(コンピテンシー)を学科又は研究科ごとに定め、大学ホームページ【資料 3-1-6】と学生便覧において説明している。学科又は研究科はそれぞれの教育課程に配置する全ての科目に科目の到達目標に該当するコンピテンシーを割付けている。このディプロマ・ポリシーとコンピテンシーの関係及び教育課程上の各科目とコンピテンシーの割付けについては、学科又は研究科ごとにカリキュラムマトリクス【資料 3-1-7】として具体的に整理して大学ホームページに掲載している。このことにより、学生は各科目の学びの成果をディプロマ・ポリシーと関連づけることができる。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

1. 単位認定基準、成績評価基準の策定と周知

本学の単位認定基準は、大学学則第23条、第24条及び大学院学則第24条、第25条に単位の計算方法と単位の授与として明示している。成績評価基準【資料3-1-8】は大学学則25条及び大学院学則第25条の2に明示しており、成績評価と素点の関係は、履修規程(保健医療学部)【資料3-1-9】第11条、履修規程(保健看護学部)【資料3-1-10】第11条及び「関西医療大学大学院履修および試験等に関する規程」(以下「大学院履修規程」という。)【資料3-1-11】第6条に示している。これらの基準は大学ホームページにも「学修の成果に係る評価の基準」【資料3-1-12】として掲載しており、学生には学生便覧にも掲載して周知している。

2. 進級基準の策定と周知

本学の学部は、当該学年に配当する必修科目の未取得単位数を基準として年次ごとに進級、仮進級又は留年の判定を行っている【資料 3·1·13】。保健医療学部の進級要件は履修規程(保健医療学部)【資料 3·1·9】第 16 条から第 16 条の 5 に、また、保健看護学部の進級要件は履修規程(保健看護学部)【資料 3·1·10】第 16 条に明示し、これを厳正に適用している。当該年度に配当された必修科目に未取得単位がある場合は、それが基準となる単位数以下であれば仮進級として次年次への進級を認めているが、基準単位数以上の場合は原級に留まることとなる。ただし、必修科目の未取得単位数が留年に相当する場合であっても、2 年次又は 3 年次への進級に限り、当該学生の当該年度における functional GPA(Grade Point Average)(以下「fGPA」という。)が 2.0 以上の場合は原級に留めずに仮進級を認める規定を設けている。fGPA は成績素点の状態をより的確に反映する指標となる GPA であり、本学では平成 27(2015)年度から採用している。fGPA の算出方法については「関西医療大学 履修および試験等に関する規程施行細則」【資料 3·1·14】に定め、大学ホームページ【資料 3·1·12】と学生便覧【資料 3·1·4】【資料 3·1·5】で学生に周知している。

本学の進級制度については、学生便覧を用いて新入生オリエンテーションで学生に丁寧に説明して周知している。また、この制度に関しては保護者の理解を得ることも重要であるため、毎年度の入学式当日に開催する保護者説明会においても資料【資料 3-1-15】に基づき十分な説明を行っている。

なお、大学院研究科は進級制度を設けていないため、大学院履修規程には学部のような 進級基準を定めていない。

3. 卒業認定基準、修了認定基準の策定と周知

本学は、大学学則第 31 条に卒業認定基準を規定し、卒業要件となる単位数は学則別表第 1 に 128 単位以上であることを明示している【資料 3-1-13】。卒業が認定された学生への学位(学士)の授与は「関西医療大学学位規程」【資料 3-1-16】に基づき行っている。学士の種類については、大学学則第 32 条及び学位規程第 2 条第 2 項に定めている。

大学院の修了認定基準は大学院学則第 28 条に規定しており、修了要件となる単位数は 同学則第 28 条第 1 項に 32 単位以上であることを明示している。また、大学院学則第 28 条第2項に規定する論文審査の方法と判定基準は「関西医療大学 学位規程」【資料3-1-16】 及び「関西医療大学 学位(修士)論文に係る評価基準」【資料3-1-17】に明示しており、 これらは大学院設置基準第14条の2に則り大学ホームページ【資料3-1-18】と大学院の 学生便覧で周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1. 試験等の方法に基づく成績評価

本学は、学部と大学院ともに1年間を2学期(前期:4月1日~9月30日、後期:10月1日~3月31日)に分けて授業を行っている。単位認定のための試験は、当該年度の学年暦【資料3-1-19】に基づく試験期間において、両学部の履修規程【資料3-1-9】【資料3-1-10】第5条及び大学院履修規程【資料3-1-11】第7条に定める種類の試験(定期試験、追試験、再試験、特例再試験、仮進級試験)を厳正に実施している。それらの試験結果又はレポート提出による評価結果に基づき科目担当者が公正な成績評価を行い、成績入力Webシステムを介して教務課に評価結果を報告している。成績評価基準は基準項目3-1の②で述べたとおりである。また、各科目の成績評価の方法及び評価方法ごとの具体的な評価の割合は、科目ごとに授業概要(シラバス)【資料3-1-20】にて学生に周知している。

2. 単位認定基準、進級基準の厳正な適用

各授業科目の成績評価に基づく単位認定は、「関西医療大学 教務委員会規程」【資料 3-1-21】に基づき、学部教授会のもとに置いている各学科の教務委員会にて審議している。同委員会は当該学科に所属する教員と助手及び教務課職員を構成員とする教職協働体制で運営しており、試験、単位認定、進級・卒業判定など教務に関することのほか、学科の教育課程、授業計画、学科学生の出席状況や履修状況などについて協議している。

教務委員会は、教務課が成績入力システムで集約した各学年の成績評価を学期ごとに単位認定基準に照らし、厳正に単位認定の判定を行っている。1~3年生の進級、仮進級又は留年については、成績評価と単位取得状況を履修規程が定める進級基準に照らして厳正な判定を行い【資料 3-1-22】~【資料 3-1-27】、進級判定案として所属学部の教授会に上程する。学部教授会は学科の進級判定案を協議【資料 3-1-28】【資料 3-1-29】し、承認した案を本学の教学に係る意思決定組織である大学運営会議に上程する。大学運営会議では、学長が両学部長から各学部の判定案に関する説明を受けて審議を行い、進級を最終決定【資料 3-1-30】している。令和 4(2022)年度の学部全体の単位取得率は 98.7%、1年~3年の進級率は 93.9%、留年率は 2.2%であった【資料 3-1-31】【資料 3-1-32】。

大学院の単位認定は大学院教授会が単位認定基準に照らして厳正に行い【資料 3-1-33】、 学部と同様に大学運営会議で学長が最終決定【資料 3-1-30】している。

3. 卒業認定基準、修了認定基準の厳正な適用

学部学生の卒業判定は、上述の進級判定と同様に、まず各学科の教務委員会において成績評価と単位取得状況を大学学則【資料 3-1-2】が定める卒業要件に照らして厳正に判定【資料 3-1-23】~【資料 3-1-26】【資料 3-1-34】【資料 3-1-35】し、卒業判定案として所属学部の教授会に上程する。学部教授会は学科の卒業判定案を協議【資料 3-1-36】【資料 3-1-36】

1-37】し、承認した案を大学運営会議に上程する。大学運営会議では、学長が両学部長から各学部の判定案に関する説明を受けて審議を行い、卒業と学位(学士)の授与を最終決定【資料 3-1-38】している。令和 4(2022)年度の学部学生の卒業率は 98.8%であった【資料 3-1-32】。

大学院生の修了判定は、「関西医療大学 学位規程」【資料 3·1·16】に定められた論文審査委員会による修士論文の審査結果を踏まえ、大学院教授会が大学院学則【資料 3·1·3】に定める修了要件に照らして厳正な判定を行い【資料 3·1·39】、大学運営会議に上程する。大学運営会議では、学長が研究科長から教授会の判定案に関する説明を受けて審議を行い、修了と学位(修士)の授与を最終決定【資料 3·1·38】している。令和 4(2022)年度の大学院生の修了率は 100%であった。

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学のディプロマ・ポリシーは、学則に定めた本学の使命・目的に基づいて策定しているが、各学科の教育目的を明確にして教育課程やカリキュラム・ポリシーとの整合性を常に点検し、必要に応じて見直しを加えながら学内外に対する一層の周知と理解を図る。今後もディプロマ・ポリシーに沿った医療人を社会に輩出することで、本学の建学の精神を具現化していく。

大学の教育の質保証の根幹をなすのは、各授業科目の公正な成績評価と単位認定、進級、卒業又は修了判定であることから、今後も必要に応じて見直しを加えながらそれぞれの判定基準を明確に規定し、公正な判定を厳格かつ客観的に実施していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、大学学則【資料 3-2-1】第 1 条から第 1 条の 3 及び大学院学則【資料 3-2-2】第 1 条に掲げる本学の教育目的を果たして建学の精神を具現化するため、学部の各学科及び研究科では教育課程の編成に関するカリキュラム・ポリシーを策定し、特色ある医療人養成教育を実践している。本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと同様に「3 つのポリシー」として大学ホームページ【資料 3-2-3】に掲載しており、学生には学部と大学院の学生便覧【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】にも掲載して周知している。また、カリ

キュラム・ポリシーは各学科と研究科の授業科目と学年配当、専門科目分野及び科目ナンバリング等との関係性をカリキュラムマップ【資料 3-2-6】として可視化しており、同ポリシーとそれぞれの教育課程における年次ごとの学びのステップとの関係性が理解できるように工夫している。なお、各学科のカリキュラムマップは運用している教育課程ごとに大学ホームページ【資料 3-2-7】に掲載して学生に周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

基準項目 3-1 の①で述べたとおり、本学の三つのポリシーは文部科学省中教審のガイドラインに基づき平成 28(2016)年度に見直しを行ったが、その際には、学校教育法施行規則第 165 条の 2 が規定するカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を保つよう留意して策定した。また、各医療資格の指定規則の改正等の理由で教育課程を変更した際には、カリキュラム・ポリシーとの整合性を確保した科目配置を行うことでディプロマ・ポリシーと一貫性のある課程の編成を行っている。

大学院のカリキュラム・ポリシーについては、令和 2(2020)年 4 月の学校教育法施行規則の一部改正に合わせて、大学院教授会がディプロマ・ポリシーとの一体的な見直しを加える議論を行い【資料 3-2-8】、大学運営会議で承認した【資料 3-2-9】。

なお、学部、研究科ともに、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関係 を毎年度点検している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1. 教育課程の体系的な編成

本学の各学部・学科及び研究科は、それぞれが策定したカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に科目を配置した教育課程を編成している。

ア)学部の教育課程

本学の学部の教育課程は、大学学則別表第1に示すとおり、授業科目全体を総合教育科目(卒業に必要な単位数:保健医療学部、保健看護学部ともに24単位以上)と専門教育科目(卒業に必要な単位数:保健医療学部、保健看護学部ともに104単位以上)に大別し、それぞれの中に指定規則に準じた科目分野を設けて体系的に編成している。

a) 総合教育科目の編成

本学の総合教育科目は、大学学則第1条に基づき大学全体のディプロマ・ポリシーに掲げた「広い一般教養と、医療人としての高い倫理観に基づく実践力」と各学科の専門教育の基盤となる思考力・コミュニケーション力の修得を目指す教養教育の科目である。これらを自然科学系の科目を扱う<科学的思考の基盤>分野、人文科学系及び社会科学系科目を扱う<人間と生活>と<言語とコミュニケーション>分野に分けて配置しており、初年次教育科目(「東洋医療の基礎・導入教育」)も総合教育科目に含めている。さらに、各学科の専門教育の必要性に応じて、教養教育が「より深い専門知識と技術」(大学学則第1条)へと発展できるよう、一部の学科が独自の科目を配置している。

各学部・学科の教養教育は、教養教育に関する全学共通のカリキュラム・ポリシーと しての「関西医療大学 教養教育科目の編成方針」【資料3-2-10】に基づき実施している。

b) 専門教育科目の編成

本学の専門教育科目は、大学学則に掲げた各学部・学科の教育目的を果たすため、医療専門職として必要となる専門知識と技術の修得を目指す科目である。各学科は、学生が卒後に医療現場で高度な専門的実践力を発揮することができるよう、指定規則の定めに準じて、低学年に基礎的な専門科目を中心に配置して十分な基礎学力を育成したのち、高学年に高度な専門科目と臨床(又は臨地)実習を含む実習科目を重視した科目を配置することで高い臨床能力を段階的に修得できる特色ある教育課程を編成している。一部の学科においては early exposure の効果を踏まえて 1 年次後期に臨床(又は臨地)実習を配置している。これらの教育課程の特色は大学ホームページ「関西医療大学の学びの特色」【資料 3-2-11】に掲載し、説明している。

c) 教育課程の体系性と順序性の可視化

本学は、各学部・学科の教育課程がカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されていることを可視化するため、全ての開講科目に対して科目ナンバリング【資料 3-2-12】を付して各科目の体系性と順序性を明確にしている。また、本基準項目の①で述べたとおり、教育課程の可視化ツールとしてのカリキュラムマップ【資料 3-2-6】を作成し、新入生オリエンテーションやガイダンス等で学生に説明している。

イ) 研究科の教育課程

本学の研究科の教育課程は、大学院学則別表第1に示すとおり、授業科目全体を共通教育科目(修了に必要な単位数:6単位)、専門教育科目(修了に必要な単位数:20単位)及び特別研究科目(修了に必要な単位数:6単位)の3群に分けて編成している。

研究科は、大学院のディプロマ・ポリシーの達成に向けた教育効果をもたらす上で学部教育と連携した教育課程の編成が重要との考え方のもと、カリキュラムの中に基礎研究者を目指す医科学コース、高度専門医療職業人を目指す臨床身体機能学コース及び本学の淵源となる鍼灸師の臨床実践能力を極める臨床鍼灸学コースの3つのコースを履修モデル【資料3-2-13】として提示している。それぞれのコースでは、2年の修学期間で医療資格に応じた体系的な学修ができる教育課程を編成し、学部と同様にカリキュラム・ポリシーに基づくカリキュラムマップ【資料3-2-6】を作成し可視化している。

なお、研究科は、現在の修士課程に加えて令和 6(2024)年度から博士後期課程を開始するための設置申請を令和 5(2023)年 3 月に文部科学省大学設置室へ提出した。

ウ) 教育課程の変更

各学科の教務委員会は、毎年度後期に次年度に向けた教育課程編成の点検と授業計画に関する議論を行い、教育上の必要に応じて教育課程の変更を検討している【資料 3-2-14】 ~【資料 3-2-19】。直近では、理学療法学科と作業療法学科が教育課程の点検と変更に関する議論を行い【資料 3-2-20】【資料 3-2-21】、教育成果と学修成果の向上を目指す教育課程とするため、令和 5(2023)年度に文部科学省へ教育課程の変更承認申請を行うこととした。また、日本スポーツ協会公認アスレティック・トレーナー資格取得のためのカリキュラム改正に伴い、はり灸・スポーツトレーナー学科とヘルスプロモーション整復学科がトレー

ナー養成課程の変更等を含む教育課程の変更を検討し【資料 3-2-15】【資料 3-2-22】、令和 5(2023)年度に教育課程の変更承認申請を行う計画を検討している。

さらに、各医療資格の指定規則の改正に伴い教育課程編成を見直すことがある。直近では保健看護学科と臨床検査学科が指定規則の改正に基づく教育課程変更の承認【資料 3-2-23】【資料 3-2-24】を受け、令和 4(2022)年度の入学生から運用を開始した。他の学科についても、変更承認を受けた教育課程を平成 30(2018)年度(はり灸・スポーツトレーナー学科、ヘルスプロモーション整復学科)と令和 2(2020)年度(理学療法学科、作業療法学科)から運用している【資料 3-2-25】。

2. 授業概要 (シラバス) の整備

本学は、大学設置基準第25条の2及び大学院設置基準第14条の2に基づき、本学の学生が開講される授業科目を選択して履修しようとする際に必要となる情報について授業概要(シラバス)【資料3-2-26】を作成して明示し、学生ポータル及び大学ホームページ【資料3-2-27】で開示している。

シラバスの作成にあたり、学部及大学院の科目担当教員は「関西医療大学 授業概要(シラバス)作成に関する内規」【資料 3-2-28】に基づく「関西医療大学 授業概要(シラバス)作成手引き」【資料 3-2-29】記載された項目の情報を Web システムで入力する。入力されたシラバスは、同内規に基づき学科長、教務委員長、研究科長が中心となって点検を行った後に開示する。なお、シラバス作成の趣旨を踏まえ、基準項目 4-2 の②で述べるように、授業評価/満足度評価アンケートでは「シラバスどおり準備された授業であった」かどうかを問う項目を設定している。

現在の本学の学部及び大学院のシラバスは次の14項目で構成している。

- (1) 担当教員〔実務経験を有する資格〕
- (2) 目的
- (3) 到達目標
- (4) ディプロマ・ポリシーに基づくコンピテンシー
- (5) 授業形態
- (6) 授業計画
- (7) 成績の評価
- (8) 定期試験、レポート等に対するフィードバック
- (9) 自己学習
- (10) 履修上の注意
- (11) テキスト
- (12) 参考資料
- (13) オフィスアワー
- (14) 研究室・授業用 E-mail (※ ホームページ上のシラバスでは非公開)

3. 単位制度の実質化

本学は、大学設置基準第 27 条の 2 の趣旨を踏まえた単位の実質化を図るため、学部の各学科では自学科の教育課程を踏まえて 1 年間の履修登録単位数の上限を学科ごとに定め

関西医療大学

ている【資料 3-2-30】。この単位数は、履修規程(保健医療学部)【資料 3-2-31】第 4 条、履修規程(保健看護学部)【資料 3-2-32】第 4 条及び学生便覧【資料 3-2-4】で学生に周知している。各学科の学生は、この定めを順守して履修登録を行っている【資料 3-2-33】。

令和 4(2022)年度までは 1 年間の履修登録単位数の上限は全学科 49 単位と規定していたが、履修規程を改正し、令和 5(2023)年度からは学科ごとに次のとおりに定めている。

保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科:49単位

理学療法学科:45 単位作業療法学科:45 単位

ヘルスプロモーション整復学科:45 単位

臨床検査学科:47 単位

保健看護学部 保健看護学科:45 単位

なお、保健看護学科に関しては履修規程(保健看護学科)第4条第3項に「(略)・・・、別に定める成績基準を上回る学生に限り、年間に履修登録できる単位数を49単位まで可能とする。ただし、1年次については45単位を上限とする。」と定め、2~4年次を対象として履修登録単位数の上限を緩和する規則を設けている。

3-2-④ 教養教育の実施

1. 教養教育の実施方針

本基準項目の③で述べたとおり、本学の教養教育は大学全体のディプロマ・ポリシーとして掲げた学部、学科共通の「広い一般教養と、医療人としての高い倫理観に基づく実践力」と、各学科の専門教育の基盤となる思考力・コミュニケーション力の修得を目指す教育である。この重要性に鑑み、本学は教養教育の実施に関する全学的な方針を「関西医療大学教養教育科目の編成方針」【資料 3-2-10】として策定し、大学ホームページ【資料 3-2-3】において大学全体のカリキュラム・ポリシーと並列して周知している。

2. 教養教育を担当する組織

本学は、学長(大学運営会議)又は学部教授会からの指示のもと、学部間又は学科間に 共通する教務関連事項を協議して調整する組織として、「関西医療大学 教務調整会議規程」 【資料3-2-34】に基づき、教務調整会議を置いている。同規程第2条第2号は、この会議が 本学の教養教育と初年次教育に関する事項を協議することを定めており、第3条には教員 の構成員として学部長、教務部長、学科長、教務委員長のほかに総合教育科目の担当教員 2人以上を充てることを規定している。本会議では、総合教育科目の実施方法等に関して各 学科の教務委員会の意見を集約して議論するほか、上述した「関西医療大学 教養教育科目 の編成方針」と教育課程との整合性の点検を行っている【資料3-2-35】【資料3-2-36】。

3. 教養教育に関する科目の編成

本学の教養教育に関する科目は、広く一般教養を高めるとともに高い倫理観を養成するため、本基準項目の③で述べたとおり「総合教育科目」の中で<科学的思考の基盤>、<人間と生活>、<言語とコミュニケーション>の3分野に分けて配置している。各分野の編成方針については、「関西医療大学教養教育科目の編成方針」【資料3-2-10】に示してある。

関西医療大学

特に、総合教育科目の1つとしている「東洋医療の基礎・導入教育」は、初年次教育科目として1年次前期の必修科目として全学科に配置している。この科目では、学生の学修の基礎となるスキルの修得やグループ・ディスカッション、プレゼンテーションといったアクティブ・ラーニング形式で授業を進行するほか、本学の淵源となる東洋医療の基礎的理解や各学科が目指す資格と東洋医療との関わりについて、自校教育としての建学の精神の解説などを交えた内容を教授している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1. 教授方法の工夫・開発を進めるための組織体制

本学は、大学設置基準第 11 条及び大学院設置基準第 9 条の 3 の定めに則り、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する組織として、「関西医療大学 FD 推進委員会規程」【資料 3-2-37】に基づき、学長のもとに FD 推進委員会を置いている。同委員会は、学長が委嘱した各学科 1、2 人の専任教員と教務課職員を構成員とする教職協働体制で組織しており、主に次の 4 つを柱とする FD 活動を実行することで教育の質保証につなげる組織的な取組みを継続している。

- ①教員同士による公開授業の実施
- ②学生による授業評価/満足度評価アンケートの実施
- ③学外又は学内講師による FD 講演会の開催
- ④FD 関連研修会又はセミナー等への参加
- FD 推進委員会が行うこれらの活動の詳細については、基準項目 4-2 の②で述べる。
- 2. 各学部・学科による教授方法の工夫・開発の事例

各学部・学科の教員は上述の FD 活動に参加することにより授業方法の見直しと改善を行い、より効果的な教授方法を工夫・開発して授業に臨んでいる。令和 4(2022)年度に各学科が授業で実施した教授方法の工夫・開発に関する事例を以下に挙げる。

<はり灸・スポーツトレーナー学科>

- ○「鍼灸基礎実習 I・II」では、学生の密集を避けて教員の模範実技の様子を全員に提示できるように、手技を行う教員の手元をビデオカメラで拡大した映像をスクリーンに投影しながら授業を行った。また、授業で記録した実技の資料映像を Google Drive を活用してインターネットで学生に配信し、事後学修に活用できるように工夫した。
- ○「鍼灸臨床実習I」では、鍼灸治療所での教員の鍼灸治療の映像と音声を、治療室全体の映像と治療者の目線の映像を遠隔の教室にいる学生に対して同時配信する工夫を取入れた。教員は事前に学生に対して患者様の病歴などを説明するので、学生は中継される映像を視聴しながら与えられた課題に取組むことができた。(※この取組みは、医療技術者養成学校が新型コロナの影響下において ICT を活用して行った実習等の弾力的な運用の好事例として、文部科学省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所等の対応について」の中で紹介された。)
- ○「鍼灸臨床実習 II」では、学生が実習室で治療者・患者役となり、医療面接から診察(現代医学的・東洋医学的)、治療方針の決定、鍼灸治療、効果判定、診療録の記入までを行

- うロールプレイ実習又はシミュレーション実習を取入れた。教員は評価項目に沿って達成度を評価し、学生にフィードバックすることで臨床の実践力の向上を図っている。
- ○「トレーナー見学実習」では、基礎分野の科目として重要な解剖学や生理学又は経穴学の知識を学生に動的にイメージングさせる目的で、入学直後の授業から超音波画像診断機器を教材として扱う実習を行い、授業で学んだ知識の理解と把握を促進した。

<理学療法学科>

- ○「評価学総論」「動作分析学」では臨床実習を想定し、グループ・ディスカッションで症例の機能障害となる問題点の項目を挙げ、関連性を表にまとめて因果関係を関連図として作成するアクティブ・ラーニングを実施して理解の促進を図る工夫をした。
- ○「神経筋疾患理学療法学 I」「脳血管障害理学療法学」では紙媒体の授業資料の配付に加えて QR コードの読取りで携帯端末から PDF 形式で資料確認が行えるようにした。
- ○「神経筋疾患理学療法学 I・II」の授業終了後にインターネットデバイスを利用して演習問題による振返りを行い、全体の 6 割以上が誤答となった設問に関しては次回の授業開始時に解説を加えた。
- ○臨床実習前に学内で培った知識や技能を確認するために Basic OSCE (客観的臨床技能 試験) を実施して臨床前評価の導入を図った。また、実習後には臨床事例に立脚した実習後評価を実施し、臨床実習で身につけた技能と臨床推論(思考)を学生個々のプレゼンテーションを通して教員が客観的に評価するとともに、学生自身が自己評価できるように導いた。

<作業療法学科>

- ○「作業療法学概論」では高齢者を対象に「作業歴」に関する面接の体験型学修を設けて 学生の主体的なコミュニケーションを促すとともに、人生における「作業」の重要性や 各々にとっての重要な作業の多様性に関する理解を導くように工夫した。
- ○「発達障害作業療法治療学演習」の授業時間内に、臨床施設の協力を得て、利用児の治療や介入場面の臨床観察を行い、対象児や親御様とのコミュニケーションを体験することにより、障害の理解を促進して学生の臨地での応用力の養成に努めた。
- ○「臨床実習総合セミナー」では臨床実習前に学内で培った知識や技能を確認するために Basic OSCE (客観的臨床技能試験) を実施して臨床実習への導入を図った。また、実習 後には臨床事例に立脚した Advanced OSCE を実施し、臨床実習で身につけた技能と臨 床推論 (思考) を教員が客観的に評価するとともに、学生自身が自己評価できるように 導いた。
- ○「国際リハビリテーション各論」では、本学の学生が作業療法を学ぶ海外の学生や教員とオンラインで結び、各国の作業療法及び卒前教育などについて情報交換することでコミュニケーション能力の向上を図るとともに、学生同士の交流の場を設けて学生の専門職への理解と学修意欲の促進を図った。
- ○「医療英語」では、特にリハビリテーション医療に関係する用語を学び、小テストで知識の定着を図るとともに、学生がセラピストと患者役になり、リハビリテーション場面での会話演習を実施するペア・ワークで英語の運用能力を培った。

<ヘルスプロモーション整復学科>

- ○「包帯学 I・II」では、実習授業前の動画配信で授業内容の具体的なイメージをつけることができるようにして学修意欲の向上を図りスムーズな実習実施ができるよう工夫した。さらに、対面授業をスムーズに進めるために、学生が予習として取組んだ実技の画像をLMSにアップさせて授業に利用する工夫を行った。
- ○「整復治療学Ⅲ(テーピング実技)」では、部位ごとの実技種目の最初に学生自身で取組 んだ実技を動画で保存し、後日、受講後に撮影した動画と比較して上達度の確認を行い、 学生のモチベーションアップや効果的な授業の実施ができるよう工夫した。
- ○「フィットネス実習 I・II」では、学生が関わってきたスポーツ競技を取り上げ、その 学生が指導者役となって他の学生に対して競技に関するプレゼンテーションを行うこと で学生の主体的、能動的な学修意欲の向上を図るようにした。
- ○「整復学総論」等の主要な必修科目では、毎回の授業終了時に授業に関する質問と感想 を書いたリアクションペーパーの提出を求めて能動的に授業へ参加することを促した。 また、質問等への回答はその授業時間内にフィードバックして知識の定着に努めた。

<臨床検査学科>

- ○「病理学」等では、学生の能動的な授業への参加を促すため質問や感想を書いたリアクションペーパーの提出を求め、回答はその授業時間内に必ずフィードバックすることで知識の定着に努めた。
- ○「臨床検査総論」では臨床専門科目の修学を円滑にするため、臨床検査実習を実施している。また、各班に高学年の学生を数人配置し、学修方法など修学に関する相談や人間関係構築の支援を行う工夫をした。
- ○「一般検査実習」「血液検査実習」では、書画カメラやビデオカメラを導入し、ピペット 操作など精密な操作を拡大放映し専門技術の習得を支援した。
- ○「微生物検査実習」「血液検査学実習」「臨床化学実習」では、実臨床を意識した問題解 決能力の育成のため症例を提示しながら実習を進めた。
- ○「遺伝子検査学実習」では、疾患の模擬検体をリアルタイム PCR など先端機器で測定を 実施して先進技術を経験することで、思考力や創造力を養う工夫をした。

<保健看護学科>

- ○学科の授業及び自己学習において学生が主体的に学修を深めることができるように令和 4(2022)年度からデジタルテキストを採用した。
- ○看護における臨床判断能力の育成のために、ハイブリッドシミュレーターを活用したシミュレーションを「フィジカルアセスメント I」「小児看護展開論」「総合看護学演習」 「成人看護学実習 I」「成人看護学実習 II」に取入れた。
- ○看護実践能力の修得及び看護職者としての自覚を高めるために、「総合看護学演習」でタスクトレーニングとシチュエーショントレーニングを取入れた演習を実施した。
- ○「総合看護学実習」では、学生自らが関心の深い分野から実習課題を明確にして実習計画を立案し、主体的に実習に取組むことで、看護職者としての探求心と創造力を養う工夫をした。

- ○「総合看護学実習」の終了後に学科の学生を対象とする発表会をオンラインで開催し、 4 年生が実習の成果をプレゼンテーションすることで学生全体のモチベーションを向上 させる工夫をした。
- ○学生と世代間格差がある高齢者に対する看護技術をよりリアルに体験し習得することを 目的に、保健看護学科が地元熊取町住民の協力を得て養成してきた高齢者模擬患者「く まとり SP(Simulated Patient)」の方々を大学に招き、「老年看護方法論Ⅱ」の授業にお ける移動、更衣等の看護技術の演習で模擬患者を演じていただく工夫を継続しており、 令和 4(2022)年度に実施した。

2. アクティブ・ラーニングの実施

本学は、学生が主体的、能動的に学修に参加して学ぶことができるよう、平成 24(2012) 年の中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて~生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ~」で言及されたアクティブ・ラーニングの手法を学部全体で積極的に授業に取入れて教育効果を高めるよう努めている。また、授業内においてアクティブ・ラーニングを取入れる場合、その授業のシラバスには実施するアクティブ・ラーニングの手法(グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーション、反転授業、問題解決学習など)を記載することを手引き【資料 3-2-29】で求めている。

本学のアクティブ・ラーニング実施に関する初回調査(平成 26(2014)年度)では学部全体の開講科目の 41.5%での実施であったが、令和 4(2022)年度においては学部の実施率は 65.5%【資料 3-2-38】であり、8年間で 24.0 ポイントの上昇が見られた。学年別では 1年次から 4年次にかけて実施率の上昇がみられ、4年次には 78.5%の実施率を示した。

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

カリキュラム・ポリシーについてはディプロマ・ポリシーとの一貫性を保つこと、また、教育課程が指定規則に沿った編成であることに留意して点検し、必要に応じて見直しを行い本学の特色と個性を反映していく。その上で、各学科、研究科の教育課程をカリキュラムマップやカリキュラムマトリクスなどのツールを活用して点検し、最大の教育効果が得られる科目編成を検討していく。学生に対しては、教育課程の体系性や科目履修の順序性に対する理解をより深めて学修することができるように指導していく。保健医療学部の4学科ではより高い教育成果を得るため、令和6(2024)年度入学生から運用する新教育課程に関する変更承認申請を行う。

教養教育は医療人としての人格形成の基盤をなす教育との視点に立ち、情報教育やキャリア形成教育などの時代の変化に合わせた科目編成の変更について教務調整会議が中心となり全学的な調整を行っていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学は、平成 30(2018)年 12 月に学生の学修成果を多角的に点検・評価するための方針として「関西医療大学 アセスメント・ポリシー」を策定し、大学ホームページの「学修成果の可視化」【資料 3-3-1】に公表し運用していたが、令和 2(2020)年 1 月の中教審による「教学マネジメント指針」の公表後に指針を踏まえた点検と見直しを加え、令和 4(2022)年 8 月にアセスメント・ポリシーを「関西医療大学 アセスメント・プラン」と改めて策定し直した【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】。同プランは、学生の学修状況と学修成果及び教育目標の達成状況を評価するための多様な指標と調査項目及び各調査の実施時期について、三つのポリシーを踏まえて機関、教育課程、科目の各レベルで示している。

以下にアセスメント・プランに沿って実施している評価又は調査の取組み状況を述べる。

1. 「入学者アンケート」の実施

本学は、入学直後の新入生全員を対象として、本学が受験生の進路決定にあたり適切な受験情報を提供できているか否かを検証して学生募集戦略の改善に活かすため、「入学者アンケート(進路決定プロセスに関する新入生アンケート)」【資料 3-3-4】を実施している。本アンケートでは、新入生の進路決定の時期や受験情報を得た媒体、本学オープンキャンパスへの参加状況のほか、アドミッション・ポリシーとの合致性を調査して同ポリシーを踏まえた学生の受入れであることの点検と評価を行っている。令和 4(2022)年 4 月の調査では、基準項目 2-1 の②で述べたとおり新入生自身による将来像と本学のアドミッション・ポリシーの高い合致性が示された【資料 3-3-5】。

2. 「学修に関するアンケート」の実施

基準項目 2-2 の①で述べたとおり、本学は学生の日頃の学修態度全般を把握する目的で学部学生全員を対象とする「学修に関するアンケート」【資料 3-3-6】を実施している。この調査では、学修に対する計画性、学修内容の理解度や授業外学修時間を尋ねる設問を設け、入学前の時期も含めた学生の学修態度を把握して調査結果【資料 3-3-7】を学内で共有して学修支援の点検・評価と改善に活用している。

3. fGPA 分布の分析

基準項目 3-1 の②で述べたとおり、本学は成績評価の指標に GPA の算出法の一つである fGPA を採用している。IR 推進室では、学年進行に伴う fGPA 分布の変動を分析して成績分布状況の経年変化や教育課程の変更に伴う学修成果、教育成果の変化を点検・評価する資料を作成している。令和 4(2022)年度は、新型コロナの影響を受けて授業実施形態が変化したことに対する成績への影響について fGPA の分布状態を比較して分析、点検した【資料 3-3-8】。また、同じく fGPA の分布状態から、カリキュラム・ポリシーを踏まえた

教育課程の改正と学修成果や教育効果の向上との関係性について分析した【資料 3-3-9】。

4. ディプロマ・サプリメント (学位証書補足資料) の発行

基準項目 3-1 の①で述べたとおり、本学は学生が卒業又は修了時に身につけていることを期待する行動特性や能力をディプロマ・ポリシーの要素となるコンピテンシー【資料 3-3-10】として定め、各授業科目とコンピテンシーの関連を整理したカリキュラムマトリクス【資料 3-3-11】を作成している。IR 推進室では、学生個人の各年次・科目の成績評価をコンピテンシーの獲得割合に変換し、在学中における学修成果を可視化する方法の一端として、各コンピテンシーの積上げとバランスをレーダーチャートで表現し、「関西医療大学ディプロマ・サプリメント」【資料 3-3-12】として令和 3(2021)年度の卒業生から発行している。本資料には取得学位、取得単位数、取得資格、在学中の fGPA なども併記しており、学生の学修成果を表す補足資料として学位記授与式の際に配付している。

5. 卒業時アンケート及び卒業生アンケートの実施

本学は、卒業前の学部学生を対象に「関西医療大学 卒業時アンケート」を実施して、学生が在学中の経験を踏まえ、大学生活の満足度や学修で身に付いた能力等を調査して教育課程や教育方法の点検・評価に役立てている。令和 4(2022)年度は当年度の卒業生 327 人を対象に同調査を実施【資料 3-3-13】(回収率 98.8%) した。

加えて、本学は卒業生を対象とする「関西医療大学 卒業生アンケート」を実施して、卒業生が就職先での勤務経験を踏まえ、本学で修得した知識・能力の有用性や身につけたかった能力等について調査を行い、教育課程や教育方法の点検・評価に役立てている。令和4(2022)年度は令和2(2020)年度の卒業生245人を対象に同調査を実施【資料3-3-14】(回収率25.3%)した。

6. 就職先アンケートの実施

本学は、本学卒業生の就職先における実務能力や勤務態度に対する評価がディプロマ・ポリシーに沿った人材として社会貢献できているか否かを示す重要な指標の一つと考え、就職先を対象とするアンケート調査を行うことで卒業生の職場における勤務状況に関する外部評価を求めている。同調査では「学力」「協調性」「行動力」「コミュニケーション能力」「責任感」「専門的技術」「向上心」「接遇」の評価項目を設定し、本学の教育内容に対する意見等も自由記述形式で聴取っている。令和 4(2022)年度は臨床検査学科の卒業生就職先80 件と保健看護学科の卒業生就職先79 件を対象に本調査を行った【資料3-3-15】【資料3-3-16】。アンケート回答率は前者が38.8%、後者が21.5%であった。

7. 医療専門職の国家試験の受験

本学の教育目的はディプロマ・ポリシーを踏まえて社会貢献できる医療人を育成することであり、各学科が指定する医療専門職の国家試験の合格率のみで教育目的の達成状況を測れるわけではない。しかしながら、国家試験は全国統一の判定基準のもとで実施されることから、その合否結果は本学の教育水準と学生の学修成果を全国規模の尺度で客観的に点検・評価できる指標として重要な意味を持つ。表 3-3-1 に、令和 4(2022)年度の各学科卒

業生による国家試験受験状況と合格率の一覧を示す。

| 学部 | 学科 | 国家資格 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|------------|--------------------|--------|------|------|-------|
| 保健医療学部 | はり灸・スポーツ | はり師 | 29 人 | 28 人 | 96.6% |
| | トレーナー学科 | きゆう師 | 29 人 | 28 人 | 96.6% |
| | 理学療法学科 | 理学療法士 | 56 人 | 53 人 | 94.6% |
| | 作業療法学科 | 作業療法士 | 40 人 | 40 人 | 100% |
| | ヘルスプロモー ション整復学科 | 柔道整復師 | 29 人 | 24 人 | 82.8% |
| | 臨床検査学科 | 臨床検査技師 | 65 人 | 65 人 | 100% |
| 保健看護 学部 | | 看護師 | 97 人 | 93 人 | 95.9% |
| | 保健看護学科 | 保健師 | 15 人 | 15 人 | 100% |
| | | 助産師 | 5人 | 5人 | 100% |

表 3-3-1 令和 4 年度卒業生の国家試験受験状況と合格率

8. 各種付加資格の認定試験等の受験

はり灸・スポーツトレーナー学科とヘルスプロモーション整復学科の2学科においてはスポーツトレーナーに関連する付加資格、また、臨床検査学科においては細胞検査士の資格の取得を目指して、それぞれの認定試験等を受験可能とする課程を編成している。これら付加資格の試験結果も上述の国家試験と同様に本学の教育水準を客観的に点検・評価する指標となる。下表に令和4(2022)年度の各種付加資格の受験状況と合格率の一覧を示す。

| 表 3 3 2 中和 4 十及における自加負債の支款有数・自怕有数と自怕中 | | | | | | | |
|--|---------------------|------|------|-------|--|--|--|
| 資格 | 対象学科 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率 | | | |
| 日本スポーツ協会公認 アスレティック・トレ ーナー* | はり灸・スポーツトレ ーナー学科 | 16 人 | 3 人 | 18.8% | | | |
| 日本スポーツ協会公認 スポーツプログラマー | ヘルスプロモーション 整復学科 | 0人 | 1 | | | | |
| 健康・体力づくり事業 財団認定 | はり灸・スポーツトレ ーナー学科 | 3 人 | 2 人 | 66.7% | | | |
| 健康運動実践指導者 | ヘルスプロモーション 整復学科 | 13 人 | 12 人 | 92.3% | | | |
| 日本トレーニング指導 者協会(JATI)認定 トレーニング指導者 | はり灸・スポーツトレ ーナー学科 | 9人 | 8人 | 88.9% | | | |
| | ヘルスプロモーション 整復学科 | 9人 | 6人 | 66.7% | | | |
| 日本スポーツアロマト レーナー協会認定 | はり灸・スポーツトレ ーナー学科 | 0人 | 1 | | | | |
| スポーツアロマトレー ナー | ヘルスプロモーション 整復学科 | 10 人 | 10 人 | 100% | | | |
| 日本臨床細胞学会/日 本臨床病理学会認定 細胞検査士 | 臨床検査学科 | 3 人 | 2 人 | 66.7% | | | |

表 3-3-2 令和 4 年度における付加資格の受験者数・合格者数と合格率

[※] 令和 4(2022)年度の合否結果が未確定なため、令和 3(2021)年度における受験状況を示す。

9. 学生の就職状況に関する調査

本学の学生の就職先、就職率等の就職状況【資料 3-3-17】【資料 3-3-18】は、建学の精神と学則に定めた本学の使命・目的の具現化を反映するものであることから、上述の就職先アンケートに基づく外部評価及び各種医療系国家資格・付加資格の取得状況と併せて、本学のキャリア支援に関する取組みの点検・評価に活用している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

上述のとおり、本学は「関西医療大学 アセスメント・プラン」【資料 3-3-2】を策定し、本学の三つのポリシーを踏まえた学生の学修状況と学修成果及び教育目標の達成状況について、多様な指標を用いて総合的に把握するための評価又は調査を実施している。これらの調査は、原則として図 3-3-1 に示す実施担当部署又は委員会が計画的に実施しており、学生から回収した回答は IR 推進室が集計処理を担当している。IR 推進室は集計した調査結果を IR 情報ライブラリに開示して各学部・学科に情報提供している。

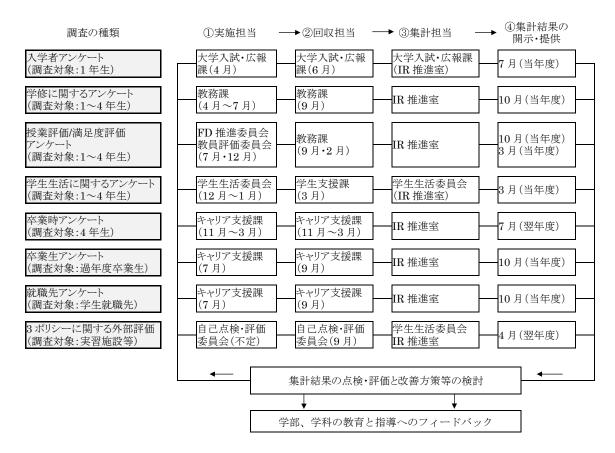


図 3-3-1 各種調査等の実施と集計及び点検・評価の主な流れ

各学科又は委員会は、学科ごとに組織している教務委員会又は当該委員会において集計結果や自由記述による学生の意見・要望を取上げて点検・評価し、学修者本位の教育を実現するための改善方策等の検討を行っている。また、施設、設備に関する意見や要望については法人事務職員を中心に組織する事務調整会議でも取上げて検討を加えている。

関西医療大学

令和 4(2022)年度は、表 3-3-3 に示す委員会又は会議において各種の調査結果を議題に 取上げて改善策等の検討を行った。

| 委員会等 | 開催回(開催年月日) | エビデンス資料 |
|--------------------------|---|---|
| はり灸・スポーツトレ ーナー学科教務委員会 | 第 262 回教務委員会(令和 4 年 12 月 27 日) | 【資料 3-3-19】 |
| 理学療法学科教務委員会 | 第193回教務委員会(令和4年11月8日) | 【資料 3-3-20】 |
| 作業療法学科教務委員会 | 第 39 回教務委員会(令和 4 年 9 月 5 日) 第 40 回教務委員会(令和 4 年 11 月 10 日) | 【資料 3-3-21】 【資料 3-3-22】 |
| | 第44回教務委員会(令和5年3月9日) | 【資料 3-3-23】 |
| ヘルスプロモーション 整復学科教務委員会 | 第 175 回教務委員会(令和 5 年 3 月 22 日) | 【資料 3-3-24】 |
| 臨床検査学科教務委員会 | 第94回教務委員会(令和5年3月6日) | 【資料 3-3-25】 |
| 保健看護学科教務委員会 | 第 200 回教務委員会 (令和 4 年 10 月 6 日) 第 201 回教務委員会 (令和 4 年 10 月 20 日) 第 205 回教務委員会 (令和 5 年 1 月 19 日) | 【資料 3-3-26】 【資料 3-3-27】 【資料 3-3-28】 |
| 学生生活委員会 | 第244回学生生活委員会(令和5年1月30日) | 【資料 3-3-29】 |
| キャリア支援委員会 | 第61回キャリア支援委員会(令和4年8月31日) | 【資料 3-3-30】 |
| FD 推進委員会 | 第 118 回 FD 推進委員会(令和 4 年 10 月 24 日) 第 120 回 FD 推進委員会(令和 5 年 2 月 16 日) | 【資料 3-3-31】 【資料 3-3-32】 |
| 教員評価委員会 | 第6回教員評価委員会(令和5年3月23日) | 【資料 3-3-33】 |
| 事務調整会議 | 事務調整会議(令和5年1月10日) | 【資料 3-3-34】 |

表 3-3-3 調査結果を踏まえた改善策等の検討の実施

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

学生の学修成果を把握して点検するためにアセスメント・プランに沿って実施している 各種の調査やアンケートについては、それぞれの担当部署が設問項目や実施時期などの適 切性を十分に点検し、調査の目的が果たせるように見直しを加えていく。

国家資格の取得状況は全国一律の評価基準で各学科の教育の質、学修成果を点検できる 重要な尺度であり、本学の使命・目的の達成に直結する重要な指標となる。その点を踏ま え、各学科で毎年度の合否結果を分析し、得られた課題を教育に反映して学生が求める資 格を確実に取得できる教育を提供するための改善に尽力する。

就職については、今後、競合校の新設学科設置による卒業生輩出等により競争が激化することが想定されることから、キャリア支援委員会とキャリア支援課を中心にして支援方法や学内イベント等に改善を加えながら一層の強化を図っていく。また、就職に関する学生の要望の多様化に十分に応えることができるような支援体制も確立していく。

[基準3の自己評価]

本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、学則に定めた教育目的を踏まえた一貫性を保ち策定している。また、各学科の教育課程は指定規則の定めに基づいて編成しており、科目配置の体系性と順序性及びディプロマ・ポリシーとの関係性はカリキ

関西医療大学

ュラムマップ、カリキュラムマトリクスとして可視化し、学生に分かりやすく説明している。また、成績評価、単位認定、進級、卒業又は修了は、それぞれ明確な基準を設けて適 正かつ厳格に判定している。

教養教育は、初年次教育の実施を含めて医療人としての倫理観や人格形成の基盤づくりを行う教育として重視し、教務調整会議を中心にして学部横断的な科目編成方針を定めて 実施している。また、情報教育やキャリア形成教育の強化など時代の変化に合わせた科目 編成の変更を検討している。

教授方法の工夫や開発は、全学で FD 推進委員会の活動を中心にした組織的な取組みを 推進し、教育の質を高める改善の努力を継続している。

学生の学修成果は、アセスメント・プランに沿った取組みを計画的に実施しており、得られた結果を改善に活用する取組みを行っている。特に令和 3(2021)年度から発行を開始したディプロマ・サプリメントについては、今後も点検と見直しを加え、より良い学修成果の可視化ツールとなるよう改善を加えていく。

就職支援は、キャリア支援委員会とキャリア支援課が中心となり、多様化する学生の要望に応えるためのキャリア支援や学内イベントに工夫を加えており、卒後の状況についても就職先アンケートを実施して検証している。

大学院研究科においては、保健医療分野におけるリーダーとなる高度な主導的臨床専門職としての人材養成を目指し、令和 6(2024)年 4 月開設予定で博士後期課程の設置を申請した。

以上のことから、本学は、基準3の基準項目を全て満たしていると考える。

基準 4. 教員・職員

- 4-1. 教学マネジメントの機能性
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性
 - (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

- (2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮
- 1. 大学運営会議の設置

本学は、学長が教学運営に関する全学的な状況を把握して諸案件に対する意思決定を行い、学内に指示を出す教学マネジメント体制の中心組織となる大学運営会議を置くことを、大学学則【資料 4-1-1】第 41 条及び大学院学則【資料 4-1-2】第 32 条に定めている。この会議は「関西医療大学 大学運営会議に関する規程」【資料 4-1-3】第 1 条に定めるとおり学長が設置して議長を務める会議であり、副学長、学部長、研究科長、学生部長、教務部長、事務局各部署の部長等を構成員に定めている。

大学運営会議のもとには両学部教授会、大学院教授会、各学科教務委員会及び教務調整会議を置き、その他、大学運営に関して専門的に協議する各種委員会等を大学運営の領域ごとに配置する体制を敷くことで、大学運営会議を教学マネジメントの中心に置いた体系的な意思決定の仕組みを構築している【資料 4·1·4】。この会議では、学長が両学部長と研究科長から学部及び大学院教授会の意見又は提案を聴き、さらに各種委員会等の学内組織による報告又は提案を吸い上げて審議するほか、「大学運営会議に関する規程」第2条の各号に示す重要事項に関する審議を行っている。学長は、意思決定に基づく指示を学内各所に発信することで適切なリーダーシップを発揮している。会議の議事録は後日に配付資料とともに学内LANのサーバ上に開示するが、会議の翌日には学長補佐室が教職員に報告メール【資料 4·1·5】を発信し、議事概要の速報的な周知を図っている。

大学運営会議は令和 2(2020)年度までは毎月 1 回の開催であったが、多様な案件に対する審議を加速化して速やかな意思決定を図るため、令和 3(2021)年度から原則として毎月 2 回程度開催するよう変更し、令和 4(2022)年度は 21 回の大学運営会議を開催した。

大学運営会議を中心とするこのような教学マネジメントの仕組みは年度当初に学長文書【資料 4-1-6】を発信して学内に周知し、会議運営の円滑化を図っている。

2. 学長の選任と権限

本学の学長は、「関西医療大学 学長選考規程」【資料 4-1-7】に基づき、理事長が大学設置基準第 12 条に則り選考した学長候補者を理事会に諮り、理事会の承認を得て任命している。

学生の入学、卒業、学籍異動、懲戒に関する学長の権限は、大学学則及び大学院学則に明示している。また、「関西医療大学 学長並びに副学長の権限に関する規程」【資料 4-1-8】の第 1 条には「学校教育法第 92 条第 3 項の規定に基づき、学長は本学の教育研究に関する事項を決定する」と規定しており、学長が大学の最高責任者として教職員を統督することと、本学の校務及び教育研究活動上の業務執行に関する最終決定権を有することを明示している。

大学のガバナンスに関しては、本学は令和 2(2020)年 4 月に日本私立大学協会の私立大学版ガバナンス・コード (第1版) に準拠した「関西医療大学 ガバナンス・コード」【資料 4-1-9】を策定し、学長がリーダーシップを発揮する上で、学長による意思決定が教授会の審議結果に拘束されないことを明示し、教学運営における学長の権限を明確にした。

なお、学則に定める学生の懲戒については「関西医療大学 学生懲戒規程」【資料 4-1-10】 を制定し、懲戒対象の事案の調査から処分決定に至るまでの手続きを明確に定めている。

3. 学長の補佐体制

本学は、以下に示す役職又は組織を置いて、学長のリーダーシップを補佐する体制を敷いている。

ア) 副学長

本学は大学学則第40条第2項及び大学院学則第34条の2に基づき、副学長を置いている。副学長は、「関西医療大学 副学長選考規程」【資料4·1·11】に則り、理事長が学長と協議の上で候補者を選考し、理事会に諮った上で任命している。

副学長の権限は「関西医療大学 学長並びに副学長の権限に関する規程」【資料 4-1-8】第2条において「副学長は、前条記載の一切の事項につき、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と明示している。令和4(2022)年度は2人の副学長を置き、教学担当と大学運営担当に役割分担して学長を補佐した。

イ) 学部長及び研究科長

本学は、学部長及び研究科長の職務として学長を補佐することを「関西医療大学 学部長、 学科長並びに研究科長の職務に関する規程」【資料 4-1-12】第2条及び第4条に定めてい る。学部長の選考は「関西医療大学 学部長選考規程」【資料 4-1-13】に則り、また、研究 科長の選考は「関西医療大学 大学院研究科長選考規程」【資料 4-1-14】に則り、理事長が 学長と協議の上で学部の責任者としての学部長又は大学院研究科の責任者としての研究科 長の候補者を選考し、理事会に諮った上で任命している。

ウ) 附属図書館長及び附属保健医療施設長

本学は、大学学則第 50 条に定める附属施設の運営に関する学長の補佐体制として、附属図書館には附属図書館長を置き、附属保健医療施設には附属保健医療施設長を置いている。附属図書館長は「関西医療大学 附属図書館館長選考規程」【資料 4-1-15】に則り、また、附属保健医療施設長は「関西医療大学 附属保健医療施設長選考規程」【資料 4-1-16】に則り、理事長が学長と協議の上で候補者を選考し、理事会に諮った上で任命している。

工) 学長補佐室

学長は「関西医療大学 学長補佐室に関する内規」【資料 4-1-17】に基づき、自らの機能を補佐する直轄の教職協働組織として学長補佐室を置いている。学長補佐室は本学の教学運営に関する事項の立案や大学運営会議の調整又は教学関連情報の調査と収集等を行うことで学長を補佐している。基準項目 6-2 で述べる IR 推進室は、組織構成上、学長補佐室の中に置いている。

才) 大学企画推進室

学長は上記の学長補佐室に加え、「関西医療大学 大学企画推進室規程」【資料 4-1-18】に基づき、本学の運営を活性化する企画立案や広報戦略の策定を担当する直轄の教職協働組織として大学企画推進室を置いている。令和 4(2022)年度は「大学開学 20 周年記念事業」「ICT 教育拡充のための設備整備」「楽しい学習環境づくり」「カリキュラム(授業の組み立て方等)」などのテーマを掲げて検討し、学長に対して企画の提案がなされた【資料 4-1-19】~【資料 4-1-22】。なお、大学開学 20 周年記念事業に関しては本評価書の特記事項で述べる。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

基準項目 4-1 の①で述べたとおり、本学は学則に定める本学の使命・目的の達成を目指す教学マネジメントを行うため、学長が設置する大学運営会議のもとに教授会及び各種委員会等の会議体を体系的かつ組織的に配置して、以下のように運営している。

1. 教授会の運営

本学は、学長が学校教育法第 93 条第 2 項に定める事項を決定するにあたり、学長に意見を述べる組織として学部及び大学院に次の教授会を置いている。

ア) 学部教授会

学部教授会は大学学則第 42 条に基づき、学部学生の進級、卒業、学籍異動、その他学部 教育に関する事項を協議し、大学運営会議において学長に意見を述べている。また、各学 部に所属する学科の教務委員会による議事報告や提議もなされる。

学部教授会は「関西医療大学 保健医療学部教授会規程」【資料 4-1-23】第2条及び「関西医療大学 保健看護学部教授会規程」【資料 4-1-24】第2条に則り、当該学部の学部長が議長を務め、当該学部の教授及び学部長が必要と求めた者のほか、事務職員として大学教学部長を構成員とする教職協働体制で組織している。令和4(2022)年度の保健医療学部教授会の構成員は39人、保健看護学部教授会の構成員は25人であり、議案に応じて学部長が教務課、学生支援課又はキャリア支援課の課長を陪席者として招いて説明を求め、議論への参加を促している。

令和 4(2022)年度における学部教授会の開催回数は、両学部ともに 11 回であった。

イ) 学部合同教授会・特別教授会

大学学則第 42 条第 7 号には「学長が必要と認めた場合には、学部合同の教授会及び特別教授会を開催することができる」と規定している。このうち学部合同教授会は「関西医

療大学 学部合同教授会規程」【資料 4-1-25】に基づき学長が両学部教授会の構成員を招集 して開催する教授会で、学長が議長を務める。学部合同教授会では主に入学選考委員会の 原案を基にして入試の合否判定を審議する。

特別教授会は「関西医療大学 特別教授会規程」【資料 4-1-26】に基づき学部別に開催する教授会で、当該学部の学部長が議長を務める。特別教授会では、主に教員選考委員会の原案を基にして当該学部の教員の採用又は昇任に関する協議を行う。

令和 4(2022)年度におけるこれらの教授会の開催回数は学部合同教授会が 7 回、特別教授会については保健医療学部の開催が 7 回、保健看護学部の開催が 6 回であった。

ウ) 大学院教授会

大学院教授会は大学院学則第33条に基づき、大学院生の入学、修了、学位の授与、学籍 異動、その他研究科の教育研究に関する事項を協議し、大学運営会議において学長に意見 を述べている。同教授会は「関西医療大学 大学院教授会規程」【資料4-1-27】第2条第1 項の規定に則り、研究科長が議長を務め、大学院教授及び大学教学部長で構成している。 令和4(2022)年度の大学院教授会の構成員は41人で、11回の会議を開催した。

工) 学校教育法第93条第3項が定める事項

学校教育法第93条第3項の定めに基づき、大学学則【資料4-1-1】第42条第4項第3号及び大学院学則【資料4-1-2】第33条第5項第3号が規定する「教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項」【資料4-1-28】【資料4-1-29】を学長裁定として定め、規程集で学則と並列して掲載し周知している。

2. 各種委員会等の運営

本学は学長(大学運営会議)及び教授会のもとに大学運営の各領域を専門的に協議する委員会を置き機能分担する体制を敷いている【資料 4-1-4】。このうち、学生の学修や生活の支援に関する主要な委員会(教務調整会議、教務委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会など)は定期開催して継続的な支援と指導を行っている。

学修の支援に関しては、「関西医療大学 教務調整会議規程」【資料 4-1-30】に基づき、教務部長が学部長、学科長、教務委員長及び教養教育に関する科目担当者等を招集して議長を務める教務調整会議が重要な役割を果たしている。同会議は全学でバランスの取れた教学運営、学修支援を行うための調整組織であり、学長(大学運営会議)又は教授会からの指示を受けて学部間又は学科間の教務に関する共通事項を取扱うほか、教養教育、初年次教育、リメディアル教育など全学的な案件に関する協議を行っている。

その他の委員会等はそれぞれの組織規程が定める事項を協議し、議事録にて協議内容を 大学運営会議に提出、報告しているが、学長から検討指示が出た案件の協議については、 学長が当該委員会の長を大学運営会議に招き説明を求める場合がある。

3. 議事録の開示と共有

上述した教授会及び各種委員会等の議事録は、個人情報を取扱った調査・懲戒委員会や ハラスメント防止委員会の議事録を除き、議論の透明性を高めるために、平成 21(2009)年 度の議事録から各年度の月別のアーカイブとして学内 LAN のサーバ上に保存して教職員に開示し共有している。教職員は学内の会議体でなされた議論の進捗や過去の議事内容、審議結果等に関してサーバ上の議事録を閲覧することで確認できる。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

学長は、本学の使命・目的を達成するための教学運営を行うにあたり、学部、学科等の教育研究組織及び附属施設の長には、それぞれの選考規程に基づき、適切な管理運営能力をもつ教員を選考し、配置している。

各種委員会等の長は、自己点検・評価委員会、入学選考委員会、危機管理委員会等については規定に基づき学長が委員長を務めているが、その他の委員会においては組織の役割に応じて適切な運営がなされるよう、学長が当人の教育研究上の専門性や経験を活かすことができる教員を適任者として指名している。令和 5(2023)年度においては、3 人の准教授、2 人の講師が各種委員会等の組織の長を担当している【資料 4-1-31】。

事務の組織体制としては、「関西医療学園 事務組織規程」【資料 4-1-32】に則り、法人本部のもとに学園総務部(総務課、会計課、職員課)、学園入試・広報部(大学入試・広報課)、大学教学部(教務課、学生支援課、キャリア支援課)の3部7課を置いている【資料 4-1-33】。また、同規程に基づき、附属図書館と附属保健医療施設内にも事務室を置いており、それぞれの施設運営に係る事務を担当している。

事務組織の各部課には、規程で定める所管の長を置き、業務上の権限を適切に分散して責任の所在を明確にしている。また、各部署には、それぞれの業務内容や目的に応じて必要な能力、資格及び専門性等を備えた職員を適切に配置し、業務の機能性を確保している【資料 4-1-34】。職員は必要に応じて配属のローテーションを行い、各自のキャリアアップにつなげている。大学運営会議や教授会、その他の委員会等には教職協働体制として所属部署の業務との関連性を踏まえた部課長や課員が構成員として加わり、議論に参加している【資料 4-1-31】。

職員の採用は、学部又は学科の増設に伴う学生数の増加又は欠員等の理由に応じて求人を行い、「関西医療学園 事務職員の採用及び昇任に関する基準」【資料 4-1-35】に基づく審査を経て候補者を選考し、人事委員会に上申している。職員の募集情報は大学ホームページ【資料 4-1-36】に掲載し、必要に応じて外部求人サイトにリンクして公表している。

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、学則に基づき、学長が大学の意思決定を行うための大学運営会議を置き、副学長、学長補佐室、大学企画推進室等の学長の補佐体制を整備して適切な教学マネジメントを行う体制を整えている。今後も、大学運営における学長の最終決定権を担保し、規則に基づく適正なガバナンスを維持していく。

教育研究組織については、教学マネジメント体制と組織運営上のガバナンスの更なる強化を図るため、令和 5(2023)年度中に学科の運営方法を見直すための具体的な検討を開始することとしている。本件については大学運営会議を中心にして学部教授会や各学科の教務委員会で議論を深めて関連規程の制定と改正を行い、令和 6(2024)年度を目途に新たな学科運営のしくみを構築して運用を開始する。

各種委員会は、学長のもとで教学運営の機能を適切に分担しており、教学マネジメントの維持に関する役割を果たしている。引き続き、教職員を適材適所で配置した教職協働体制で各種委員会を運営していく。

事務の組織体制は、事務運営がより適切に機能して業務効率が向上するよう部署間で連携を図り、業務内容の見直しと改善を加えていく。また、新型コロナの影響により急速に整備が進んだ遠隔授業等の実施に係る ICT 設備の維持・管理や、業務の DX 化の推進等を担当する新たな部署の設置を計画している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と 効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1. 専任教員の確保と各学科における配置

本学は、学校教育法第 92 条、大学設置基準第 4 章及び大学院設置基準第 9 条の定めを 遵守し、「関西医療大学 教員の採用・昇任に関する規程」【資料 4-2-1】及び「関西医療大 学 教員選考基準」【資料 4-2-2】に基づき、各学部・学科の教育目的及び教育課程に即した 職位の専任教員を確保して適切に配置している【資料 4-2-3】。令和 5(2023)年 5 月 1 日時 点における学部と大学院の職位ごとの教員人数と割合は表 4-2-1 のとおりである。

| | 職位 | 専任教員 | | | | 小計 | 助手 | 合計 |
|-----|--------|------|------|------|------|---|----|-----|
| | 相联177 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | /1,旦1 | 功士 | 口百日 |
| 学部 | 人数 | 38 | 14 | 23 | 20 | 95 | 4 | 99 |
| | 割合 (%) | 40.0 | 14.7 | 24.2 | 21.1 | | | |
| 大学院 | 人数 | 33 | 6 | 3 | 3 | 45 | 0 | 45 |
| | 割合 (%) | 73.3 | 13.3 | 6.7 | 6.7 | $\begin{array}{ c c c c c }\hline 45 & 0 \\ \hline \end{array}$ | 45 | |

表 4-2-1 学部・大学院の職位ごとの教員数と割合(単位:人)

本学は、大学設置基準上の教員に関する規定については、令和 4(2022)年 10 月の改正設置基準の附則第 4 条 (施設及び教員に関する経過措置) に基づき、改正前大学設置基準の規定を適用することとしている。これを踏まえ、専任教員数は表 4-2-1 に示すとおり改正前大学設置基準第 13 条が規定する必要教員数 69 人 (うち教授数 35 人) 及び改正前大学院設置基準第 9 条が規定する必要教員数 14 人 (うち教授数 6 人) を満たしている。

本学の学科は、臨床検査学科を除く5学科が文部科学大臣から医療関係技術者養成学校としての指定を受けている。そのため、当該の5学科では指定規則(「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」及び「柔道整復師学校養成施設指定規則」)の規定を満たす人数の教員を確保して配置している【資料4-2-4】。

授業担当については、各学科の専任の教授又は准教授が主要授業科目【資料 4-2-5】を中心に担当しており、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の実践に責任を負っている【資料 4-2-6】。一部の主要授業科目については、教授する内容を専門領域とする講師又は助教が科目を担当することで教育の質を保っている。

令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の専任教員(助手を除く)は 95 人であり、教員一人あたりの学生数(S/T比)は、保健医療学部が 14.2 人(学生数 925 人/教員数 65 人)、保健看護学部が 13.4 人(学生数 401 人/教員数 30 人)、学部全体では 14.0 人(学生数 1,326 人/教員数 95 人)である【資料 4-2-7】。専任教員の職位別又は年齢別人数、研究業績及び学位に関する情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく基本情報として大学ホームページ【資料 4-2-8】に公表している。

2. 教員の採用又は昇任

専任教員の採用は、「関西医療大学教員選考基準」【資料 4-2-2】に沿って建学の精神と本学の使命・目的の実現のために誠意と熱意をもって業務を遂行できる者を求める方針としている。また、昇任は学科長が学科教員の教育研究上の業績や学科運営上の必要性に照らして人事の要望を立案している。具体的には「関西医療大学教員の採用・昇任に関する規程」【資料 4-2-1】に基づく次のプロセスで採用又は昇任の審議を行っている。

- ①学科長による学長、学部長への人事(採用又は昇任)の要望に関する説明
- ②学長と理事長による人事計画(採用又は昇任)の協議
- ③学長による学科長への人事計画(採用又は昇任)推進の指示
- ④ (採用の場合) 大学ホームページによる公募【資料 4-2-9】 (昇任の場合) 選考書類の準備等に関する当該教員への内示
- ⑤教員選考委員会による採用又は昇任(案)に関するピアレビュー
- ⑥特別教授会による採用又は昇任(案)の協議
- ⑦大学運営会議による採用又は昇任(案)の審議
- ⑧法人に置く人事委員会【資料 4-2-10】による採用又は昇任(案)の審議
- ⑨人事委員会による理事長への採用又は昇任の上申
- ⑩理事長による決定

公募については業務内容、応募資格等の情報を国立研究開発法人科学技術振興機構による求人支援サイト JREC-IN Portal に登録し、大学ホームページとリンクすることで広く提示している【資料 4-2-11】。

令和 4(2022)年度は、専任教員の退職に伴う人員補充又は教育の質向上のための増員に関する教員の公募又は昇任に関して、保健医療学部における 15 件の採用案(兼任教員の採用を含む)と 10 件の昇任案及び保健看護学部における 10 件の採用案(兼任教員の採用を含む)と 6 件の昇任案について学部ごとに特別教授会で取扱い、大学運営会議の議を経

て法人に置く人事委員会で審議を行い、理事長に上申した。

3. 教員の評価

本学は、学則及び「関西医療大学 教員評価の実施に関する規程」【資料4-2-12】に基づき、専任教員が自らの教員活動を「教育」「研究」「大学運営」「社会貢献」「診療」の5領域に分けて点検・評価する「教員活動に係る自己評価調査票」【資料4-2-13】を作成し、「関西医療大学 教員評価委員会規程」【資料4-2-14】に基づく教員評価委員会に提出するよう学長が命じている。学長は、同委員会から提出された調査票を教員の昇任方針や委員会の長の配置等の人事に際しての検討資料として利用している。

教員の教育面に関する評価については、学修者としての学生の評価結果を重視している。令和3(2021)年度までは学生は履修科目ごとに「教員の授業に対する満足度評価」と「授業評価アンケート」に回答していたが、学生の負担軽減のため、令和4(2022)年度から2つの調査を統合する方式に変更した【資料4-2-15】~【資料4-2-17】。得られた調査結果は、IR推進室が教員別の評価に集計して教員評価委員会に提出し、同委員会が学長に報告している【資料4-2-18】。学長は、この報告を参考にして教員の評価状況を理事長に内申したり、低評価の教員に改善を求める面談を実施するよう学科長に指示したりすることができる。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と 効果的な実施

評価基準 3-2 の⑤で述べたとおり、本学は、大学設置基準第 11 条及び大学院設置基準第 9条の3の規定に則り、大学が組織的に授業内容・方法の改善と教育の質向上を図り学修者本位の授業を実現するため、「関西医療大学 FD 推進委員会規程」【資料 4-2-19】を制定し、学長のもとに FD 推進委員会を置いている。同委員会は各学科から選出された教員と教務課職員で組織しており、FD に関する全学的な議論が可能な教職協働体制を敷いて、以下の4項目を柱とする活動を計画的に実施している。

1. 教員同士による公開授業の実施

本学は、教員同士で授業内容を公開してピアレビューし、改善に結び付ける取組みを実施している。公開授業を希望する教員は、科目担当教員に直接申込み、授業に参加する。

令和 4(2022)年度は学部が開講する 38 科目 48 回の授業を対象に公開授業が実施され、延べ 51 人の教員が参加した【資料 4-2-20】。参加教員によるレビュー結果は FD 推進委員会が当該教員にフィードバックし、授業改善への活用を促している。

なお、各教員の公開授業への参加状況は基準項目 4-2 の①で述べた「教員活動に係る自己評価調査票」の入力項目としている。

2. 学生による授業評価/満足度評価アンケートの実施

本学は、授業を受講する学生からの意見や改善の要望及び満足度評価を重視して授業改善に活かす目的で、前期、後期の各学期末の一定期間中に1回ずつ基幹システムのポータルサイトを利用したWeb回答方式の授業評価/満足度評価アンケートを実施している。このアンケートの設問は次の10項目であり、学生は5段階評価で回答する形式となっている。

関西医療大学

- Q1. シラバスどおり準備された授業であった。
- Q2. 話し方などが分かりやすかった。
- Q3. 板書、スライド、配付資料などが分かりやすかった。
- Q4. 教科書または配付資料などが有効に活用されていた。
- Q5. 授業の進行がスムーズであった。
- Q6. 予習・復習などの自己学修に取り組みやすかった。
- Q7. 新たな関心・興味を呼び起こす授業だった。
- Q8. この授業のレベルは適切だった。
- Q9. 受講して満足できる授業だった。
- Q10. 自由記述欄(Q1からQ9に関する意見、授業の感想など)

令和 4(2022)年度の授業評価/満足度評価アンケート(前期実施期間:7月4日~8月5日、後期実施期間:11月28日~1月21日)は、学部及び大学院において開講した科目のうち臨床(又は臨地)実習科目などを除く691科目(前期383科目、後期308科目)を対象に実施した。

科目ごとのアンケート結果は過年度の結果も含めてポータルサイトで学生と教員に開示 【資料 4-2-21】している(Q10 の自由記述は科目担当教員、学長、FD 推進委員長のみ閲 覧可能)。また、IR 推進室が学科単位で集計した資料【資料 4-2-22】を FD 推進委員長が 大学運営会議に提出し、学長に報告している【資料 4-2-23】【資料 4-2-24】。さらに、学部 単位の集計結果を大学ホームページで公表している【資料 4-2-25】。

なお、授業評価/満足度評価アンケートを実施した科目、学生回答率、平均評価ポイント、改善すべき課題及び次年度の改善方策については、基準項目 4-2 の①で述べた「教員活動に係る自己評価調査票」の入力項目としている。

3. 学外又は学内講師による FD 講演会の開催

本学は、学部及び大学院の専任教員が FD 関連テーマの講演を受講し、学生指導や授業改善に関する意見交換や研修、研究を深めるため、FD 推進委員会が年間数回の FD 講演会を企画し開催している。研修会の講演テーマは FD 推進委員会が協議して原案を作成し、講演テーマに沿った講師を学内外から招いている。

令和 4(2022)年度は新型コロナの感染対策を考慮して 2 回の FD 講演会をいずれもオンライン形式で開催した【資料 4-2-26】。教員参加率は 1 回目、2 回目ともに 100%であった。また、毎回の講演終了後にはアンケート調査を行い、研修の効果を調査している【資料 4-2-27】。

第1回FD講演会

開催日時:令和4(2022)年9月3日(土)14時~16時

テーマ: 「大学生における文章作成の指導のコツ」

担当講師:小山 秀之 氏 (特定非営利活動法人 PeerNet 理事長・本学兼任教員)

第2回FD講演会

開催日時:令和5(2023)年2月13日(月)14時~16時

テーマ: 学生指導における心理学

担当講師:狩野真理 氏(本学保健看護学部保健看護学科講師)

4. FD 関連研修会又はセミナー等への参加

本学は、FD 推進活動の一環として他大学や企業等が主催する FD 関連研修会又はセミナー等への教職員の参加を推奨し、本学の教育の質向上に有用な情報の収集を行っている。 令和 4(2022)年度は Web 配信のセミナーを中心にして教職員が 16 件の FD 関連研修会又はセミナーに参加した【資料 4-2-28】。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員人事については、今後も大学設置基準、指定規則を遵守した大学全体及び各学科の 教員、教授、有資格者の人数を確保し、教育の質保証の向上に努める。また、教育課程に 即した教員配置ができるよう、教員の採用や昇任又は退職等に関する適切な人事マネジメ ントを行っていく。

教員評価は、学長の下で教員による自己点検・評価と学生による評価等を踏まえて実施 し、改善が必要な事例に対しては学長の指示で組織的な改善の取組みを講じていく。

授業改善の取組みについては、FD 推進委員会が中心となり、学修者本位の教育を維持することができるよう、現在の取組みを基礎として組織的かつ計画的な方策を継続していく。各学科、研究科、及び授業担当教員は、学生に対するアンケート調査などの結果に基づき、より効果的な教育方法の開発・工夫又は改善につながるよう尽力し、学生の学修成果の向上を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上 への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上 への取組み

本学は、大学設置基準第 11 条及び大学院設置基準第 9 条の 3 の規定に則り、大学運営に関する本学教職員の資質と能力の向上を図る SD(Staff Development)活動を推進するため「関西医療大学 SD 推進委員会規程」【資料 4-3-1】を制定し、学長のもとに SD 推進委員会を置いている。同委員会は、SD の趣旨に基づき教員と事務職員を同人数で配置して教職協働の議論ができる体制を取り、SD に関する取組みを組織的かつ計画的に企画、実施している。

また、本学は、教育現場又は職場における各種ハラスメントの発生を未然に防ぎ、人権と多様性に配慮した健全な環境を維持するため、「関西医療大学 ハラスメントの防止に関する規程」【資料 4-3-2】を定め、学長のもとにハラスメント防止委員会を置きハラスメン

ト防止に関する組織的な取組みを実施している。

1. 新任教職員研修会の開催

SD 推進委員会は、毎年度当初に着任直後の教職員を対象とする新任教職員研修会を開催し、新任の教職員が建学の精神と本学の沿革を理解した上で本学全体としての教育研究活動と教学運営の仕組み、教務や勤怠上の取決めを理解してそれぞれの配属部署の日常業務に取組むことができるよう支援している。

令和 5(2023)年度の新任教職員研修会は 4 月 4 日 (火) に対面式で開催【資料 4-3-3】 し、令和 5(2023)年度入職の教員 7 人と職員 1 人及び令和 4(2022)年度途中入職の職員 4 人が研修を受けた。研修会終了後には SD 推進委員会が参加者にアンケート調査を行い、企画改善のための資料として役立てている。

2. SD 研修会の開催

SD 推進委員会は、専任教職員のほか学長を含む大学執行部、技術職員等の広義の職員を対象として、大学運営業務に関する教職員各自の資質・能力の向上と大学組織人としての意識の共有を図るため、年間数回の SD 研修会を継続的に開催している。研修会のテーマは SD 推進委員会が学内の意見を基にして企画し、テーマに沿った講師を学内外から招いている。

令和 4(2022)年度は次の 3 回の SD 研修会を開催した【資料 4-3-4】。

第1回SD研修会

開催日時: 令和 4(2022)年 5 月 21 日 (十) 14 時~16 時

第一部テーマ:「2022 年度の入試状況とマーケット分析について」

担当講師:鞍谷早紀氏(株式会社リクルート関西・東海大学事業部)

第二部テーマ:「高校訪問・他大学のオープンキャンパスについて」

担当講師:泉本美由紀 氏(本学大学入試·広報課)

第2回SD研修会

開催日時:令和 4(2022)年 12 月 2 日 (金) /3 日 (土) 両日とも 13 時~16 時 テーマ: Excel 研修 (※研修対象は事務職員のみ、任意参加)

担当講師:清水由美氏(メイン講師、株式会社ピーシーポート研修営業部) 斎藤真由美氏(サブ講師、株式会社ピーシーポート研修営業部)

第3回SD研修会

開催日時:令和5(2023)年2月28日(火)14時~16時

第一部テーマ:関西医療学園建学の精神実現のためのグッドサイクルの構築

担当講師:武田大輔 (関西医療学園 理事長)

第二部テーマ: 令和4年度10月施行大学設置基準の改正について

担当講師:東家一雄 (関西医療学園 理事長補佐)

各研修会の参加状況については、全教職員を対象とした1回目と3回目が100%であり、 事務職員のみを対象とする任意参加方式で行った2回目は22人の参加があった。 特に3回目の研修会は、新型コロナのため控えていた対面形式で開催することができた。 第一部では理事長が本学の建学の精神に学園創始者が込めた思いと大学設置に纏わるエピソードを紹介し、建学の精神に基づいて学生教育や日常業務へ取組む姿勢について訓示した。第二部では理事長補佐が改正大学設置基準の概要を解説し、今後の対応について説明した。

これらの研修会終了後には、SD 推進委員会が参加者対象のアンケート調査を行い、研修の効果と研修内容等に関する意見を聴収して企画の点検と見直しに役立てている【資料4-3-5】。

3. ハラスメントの未然防止の取組み

本学は、「関西医療大学 ハラスメントの防止に関する規程」【資料4-3-2】に基づき学長のもとにハラスメント防止委員会を置き、学内にはハラスメント相談窓口を設置してハラスメント相談員を掲示で学生と教職員に周知している。同委員会は教職員を対象とするハラスメント防止研修会を企画、開催してハラスメント防止に対する意識を高めている。

令和4(2022)年度は、次の5つのテーマに関する動画教材を用いてオンデマンド型のハラスメント防止研修会【資料4-3-6】を実施し、教職員の受講率は75.3%であった。

研修実施期間:令和5年3月2日(木)~3月18日(土)

研修テーマ:①マタハラ・パタハラ・ケアハラとは何か

- ②エイジハラスメント?~年齢や年代による決めつけ行為~
- ③ジェンダーハラスメント~性別による決めつけ行為~
- ④アサーション~お互いが気持ち良く働くためのコミュニケーション~
- ⑤心理的安全性のある職場づくり

動画制作:SBアットワーク株式会社

4. 学外における SD 関連研修会・セミナー等への参加

本学は、官公庁や他大学又は企業等の学外団体が主催する SD 関連の研修会やセミナー、 説明会等へ教職員が参加することを推奨し、教職員個々の大学運営や教育研究に関する資 質と能力の向上を図るほか、法改正など大学の教育行政に関連する案件の情報収集を行い、 学内各部署の業務の推進に活かすよう努めている。

令和 4(2022)年度は教職員が主にWebによるオンラインセミナーを中心とする研修を行った【資料 4-3-7】。同年度は特に私立学校法、大学設置基準などの重要な法改正に関する説明会やセミナー等が複数開催されたことから、教職員がそれらに参加して法改正の趣旨と概要の理解を深めるよう努めた。特に、大学設置基準の改正については第 3 回 SD 研修会第二部でも取上げて学内教職員に概要を説明し、周知と理解を図った【資料 4-3-8】。

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

SD 活動は、SD 推進委員会の活動を中心にして組織的かつ計画的に実施している。今後も、改正大学設置基準に謳われた教員と事務職員による組織的な研修の機会の必要性を踏まえ、現在の教職協働体制による全学的な SD 活動の取組みを継続し、大学全体としての教員と事務職員の資質と能力の向上を目指し、大学運営業務の改善と質向上に反映させるよう取組む。また、各種のハラスメント防止についても組織的な取組みを継続し、多様性

を受入れた健全な環境を維持する。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は、東西両医学を統合した全人的医療の実現と実践を理念とする方針【資料 4-4-1】のもとに研究を行っており、学内の各棟に研究目的に応じた施設・設備を整えている。これらの施設・設備には研究に必要な機器・機材を備え、会計課が年1回の現品調査【資料 4-4-2】を通じて適切に管理している。専任教員(助手を含む)には学内の各棟に研究室を配置している。各研究室には個々の教員が教育研究を行うための環境を整備している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

1. 学内規則等に基づく体制整備と運用

本学は、本学で研究を行う者が倫理的に適正かつ公正な研究を遂行する上で遵守すべき 規準として「関西医療大学 研究倫理指針」【資料 4-4-3】を定めている。また、文部科学省 による「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文 部科学大臣決定)及び「研究機関における公的研究費の運営・監査のガイドライン(実施 基準)」(令和 3 年 2 月 1 日改正)に基づき、「関西医療大学 公的研究費取扱規程」【資料 4-4-4】に沿って学長を最高管理責任者とする研究不正防止体制を敷き、学園総務部会計課 に不正防止計画推進部署を置いている。令和 4(2022)年度は、不正防止計画推進部署が不 正防止対策会議を開催して「関西医療大学 公的研究費不正使用防止計画」【資料 4-4-5】に 沿った「令和 4 年度公的研究費管理・監査年間計画」【資料 4-4-6】を策定し、後述する研 究不正行為の防止と公的研究費の適正使用に関する啓蒙活動を推進した。

ヒトを対象とする臨床研究については、「関西医療大学 研究倫理審査委員会規程」【資料 4-4-7】に基づく研究倫理審査委員会を置き、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年 12 月 26 日文部科学省・厚生労働省策定)を遵守した倫理的に適正かつ信頼性のある研究を推進するよう取組んでいる。動物実験に関しては「関西医療大学 動物実験規程」【資料 4-4-8】、「関西医療大学 動物実験計画の立案のための倫理的基準」【資料 4-4-9】、「関西医療大学 動物実験委員会規程」【資料 4-4-10】を定め、文部科学省による「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月 1 日告示)」及び日本学術会議による「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成 18 年 6 月 1 日通知)」に基づき、動物実験委員会の審査を踏まえた倫理的に適正な実験を行っている。

外部企業等との協同研究は、「関西医療大学 産学連携委員会規程」【資料4-4-11】に基づく産学連携委員会が「関西医療学園 利益相反ポリシー」【資料4-4-12】及び「関西医療学園 利益相反マネジメント規程」【資料4-4-13】に照らし、知的財産権、資金運用、利益相反等に関する審査を行い、学長及び理事長の承認を得て契約締結している。

なお、研究倫理又はコンプライアンス違反行為の事実を通報した人物を解雇その他の不当な取り扱いから保護するための「関西医療学園 公益通報等に関する規程」【資料 4-4-14】を整備して運用している。

2. 学内における研究倫理と不正防止の取組み

本学は研究倫理教育の一環として、研究活動に携わる教職員全員に対してAPRIN研究倫理eラーニング(一般財団法人公正研究推進協会)を定期受講することを義務付け、受講後には同協会が発行するカリキュラム修了証の提出を求めている。また、「関西医療大学 研究活動における不正行為等の防止に関する規程」【資料4-4-15】に基づく研究倫理教育研修会と、「関西医療大学 公的研究費取扱規程」【資料4-4-4】に基づく研究不正防止コンプライアンス教育研修会を毎年度1回ずつ開催し、研究不正行為又は公的研究費の不正使用を防止する取組みを継続している。研修会終了後には「理解度チェックシート」【資料4-4-16】と「公的研究費の使用に関する誓約書」【資料4-4-17】の提出を義務づけて研修の効果を強化している。また、不正防止計画推進部署が「公的研究費適正執行NewsLetter」【資料4-4-18】を定期的に発行し、学内の研究者に対して研究関連情報の発信と不正防止の啓蒙活動を行っている。

令和4(2022)年度の研究倫理教育研修会は新型コロナの影響を踏まえてオンライン形式で開催し【資料4-4-19】、研究不正防止コンプライアンス教育研修会はオンデマンド形式で実施した【資料4-4-20】。これらの研修会への教職員、大学院生、研究員、準研究員の参加率は100%であった。

なお、本学の研究不正防止に係る取組みの概要と関連規程等は大学ホームページに掲載 して公表している【資料4-4-21】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学の研究は、全ての専任教員(助手を含む)が所属学科の枠を超えて組織している研究ユニット【資料 4-4-22】に所属しながら個人研究又はユニット単位の共同研究を実施する体制で行っている。令和 4(2022)年度 13 の研究ユニットが活動した。

各ユニットの専任教員に対して配分する学内研究費は「関西医療大学 研究費取扱規程」 【資料 4-4-23】を定めて運用し、競争的資金として外部から獲得する研究費は「関西医療大学 公的研究費取扱規程」【資料 4-4-4】、「関西医療大学 公的研究費等に係る間接経費についての取扱い」【資料 4-4-24】に則って配分し、運用している。

1. 学内研究費の配分

本学は専任教員の研究に必要となる諸経費として「関西医療大学研究費取扱規程」【資料4·4·23】に基づき「個人研究費」と「共同研究費」の区分を設け、毎年度研究費を支出している。研究費の配分は同規程の第9条に基づき学長が行っており、教員は研究用図書、

研究用備品費、研究用用品及び消耗品費、学会経費、研究旅費及びその他研究活動に直接 使用する経費として学長が認めたものに使用することができる。

令和4(2022)年度は、各研究ユニットから提出された研究計画申請(2件、申請総額3,000 千円)について、学長が日本学術振興会による科学研究費助成事業申請の審査結果を考慮 して検討し、配分した。若手研究者に研究実践を奨励するための奨励研究費は、4件の申請 (申請総額774千円)から4件に対して総額774千円を配分した。この他、大学院生の研究 指導教員が所属する研究ユニットに対しても学生の人数に応じた配分を行っている【資料 4-4-25】。

2. 競争的資金の獲得

本学では、科学研究費助成事業を中心とする競争的資金を獲得するための全学的な説明会【資料4-4-26】を開催し、過年度の採択者が同補助金申請に係る研究計画調書の記載を解説する機会を設け、採択に向けた申請のポイント【資料4-4-27】を共有している。また、申請内容の精度を高める目的で、令和5(2023)年度の申請に向けて若手教員の研究計画調書を過年度の採択者が点検し校閲する仕組みを考案することとしている【資料4-4-28】。

令和 4(2022)年度の競争的資金の採択状況は、科学研究費助成事業の新規採択が 3 件(当年度配分額計 3,900 千円)、継続が 11 件(当年度配分額計 10,010 千円)、他大学からの分担金の受領件数は新規・継続合わせて 13 件(当年度配分額計 1,625 千円)の合計 27 件(当年度受領額合計 15,535 千円)であった。また、厚生労働科学研究費補助金(難治性疾患等克服研究事業)の受領件数は分担研究者として 1 件(配分額計 700 千円)であった。

3. その他の外部資金の獲得

本学では「関西医療大学 寄附講座及び寄附研究部門に関する規程」【資料 4-4-29】を制定し、外部企業等からの寄附金で運営する教育研究体制を整備している。寄附講座及び寄附研究部門の設置については大学ホームページ【資料 4-4-30】で募集しており、令和4(2022)年度は1件(当年度受領額500千円)の応募があった。

4. 研究インテグリティの確保

本学は、令和 3(2021)年 12 月に「競争的資金の適正な執行に関する指針」が改正されたことを踏まえ、研究の国際化等に伴う様々なリスクに対して研究の健全性と公正性を確保するため「関西医療大学 研究インテグリティの確保に関する規程」【資料 4-4-31】を制定し、令和 5(2023)年度から「研究インテグリティ・マネジメント委員会」を発足させることとした。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、コンプライアンスを遵守し、倫理的に適正かつ公正な研究を遂行することにより、医学・医療の発展に寄与できる独創的な研究成果を社会に還元していくことを目指している。教員、大学院生を含む本学の研究者の研究活動をより一層活性化して推進するための支援方策として、より良い研究環境を整備し、共同研究推進委員会等が中心となって科学研究費助成事業を含む外部資金の獲得を積極的に目指すための啓蒙活動を継続してい

< 。

また、研究不正防止については、国によるガイドラインに基づき不正防止計画推進部署が策定する研究不正防止計画に沿った全学的な取組みを今後も徹底して実施していき、本学の研究者と職員に対して適切な教育研修と啓蒙活動を行い、不正防止の意識の向上に努めていく。

[基準4の自己評価]

本学は、学長のリーダーシップのもと、学長が大学の意思決定を行うための大学運営会議を学則で規定し、学長の補佐体制を整備して、教学運営に関する適切なマネジメントを 実施している。学長と教授会の関係も規定に基づき適切に維持されている。

大学全体の教員数と教授数及び各学科の教員数、教授数、有資格者数は、大学設置基準等と指定規則等を遵守して確保することで教育の質保証に努めている。事務職員は部署ごとに適材適所の配置を行っており、職員は円滑な事務運営がなされるよう尽力している。

大学全体の教員と職員の資質・能力の向上を図る SD と FD の活動は、SD 推進委員会 と FD 推進委員会が中心となって大学運営業務の一層の改善を目指すための取組みを組織的かつ計画的に実施している。

研究については、学内に適切な研究施設・設備を整備し、教員が専門分野に応じた研究を推進している。研究資金は学内の研究費のほか科学研究費助成事業等の競争的資金の獲得を行い、適切に配分している。研究倫理と不正防止コンプライアンスについては、国が定めるガイドラインに基づいて学内規程を整備し、定期的な研修会を開催して不正防止に努めている。

以上のことから、本学は、基準4の基準項目を全て満たしていると考える。

基準 5. 経営・管理と財務

- 5-1. 経営の規律と誠実性
- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-3 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人関西医療学園(以下、「本法人」という。)は、「関西医療学園 寄附行為」【資料5-1-1】を遵守して経営の規律と誠実性を維持している。本法人の組織倫理については「関西医療学園 就業規則」【資料5-1-2】第3条に「職員は本規則を遵守し、職制に則り職場の秩序を守り、職務を理解しその職責を果たすために常に努力し、学園の発展に貢献しなければならない。」と明示しており、業務を誠実に果たすための服務規律を同規則第37条~第39条に定めている。また、基準項目1-2の①で述べたように、本学の存在意義、教育姿勢、行動規範を共有するツールとしてのクレド【資料5-1-3】を教職員が携帯している。

本法人の法令その他の諸規則に対するコンプライアンスを監視する機能として、基準項目 5-3 の②で述べる監事及び監査法人(独立監査人)による監査のほか、「関西医療学園内部監査規程」【資料 5-1-4】に基づく内部監査委員会を置いている。同委員会は、主に研究に関する外部資金の執行状況に関する現品調査と帳簿、証憑の監査を行っている。

法人経営及び大学運営に係る情報は、私立学校法第47条及び第63条の2、学校教育法第109条並びに学校教育法施行規則第172条の2に規定された情報に関して「関西医療学園情報公開規程」【資料5-1-5】に基づき大学ホームページ【資料5-1-6】に公表し、公共性ある教育研究機関として社会に対する説明責任を果たしている。特に財務書類等については「関西医療学園財務書類等閲覧規程」【資料5-1-7】を定め、事務所に備付けて希望者の閲覧に供している。

法人及び大学の諸規則は項目ごとに体系的に整理し、Web 規程管理システムを活用して学内に開示している【資料 5-1-8】~【資料 5-1-11】。これらの諸規則のうち主要な規程等に関しては大学ホームページ【資料 5-1-12】に全文を公表している。また、本法人及び本学の自律的なガバナンス体制については「関西医療大学 ガバナンス・コード」を策定して原則・指針を示し、「関西医療大学ガバナンス・コードの遵守と取組状況に関する報告書」とともに大学ホームページ【資料 5-1-12】に公表している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、寄附行為第3条に法人の使命・目的として「教育基本法及び学校教育法に従い、医療技術を通じて社会に奉仕する精神に基づき、学校教育を行うこと」と明確に示し、これを実現するために、次の(1)~(3)の取組みを継続的に実施している。

- (1) 私立学校法第36条及び第41条の規定に則り、本法人の最高意思決定機関としての理事会と本法人の諮問機関としての評議員会を置き、使命・目的の実現のため適正な法人運営を継続すること。
- (2) 私立学校法第 45 条の 2 の定めに則り、法人として認証評価の結果を踏まえた中期的な事業計画と単年度予算を策定し、コンプライアンスを遵守して、適正な学生定員管理のもとで安定した経営基盤を構築すること。
- (3) 大学の管理運営を適正に遂行して教育の質向上を図るため、本学のガバナンス・コードに基づき、学長がリーダーシップを発揮する教学マネジメント体制を整備して大学運営に関する不断の点検と改善を継続すること。

5-1-3 環境保全、人権、安全への配慮

1. 大学構内における環境保全の取組み

本学は、大学敷地内に緑地を確保して環境保全に配慮するために、大阪府自然環境保全条例第 28 条に基づき敷地面積の 15.0%以上を緑地とする協定を大阪府と締結している。現在、確保している緑地面積は敷地の 27.5%【資料 5-1-13】であり、同協定を遵守して環境保全に努めている。また、環境への負荷を軽減する身近な取組みとして、電力消費量が増加する時期に学生及び教職員に省エネ・節電の励行【資料 5-1-14】を呼びかける取組みを行っている。

2. 学生及び教職員等の保健・衛生上の管理

本学は、基準項目2-4の①で述べたとおり、学生の心身の健康管理を行うため学内に保健室を整備【資料5-1-15】しているほか、学校保健安全法及び同施行規則に基づく学生健康診断【資料5-1-16】を毎年度実施している。メンタルヘルスについては複数の臨床心理士によるカウンセリングルーム【資料5-1-15】が支援する体制を整えている。また、教職員の心身の健康管理は、保健室の利用と労働安全衛生法に則った定期健康診断【資料5-1-17】及びストレスチェック【資料5-1-18】の定期実施に基づき行っている。法令に基づき本学に置く学校医及び産業医は、ともに常勤の医師教員が担当している。

令和4(2022)年度の学生健康診断の受診率は98.7%であり、教職員の定期健康診断の受診率は100%、ストレスチェックの受検率は80.5%であった。

なお、基準項目2-4の①で述べたように、本学は健康増進法に基づく受動喫煙を防止するため、平成18(2006)年4月から大学敷地内を全面禁煙としており、学生、教職員及び外来患者の健康被害防止に取組んでいる。

3. 個人情報の保護・管理と人権への配慮

本学関係者の個人情報は「関西医療学園 個人情報の保護に関する規程」【資料 5-1-19】 及び「関西医療学園 個人番号及び特定個人情報取扱規程」【資料 5-1-20】に基づき取扱い、 保護・管理している。特に学生及び保証人の個人情報の取扱いは「関西医療大学 個人情報 保護委員会規程」【資料 5-1-21】に基づき学長のもとに置いた個人情報保護委員会が担当 している。同委員会は、学生の個人情報を含む教育上の資料や学業成績、顔写真等の管理 方法や保存期間等に関して「個人情報の取扱いに関する教員のためのガイドライン」【資料 5-1-22】を策定し、教員に遵守を求めている。また、毎年度、学生から「関西医療大学・ 関西医療大学大学院 個人情報の取扱いにかかる遵守事項と同意書」【資料 5-1-23】を取得 し、学生と保護者(又は保証人)の同意のもとで個人情報の適正な取扱いに努めている。

また、本学は、公益通報者保護法に基づき「関西医療学園 公益通報等に関する規程」を 定めて公益通報を行った者の人権の保護に配慮している【資料 5-1-24】。通報のための窓 口は、コンプライアンス窓口として総務部総務課に置いている。

4. 火災・災害・感染症等に対する危機管理体制の整備

本学は「関西医療大学 危機管理規程」【資料 5-1-25】に則り学長を委員長とする危機管理委員会を置き、火災・災害・感染症等の危機発生時には委員長を最高責任者とする緊急対策本部を設置する体制を敷いている。火災・災害に対する危機管理は消防法に基づく訓練の実施を基本としており、令和 4(2022)年度に実施した防火避難訓練は、1 回目は管轄消防署の指導のもとで新型コロナの感染拡大を考慮した動画閲覧にて行い、2 回目は対面式の訓練を実施した【資料 5-1-26】。大地震を想定した避難訓練としては、令和 4(2022)年 11月に気象庁が実施した「緊急地震速報による全国訓練」【資料 5-1-27】に参加し、教職員と学生約 600人が訓練を行った。また、災害発生時の緊急連絡や安否確認に用いる緊急 Eメールは年1回のテストで動作確認を行っており、防災用品としては学内倉庫に一定量の長期保存水と食料等を備蓄している【資料 5-1-28】。地元自治体である熊取町とは、災害発生時に本学が町と連携して応急対策を行うことで地域住民の安全・安心に寄与することを目的とする「災害時における連携協力に関する協定」【資料 5-1-29】を令和元(2019)年 12月に締結している。

なお、令和 2(2020)年 1 月から国内で拡大した新型コロナに対しては、学長のもとで危機管理委員会が中心となって学内における感染防止対策、授業実施方針の検討、授業や課外活動における感染防止ガイドラインの策定、教職員の勤務体制、学校行事への対応策、感染者発生に係る連絡体制の構築、ワクチン職域接種の実施等の感染対策全般について、令和 2(2020)年 2 月から令和 5(2023)年 3 月の間に 34 回の会議を開催して全学的な対応を行った。

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本法人は、法人運営に関する私立学校法等の法令を遵守し、寄附行為、ガバナンス・コード及び学内の諸規則に則った学校運営を行い、学校法人としての経営の規律と誠実性を維持している。財務状況は、法令に定められた資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書、監査報告書を開示して公表している。今後も引き続き法令を遵守した運営を行い、学校法人としての社会に対する説明責任を果たしていく。

学生と教職員の安全を支えるキャンパスの環境保全、人権と多様性への配慮、保健衛生上の管理、個人情報の管理等については規定に基づき適切に取り組んでおり、今後も社会情勢の変化等をみながら必要に応じて見直しを加えて改善していく。

危機管理委員会については、大地震等の自然災害への対策のみならず、新型コロナに代

表されるような感染症への対策についても適切な対応が取れるよう取組むことが現実的に 重要な時代となった。今後、様々な起きうる事態を想定し、それらが学校運営、教育研究 活動に及ぼすダメージを最小限にとどめるような対策と準備を施していく。また、災害用 備蓄品の整備と管理も適切に行い、非常時に備えていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

1. 理事会

本法人は、「関西医療学園 寄附行為」【資料 5-2-1】第3条に掲げた法人設置の目的を実現するため、私立学校法第36条及び寄附行為第11条に則り、法人の経営強化を念頭において法人運営に係る最高意思決定を行う機関としての理事会を置いている。

理事会は、寄附行為第 11 条に基づき、法人業務を統括する理事長が招集して議長を務めている。理事会では寄附行為に定める事項のほか「関西医療学園 寄附行為施行細則」【資料 5-2-2】第 5 条に定める事項に関する審議を行い、理事長がリーダーシップを発揮して実効性ある意思決定を行っている。理事会は寄附行為施行細則第 4 条に基づき原則として定期開催としており、当年度の開催予定は事業計画として決定している。

理事が理事会に出席できない場合は、予め当該理事から議案ごとに賛否の意思表示を記した議決権行使書の提出を求めて議決に反映している。議決権行使書を提出した理事は、 寄附行為第 11 条第 11 項に基づき理事会の出席者とみなされる。

理事会の決議事項は寄附行為第 17 条に基づき議事録に記録し、法人本部にて適切に保 管している。

令和 4(2022)年度は、新型コロナの感染防止に配慮しながら効率的な理事会運営を行うための臨時的な対応として、前年度と同様に理事のオンライン出席を可として計 6 回開催した【資料 5-2-3】。いずれの開催回も寄附行為第 11 条第 10 項に定める出席者数を満たして成立した。令和 4(2022)年度開催の理事会では、令和 3(2021)年度収支決算案及び事業報告案、令和 4(2022)年度補正予算案、令和 5(2023)年度予算案及び事業計画案、中期計画案、役職者の選任案、学則を含む寄附行為施行細則別表に定めた諸規程の改正案、その他法人全体の運営に係る重要事項の審議を行ったほか、監事による監査報告を行った【資料 5-2-4】。

なお、本法人では理事会を補佐する機能を持つ体制として、理事長が招集し開催する学園運営会議を置いている。同会議の詳細については基準項目 5·3 の①で述べる。

2. 理事

本法人の寄附行為第 5 条第 1 項には、本法人に 11 人から 13 人の理事を置くことを規定している。また、同条第 2 項において、理事総数の過半数の議決により理事の中から本法人を代表する理事長 1 人を選任すると規定し、第 6 条第 1 項において、理事の構成は関西医療大学長(1 号理事)、関西医療学園専門学校長(2 号理事)、評議員のうちから評議員会において選任した者(3 号理事)6 人、学識経験者のうちから理事会において選任した者(4 号理事)3 人から 5 人であると定めている。理事の代表権の制限については、寄附行為第 15 条において理事長以外の理事は本法人の業務について法人を代表しないことを定めている。

令和 5(2023)年 5 月 1 日時点における本法人の理事人数は 11 人であり、理事長(2 号理事を兼務)、学長(1 号理事)の他、3 号理事が 6 人、4 号理事が 3 人で構成している【資料 5-2-5】。これらの理事は寄附行為第 6 条の定めに則り適正に選任している。現在の理事の名簿及び役員報酬の支給基準については、私立学校法第 47 条に則り作成し、同法第 63 条の 2 に基づき大学ホームページ【資料 5-2-6】で開示している。理事長を除き、学長及び法人本部長を含む 4 人の学内理事は、各自の知識・経験・能力を活かして本法人の持続的な成長と中長期的な経営安定化のための業務を誠実に遂行している。また、6 人の外部理事は、それぞれの現職の視点から本法人の経営方針とガバナンスの強化に関して意見を述べることで本法人及び理事会運営に寄与している。

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本法人は、法令、寄附行為及び寄附行為施行細則に則って理事会を計画的に開催し、健全かつ適切に運営している。本法人の理事会は本学の運営に関する重要事項を計画的かつ機動的に審議しており、学校法人の最高意思決定機関として機能することで法人全体のガバナンス体制の中で適切な役割を果たしている。理事長は本法人を代表し、その業務を適切に統括している。理事は寄附行為に則って適切に選任しており、適正な定数を維持している。各理事は法人役員としての業務を誠実に遂行しており、理事会への出席率も良好である。今後も健全かつ安定的な法人運営を維持するため、法令及び寄附行為に則った適正な理事会運営を粛々と継続していく。

- 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック
- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
 - (1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

- (2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 1. 学園運営会議の設置

基準項目 5-2 の①で触れたように、本法人では理事会機能を補佐する体制として「関西

医療学園 学園運営会議に関する規程」【資料 5-3-1】に基づく学園運営会議を法人内に置いている。同会議は理事長が招集して議長を務める理事長の諮問会議であり、構成員として、学長と法人本部長を含む学内理事、副学長、学部長、事務局各部署の部長のほか、本法人が設置する関西医療学園専門学校副校長及び同校事務長等を理事長が指名している。

理事長は、同会議において予算・決算案、各種規程の制定又は改正案、学生募集、資産 運用、その他法人運営全般に係る案件について構成員の意見を聴いた上で戦略的な判断を 行い、法人運営のリーダーシップを発揮して各所に指示や方針を発信している。また、同 会議がもつ理事会の補佐機能として、直近に開催する理事会の議案調整を行うほか、理事 会運営の円滑化に関する諸事項の検討を行っている。

学長は、学内理事及び大学の最高責任者として学園運営会議に出席し、理事長を含む出席者と基準項目 4-1 の①で述べた大学運営会議の議論を踏まえた意見交換を行い、法人の意向を反映した教学マネジメントを行うための積極的な意思疎通を図っている。また、学長は大学の中期計画の進捗や入試状況、学籍状況についても報告して情報共有を図っている。

令和 4(2022)年度の学園運営会議は、毎月 1 回の開催を原則として計 12 回開催した【資料 5-3-2】。同会議における毎回の決定事項は、法人本部長が大学運営会議及び事務調整会議で議事概要の報告を行うことで大学側の組織へ周知している。

なお、学園運営会議以外の意見交換の場として、理事長は学長と法人本部長を含む学内 理事との懇談会を適宜、学内で設けて、法人運営と大学運営全般に係る諸課題や将来構想 の在り方、人事マネジメントに関する法人の方針等を検討する際の参考にしている。

2. 事務調整会議の設置

本法人は、事務局各部署間の意思疎通を図り事務運営の実務面で密な連携を取るため、「関西医療学園 事務調整会議規程」【資料 5-3-3】に基づき事務調整会議を置いている。本会議は法人本部長が部課長を中心にして招集しており、学園運営会議における理事長からの指示への対応、その他事務的な対応が必要となる学内の諸案件に関する議論を行い、学園運営会議に議事報告している。また、学生による各種アンケート調査の回答で大学の施設設備等の教育環境に関する提案や要望が示された場合は、本会議の議題として取上げて改善に向けた対応を議論している。

令和 4(2022)年度の事務調整会議は、毎月 2回の開催を原則として計 20回開催した。

3. 教職員の意見・提案を汲み上げる仕組み

本法人及び本学は、教員と事務職員がそれぞれの現場の意見を上層へ反映することができる仕組みを整えて適切な管理運営を行うよう努めている。

教員による教育現場からの意見や提案は、基準項目 4-1 の①と②で述べたように、教授会や教務調整会議、各種委員会等における議論を経て大学運営会議へ組織的に集約される【資料 5-3-4】。また、事務職員からの意見や提案は事務調整会議において各部署の意見や提案として汲み上げ、案件に応じて教学側の各種委員会又は学園運営会議に上程される。

令和 4(2022)年度における意見や提案の具体例として、教務調整会議において教員から 提案された専任教員担当科目の定期試験問題の印刷と管理方法の変更案【資料 5-3-5】、事 務調整会議において事務職員から提案された新型コロナの学内感染防止策の変更案【資料 5-3-6】などが取上げられ、会議内で議論の対象とした。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

1. 評議員会

本法人は、私立学校法第 41 条及び寄附行為【資料 5·3·7】第 18 条に基づき、法人のガバナンスを点検して法人運営の健全性と適正性を監視する体制としての評議員会を置いている。寄附行為第 18 条に基づき、評議員会は理事長が招集して議長を務め、理事長の諮問に応じて予算案(事業計画案を含む)、寄附行為の変更案、その他寄附行為に定めた法人業務に関する重要案件について意見を述べている。また、寄附行為第 20 条に基づき、予算案及び補正予算案等に係る議案を審議する理事会の開催前には、理事長が評議員会で予め評議員の意見を聴いた後に同議案を理事会に諮ることにより、理事会運営のチェック機能を適切に担保している。さらに、決算(事業報告を含む)については理事会で決定した後に評議員会に報告し、評議員の意見を求めている。

評議員が評議員会に出席できない場合は、当該評議員から予め議案ごとに賛否の意思表示を記した議決権行使書の提出を求め、議決に反映している。予め議決権行使書を提出した評議員は、寄附行為第18条第9項に基づき評議員会の出席者とみなしている。

令和 4(2022)年度の評議員会は、基準項目 5-2 の①で述べた理事会と同様に、新型コロナの感染防止に配慮しながら効率的に運営するため、臨時的に評議員のオンライン出席を可として計 6 回の評議員会を開催した【資料 5-3-8】。いずれの開催回も寄附行為第 18 条第 8 項に定める出席者数を満たして成立した。令和 4(2022)年度開催の評議員会では、令和 3(2021)年度収支決算及び事業報告、令和 4(2022)年度補正予算案、令和 5(2023)年度予算案及び事業計画案、中期計画案、寄附行為施行細則別表に定める諸規程の改正案、その他法人全体の運営に係る重要事項について理事長が諮問した【資料 5-3-9】。また、当年度事業計画の進捗報告と監事による中間監査報告も行った。

なお、評議員会の議事録は寄附行為第 19 条に基づき作成し、法人本部にて適切に保管 している。

2. 評議員

本法人の寄附行為第22条には、評議員は関西医療大学長、関西医療学園専門学校長、本法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者7人から8人、本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうちから理事会において選任した者7人から8人及び学識経験者のうちから理事会において選任した者7人から9人の23人から27人で構成することを定めている。

令和 5(2023)年 5 月 1 日時点における本法人の評議員の人数は 24 人である【資料 5-3-10】。これらの評議員は寄附行為第 22 条の定めに則り適正に選任している。評議員の名簿は私立学校法第 47 条に則り作成し、同法第 63 条の 2 に基づき大学ホームページ【資料 5-3-11】で公表している。

3. 監事

本法人は、私立学校法第 35 条及び寄附行為第 5 条に則り、理事会機能の適正性と公共性及び理事の職務執行を監督し、法人業務と財産状況について意見を述べ、それを監査する役割を担う監事を置いている。監事は、寄附行為第 7 条に則り、理事、職員(学長、校長、教員、その他の職員を含む)、又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとしている。令和4(2022)年度に理事長が選任した監事は 2 人である【資料 5-3-10】。監事の名簿は私立学校法第 47 条に則り作成し、同法第 63 条の 2 に基づき大学ホームページ【資料 5-3-11】で公表している。

本法人の監事は、寄附行為第7条に定める職務を果たし、「関西医療学園 監事監査規程」 【資料5-3-12】に基づく監査業務を計画的かつ適正に執行している。監事は理事会と評議 員会に出席し、本法人及び理事の業務執行状況及び財産の状況に関する監査報告を行い、 必要に応じて議事に関する質問や意見を述べている。また、本学の公的研究費の管理・監 査体制や研究不正防止活動の実施状況について確認した内容を理事会で報告している。な お、監事は令和 4(2022)年度に開催した全ての理事会と評議員会に出席し、職務を果たし た【資料5-3-8】。

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

理事長が諮問会議として設置する学園運営会議は、法人と大学を連携して理事会の決定 や理事長が示す運営方針を円滑かつ機動的に大学業務の現場へ反映させる機能を果たして いる。事務調整会議は、事務組織側から理事長又は学園運営会議を適切に補佐しており、 事務運営の円滑化に機能している。今後もこの法人運営の仕組みを継続していくと同時に、 理事長と学長を含む学内理事と事務局各部署の責任者とのコミュニケーションを今以上に 密接にしながら、法人のガバナンス体制について不断の点検と見直しを図っていく。

理事会と評議員会は、法令及び寄附行為に則って適切に運営されている。評議員会は法人のガバナンスを監視する体制として機能している。監事は、全ての理事会と評議員会に出席し、法人運営を監査している。今後も、法人及び大学がコンプライアンスに基づいた運営を継続することができるよう、これらの監査機能を適正に維持していく。

なお、法人のガバナンス体制に関しては、令和 7(2025)年に 4 月 1 日に施行される改正 私立学校法の趣旨に則り、適正な手続きを経て計画的に改革を進めていく。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、評価書冒頭の「建学の精神・大学の基本理念、使命・目的」で述べたとおり、 建学の精神「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」を具現化するため、平成 15(2003)年 4 月の関西鍼灸大学開学以降、社会と地域医療の要請に応えて計画的な学部、研究科又は 学科の増設や課程の設置、収容定員増などを行い、健全な財務運営のもとで教育事業の拡 大を図ってきた。

その一方では、直近 10 年間の我が国全体の 18 歳人口の減少と医療系学部、学科の増設傾向が本学の学生募集活動にも確実に影響を及ぼしており、志願者数は平成 27(2015)年度をピークにして減少傾向にある【資料 5-4-1】。また、基準項目 2-1 でも述べたとおり、保健医療学部の 3 学科における入学定員未充足【資料 5-4-2】と新型コロナの影響を含めた退学者の発生【資料 5-4-3】の影響により、学部全体の収容定員が令和 3(2021)年度の 1.02倍が令和 4(2022)年度は 0.98 倍、令和 5(2023)年度も 0.98 倍と 2 年連続の定員未充足状態となった【資料 5-4-4】。本学はこの事実を真摯に受け止め、収容定員状況を回復すべく学生募集活動の強化と活性化及び退学者発生の抑制を図り、財務に係る 5 か年中期計画と適正な定員管理に基づく財務運営基盤の安定化を目指す。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

令和 4(2022)年度の決算においては、大学の基本金組入前当年度収支差額は 3 億 7,237 万円の収入超過となり、事業活動収支差額比率は 13.8%、平成 29(2017)年度に竣工した 4 号館建設に係る借入金の返済 1 億円、令和 4(2022)年度に自己資金で取得した固定資産と第 4 号基本金等 1 億 4,743 万円を基本金へ組入れ、当年度収支差額は、2 億 2,494 万円の収入超過となり、基本金組入後収支比率は 91.2%であった【資料 5-4-5】。

令和 4(2022)年度の本法人全体の事業活動収入計は、前年度比 1 億 643 万円(3.1%)減の 33 億 7,660 万円であり、事業活動支出計は前年度比 6,383 万円(1.9%)減の 33 億 1,987 万円であった。経常収支差額は平成 30(2018)年度より 5 年連続の収入超過となり、経常収支差額比率は 1.4%であった【資料 5-4-6】。また、基本金組入前当年度収支差額は 5,672 万円となり、事業活動収支差額比率は 1.7%、基本金組入額合計 2 億 2,893 万円を差し引いた当年度収支差額は、1 億 7,220 万円の支出超過となり、基本金組入後収支比率は 105.5%であった。

令和 4(2022)年度末の貸借対照表【資料 5-4-7】において、資産の部合計は前年度比 1 億 6,124 万円(1.1%)減の 151 億 843 万円であり、負債総額は前年度比 2 億 1,797 万円(9.2%)減の 21 億 3,948 万円であった。純資産の部合計(基本金の部合計+繰越収支差額)は、前年度比 5,672 万円(0.4%)増の 129 億 6,895 万円であった。流動資産構成比率は 35.2%と資産流動性を確保している。また、積立率は 70.7%、総資産に対する金融資産の割合は 40.4%と経営を安定的に継続するための金融資産を保有している。なお、借入金残高 9 億 8,000万円については、令和 9(2027)年度までの 5 年間で毎年度 1 億 6,000 万円を、令和 10(2028)年度から令和 12(2030)年度までの 3 年間で毎年 6,000 万円を返済する予定である。

本法人が使命・目的の達成のために導入している外部資金は、まず、各種の補助金、寄附金、資産運用収入及び受託事業収入がある。このうち、主要な外部資金は私立大学等経常費補助金であるが、令和 2(2020)年 6 月には、教学面における新型コロナ対策としての

遠隔授業活用推進事業による私立学校情報機器整備費補助金 644 万円の交付を受けた【資料 5-4-8】。また、令和 4(2022)年度は、私立大学等経常費補助金が 2 億 2,562 万円 (内 800 万円は令和 4 年度私立大学等改革総合支援事業 (タイプ 1) の採択【資料 5-4-9】による増額)、修学支援制度による授業料等減免費交付金が 1 億 3,337 万円 (内、専門学校 2,343 万円を含む)、ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業補助金が 991 万円【資料 5-4-10】、熊取町新型コロナウイルス感染症 PCR 検査機関等支援補助金が 174 万円【資料 5-4-11】であり、合計 3 億 7,114 万円であった。資産運用収入については、「関西医療学園 資金運用規程」【資料 5-4-12】を遵守して元本償還の確実性が高いもので運用している。また、受託事業収入については、地域貢献として、地元自治体である熊取町の要請により新型コロナウイルス感染症検査機関 (衛生検査所) に登録して開始した PCR 検査により、令和 4(2022)年度は 529 万円の収益があった。

法人会計外の外部資金としては、文部科学省・日本学術振興会科学研究費補助金がある。 令和 4(2022)年度の文部科学省・日本学術振興会科学研究費補助金の獲得状況は、研究代 表者としては新規採択 3 件(今年度配分額計 390 万円[直接経費と間接経費の合計額、以下同 じ])、継続 11 件(今年度配分額計 1,001 万円)の合計 14 件(今年度受領額計 1,391 万円)で あった。また、厚生労働省科学研究費補助金が分担研究者として 1 件(配分額計 70 万円)、 寄附研究部門への一般企業からの応募が 1 件(受入額 50 万円)であった。

なお、日本私立学校振興・共済事業団が平成 27(2015)年 9 月に公表した「定量的な経営 判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)」の基準によれば、令和 4(2022)年度の本法 人のランク判定は 5 年連続「A3(正常状態)」であり、経営状態の健全性と適正性は確保 できている。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

本法人が収入面において健全かつ安定的な財政基盤を確保するためには、何よりも本学が受験生に選んでもらえる魅力ある大学である必要がある。そのため、現在の教育内容の更なる点検・評価を行って適切な改善を行い、広報活動をより一層強化して本学の個性と特色を社会へ周知し、安定的な志願者数及び入学者数を確保することが極めて重要である。

支出面については、令和 4(2022)年度の本学(大学単独)の人件費比率は 45.7%、人件費依存率は 53.6%であった。日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政』による令和 3(2021)年度の大学平均値は、人件費比率は 51.4%、人件費依存率は 66.2%で、本学の場合、これと比べてどちらも低い水準であるが、今後も各学科における教職員数の検討と年齢構成などの人事マネジメントを考慮することにより、教育の質を担保しながら、人件費の抑制と安定化を図っていくことが求められる。また、収支バランスを図るための適切な点検と改善を継続していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、学校法人会計基準(平成 27(2015)年 4 月より一部改正)及び「関西医療学園 経理規程」【資料 5-5-1】、「関西医療学園 予算編成規程」【資料 5-5-2】、「関西医療学園 予算執行規程」【資料 5-5-3】等に則り厳正に行っている。日常の会計処理の過程で疑義が生じた場合は、速やかに監査法人、日本私立学校振興・共済事業団又は所轄税務署等に照会して回答・指導を受け、コンプライアンス遵守のもとで適切な処理を行っている。

本法人の予算は、私立学校法第 42 条、寄附行為第 20 条・第 31 条に則り、あらかじめ、理事長が評議員会の意見を聴いたのちに、前年度末の理事会において審議し成立させている。予算執行の過程において、諸般の事由により科目の予算額と決算見込額との間に著しいかい離が生じる可能性がある場合は、適切な補正予算を編成して、あらかじめ理事長が評議員会の意見を聴いたのちに理事会に諮り、承認を得ている。令和 4(2022)年度の予算は、寄附行為第 20 条・第 31 条の定めに基づき、適正に編成した【資料 5-5-4】【資料 5-5-5」。また、同年度の補正予算についても、同様に編成した【資料 5-5-6】【資料 5-5-7】。

本法人の決算は、私立学校法第 46 条及び寄附行為 33 条に則り、毎会計年度終了後 2 か月以内に収支決算書を作成し、理事長が、理事会に諮って審議、成立させたのちに、評議員会の意見を聴いている。令和 4(2022)年度の決算は、令和 5(2023)年 5 月 27 日開催の理事会で審議、承認し、評議員会の意見を聴いて確定した【資料 5-5-8】【資料 5-5-9】。

これらの財務状況は、私立学校法第 47 条に則り、「関西医療学園 情報公開規程」【資料 5-5-10】を定めて財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告 書を事務所に備えて閲覧可能としており、大学ホームページ【資料 5-5-11】上にも事業報告書とともに開示している。財務書類等の閲覧に関しては、「関西医療学園 財務書類等閲覧規程」【資料 5-5-12】を定めている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査は、外部監査法人と監査契約を締結し、実施している。令和 4(2022) 年度の会計監査は、9 人の公認会計士によって、年間 14 日間にわたって厳正に実施した。 監査は、当該年度の現金預金及び有価証券の実査から始まり、前年度計算書類(残高確認、収入関係、固定資産)及び今年度計算書類の照合等を前期と後期に分けて実施した。監査終了後には、当該の外部監査法人から本法人に「独立監査人の監査報告書」【資料 5-5-13】 が提出され、計算書類は適正に表示されていることが認定された。

監事による監査は、私立学校法第 37 条、寄附行為第 7 条及び監事監査規程の定めに則り、財務状況、本法人の業務状況及び理事の執行状況について、2 人の監事が担当して実施している。令和 4(2022)年度の監事による監査は、本法人の財産目録及び計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、活動区分資金収支計算書、貸借対照表)を含め、学校法人の業務及び財産に関して検証がなされた。監査の結果、いずれも適正と認められ、監事が、令和 5(2023)年 5 月 27 日開催の理事会及び評議員会にて監査報告【資料 5-5-14】

を行った。

令和 4(2022)年度の内部監査委員による定期監査は、「関西医療大学 公的研究費取扱規程」【資料 5-5-15】、「関西医療学園 内部監査規程」【資料 5-5-16】の定めに則り、「令和 4年度公的研究費管理・監査年間計画」【資料 5-5-17】に沿って内部監査委員会が科学研究費補助金等の公的研究費の使用に係る帳簿と証票の確認、現品確認、ヒアリング調査等を中心とする計 4回の監査を計画した【資料 5-5-18】【資料 5-5-19】。監査の結果、いずれも適正と認められ、各回の監査結果を理事長に報告した【資料 5-5-20】。

(3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

本法人の会計処理は、学校法人会計基準に則り、経理規程、予算編成規程及び予算執行規程等を遵守して厳正に行っている。また、会計監査は、監事及び外部監査法人の公認会計士により、厳正に実施されている。今後も、現行の体制を維持しながらコンプライアンスに沿った厳正な会計処理と会計監査を実施する。

[基準5の自己評価]

本法人は、私立学校法等の法令を遵守し、本学のガバナンス・コード及び寄附行為をは じめとする学内の諸規則を遵守した学校運営を行い、学校法人としての経営の規律と誠実 性を維持している。法人と大学の財務状況は、大学ホームページ等で開示して説明してい る。

大学運営の安全を支えるハード面、ソフト面の管理運営は適切になされており、大地震等の自然災害に対する災害用品の備蓄や防災訓練の実施、新規感染症への対策と対応は学長が委員長となる危機管理委員会が担当している。

理事会及び評議員会は、法令及び寄附行為に則って適正に運営している。理事会は、本 法人の最高意思決定機関として、本学の運営に関する重要事項・方針を決定している。理 事長は、法人の代表としてのリーダーシップを発揮し、学園運営会議を開催して法人業務 を適切に総理している。評議員会と監事は、法人の業務とガバナンスの監視に機能してい る。

財政面では、入学生が概ね安定的に確保されており、人件費を比較的低い水準に抑えて 適切な収支バランスを保ちながら、健全な学校経営がなされている。法人の会計処理は、 学校法人会計基準に則って厳正に行っている。会計監査は、監事及び外部監査法人の公認 会計士により厳正に実施し、コンプライアンスの遵守に努めている。

以上のことから、本学は、基準5の基準項目を全て満たしていると自己判定する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

1. 内部質保証の方針の策定と公表

本学は、学校教育法第 109 条に則り、本学の教育研究の質が学則に掲げる教育目的を達成して建学の精神を具現化するための水準に達していることを自ら恒常的に点検・評価し、その結果を公表することを大学学則【資料 6-1-1】第 2 条及び大学院学則【資料 6-1-2】第 1 条の 2 に明示している。加えて、本学は、自らの点検・評価の結果を踏まえて自校の教育研究の質の向上を図るため不断の改善に取組むことを「関西医療大学内部質保証に関する方針」として表し、平成 30(2018)年 7 月の第 38 回大学運営会議【資料 6-1-3】にて策定した。その後、令和 4(2022)年 12 月の第 101 回大学運営会議【資料 6-1-4】において本方針の表現の変更に関する議論を行い、次に示す内容として大学ホームページ【資料 6-1-5】に掲載し、公表している。

<関西医療大学 内部質保証の方針>

本学は、建学の精神「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」の実現に向けて行う教育研究活動の質が、学則に定めた使命・目的を達成する水準にあることを自ら保証し、社会へ説明する責任を負っています。

この責任を果たすため、学則が定める自己点検・評価委員会が学部・学科、研究科、委員会等による教育研究活動及びSD・FD活動等の諸活動に対する自己点検・評価を推進します。また、学長直轄の大学運営会議が、3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)に基づく教学マネジメント体制のもとで、恒常的な点検・評価を踏まえた改革・改善のPDCAサイクルを機能させます。自己点検・評価の結果は定期的に公表するとともに、外部機関による評価結果を改善に活かすことで、高等教育機関としての質の保証と向上を図ります。

2. 内部質保証の役割を担う組織体制

「関西医療大学 内部質保証の方針」に示すとおり、本学における内部質保証の役割を担う中心的な組織は、大学学則第2条及び大学院学則第1条の2に定める自己点検・評価委員会と、大学学則第41条及び大学院学則第32条に定める大学運営会議である。本学は、これらの組織を主軸にして自主的かつ継続的な点検・評価と改革・改善のためのPDCAサイクルを機能させる全学的な体制を整えている。

ア. 大学運営会議

大学運営会議は、学則及び「関西医療大学 大学運営会議に関する規程」【資料 6-1-6】に 則り学長が設置して議長を務める会議であり、基準項目 4-1 の①で述べたとおり、学長が 大学運営に係る重要事項について意思決定を行う会議である。

大学運営会議には両学部及び大学院教授会や教務調整会議から学長への意見又は議案の上程がなされるほか、自己点検・評価委員会、教員評価委員会、SD 推進委員会、FD 推進委員会、その他の各種委員会等からの議案又は議事報告が上程される【資料 6·1·7】。学長はこの仕組みに基づき教育研究の質の維持と向上及びその点検・評価に関する議案や報告等を大学運営会議に集約して網羅的に把握することができる。学長は、本会議において会議の構成員である副学長、学部長、研究科長、学生部長、教務部長、事務局各部署の部長等の各責任者からの報告を受けるとともに諸案件に関する意見を聴いて本学の内部質保証に関する意思決定を行って学内へ改善又は検討等の指示を発信している。

イ. 自己点検・評価委員会

本学は、学校教育法施行規則第 166 条に基づき、本学の教育研究の質を向上させるための自主的・自律的な点検・評価を行う組織として自己点検・評価委員会を置くことを学則に規定している。この規定に基づき、本学は「関西医療大学 自己点検・評価委員会規程」【資料 6-1-8】を制定して学長を委員長とする自己点検・評価委員会を置いている。同委員会規程の第 1 条には、委員会の目的を「本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動及び管理運営を自ら点検し、評価する」と定めている。

自己点検・評価委員会は学長が議長を務める全学的体制の組織であり、構成員として副学長のほか学部長、研究科長、学科長、学生部長、教務部長、附属図書館長、アドミッションセンター長、IR 推進室長、SD 推進委員長、FD 推進委員長を招集し、職員では法人本部長、学園総務部長、大学教学部長、学園入試・広報部長を委員として加えている。この他の委員として、委員長は委員会運営を円滑に行うために学長補佐室員1人を自己点検・評価委員長代理に指名して委員長の補佐機能を強化している。

自己点検・評価委員会は、「関西医療大学内部質保証の方針」に記すとおり、内部質保証の手段として、本学における学部、学科、研究科、委員会等による教育研究活動及び教職員によるSD、FDの諸活動が適切に推進されていることを点検・評価する責任組織としての役割を担っている。令和4(2022)年度は計5回の自己点検・評価委員会を開催【資料6-1-9】~【資料6-1-13】し、各種委員会や学内各部署が推進する中期計画及びアクションプランの進捗状況に関する中間及び期末における点検・評価を実施するとともに、令和5(2023)年度に実施する認証評価の準備体制を整備するための議論を行った。

(3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証の取組みは、「内部質保証の方針」に基づき、学長のリーダーシップのもと、引き続き大学運営会議が主導していく。また、内部質保証を担う組織体制と責任体制に関する教職員の理解を深めていくため、SD 推進委員会が中心となって学内研修会等の実施を企画していく。

自己点検・評価委員会は、各種委員会、部署等における中期計画やアクションプランの 進捗状況を点検・評価する機能を維持し、今後も本学の内部質保証を支える PDCA サイク ルの循環を推進する役割を果たしていく。特に、令和 5(2023)年度の認証評価においては 同委員会が中心となって受審の準備を進め、得られた評価結果の精査と対応策の検討を行っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 基準項目 6-1 で述べたとおり、本学は教育研究の質向上のため、「関西医療大学 内部質 保証の方針」に沿って以下のような点検・評価と改善の取組みを継続している。

1. 教員による教育研究活動の自己点検・評価

基準項目4-2の①で述べたとおり、本学の専任教員は「関西医療大学 教員評価の実施に関する規程」【資料6-2-1】に基づき、当該年度における自己の教育研究活動を「教育」「研究」「大学運営」「社会貢献」「診療」の5領域に分けて毎年度末に点検・評価し、その状況を「教員活動に係る自己評価調査票」【資料6-2-2】に入力して次年度の改善につなげる取組みを行っている。この調査票は各領域の活動状況についてルーブリックを用いて自己評価して「現状の説明」「問題点」「対策・改善策」を記載する様式としており、教員は担当授業科目の教育成果やFD推進活動、研究活動等を含む教員活動全般を点検・評価して入力し、教員評価委員会に提出する【資料6-2-3】。学長は教員評価委員会から提出された調査票を個々の教員の教育研究活動を把握する資料として利用するほか、教員の昇任方針や委員会の長の配置等を検討する際の資料としている。

全教員の調査票は、従前は学長のみが閲覧していたが、令和4(2022)年度から各学科の学科長が当該学科教員の調査票に限り共有できるよう変更【資料6-2-4】し、学科における教育研究の組織的な改善や学科運営上の資料として同調査票を活用し、学科としての教育の質保証に役立てていくこととなった。

なお、教員の研究業績に関しては、大学ホームページ【資料6-2-5】に掲載している「関 西医療大学紀要」と同ホームページの教員紹介欄【資料6-2-6】にて公表している。

2. 学生による教育研究の点検・評価

ア. 教員の教育面に関する点検・評価

基準項目 2-6 の①及び基準項目 4-2 の②で述べたとおり、本学は学生から授業の実施に

関する提案や意見を聴取り授業改善に活かす目的で、FD 推進委員会と教員評価委員会が連携して各学期末の一定期間中に 1 回ずつ Web 回答方式による「授業評価/満足度評価アンケート」を実施している。学生の入力内容は基幹システムの集計により翌日に大学ポータルサイト上で学生と教員に開示【資料 6-2-7】されることから、教員は担当科目の評価結果を把握して学生の要望、意見等を速やかに当該授業の改善に活かすことができる。また、自由記述欄への意見や改善要望への対応を FD 推進委員会が組織的に促す目的で、FD 推進委員長が当該の科目担当教員に対して記述内容への回答の提出を求め、同委員会が集約して学生ポータルにて学生に開示【資料 6-2-8】している。さらに、大学ホームページ【資料 6-2-9】には「学修に関するアセスメント」の項目として本アンケートの学部ごとの集計結果を公表している。

イ. 教育研究及び施設設備等の満足度に関する点検・評価

基準項目 2-6 の③で述べたとおり、本学は FD 推進委員会と SD 推進委員会が連携して「教育研究に関する学生満足度調査」【資料 6-2-10】を 4 年に 1 回の頻度で実施し、所属学科のカリキュラムや授業科目、教員による教育研究の支援体制、机イス等を含む学修環境、実験機器等を含む教育研究設備などに関する学生の満足度のほか、職員の窓口対応に関する評価や建学の精神の周知度等を調査して改善に活かしている。本調査の集計結果は大学運営会議で学長に報告し、学内 LAN で開示して共有している。

ウ. その他のアンケート調査による点検・評価

本学は、上記ア、イの取組みのほかに基準項目 3-3 の①で述べたとおり「関西医療大学アセスメント・プラン」【資料 6-2-11】に沿って学生の学修成果を把握するための多様な指標による評価又は調査を実施している。実施した調査の結果は IR 推進室が集計し、学内LANのサーバに置く IR 情報ライブラリを通じて全学で共有している。各学科の教務委員会又は各種委員会等は、本評価書 p.54 に記載した表 3-3-3 に示すように調査結果の点検・評価を議題に取上げて改善のために対応している。

3. 学外の第三者による点検・評価

本学は、学外の第三者による客観的な意見と評価を内部質保証の推進に活用していくため、本学の三つのポリシーと教育方針等に関して、本学の学生教育と就職に直接的に関与する学外者に点検・評価を求める取組みを実施している。令和 4(2022)年度に行った調査では、大学全体で 108 件の臨床実習施設と 32 件の就職説明会参加施設等からの回答が得られた。これらの評価結果は年度ごとに「関西医療大学 3 つのポリシーに関する外部評価結果報告書」【資料 6-2-12】として取りまとめ、大学運営会議【資料 6-2-13】で学長に報告し、学内に開示して共有している。

4. 中期計画・アクションプランの進捗に関する点検・評価

本学は、基準項目 1-2 の③で述べたとおり、私立学校法第 45 条の 2 に則り本学の使命・目的を達成するための中期計画を策定し、目標達成のための年次計画としてのアクションプランを 5 か年単位で定めて実行している。令和 4(2022)年度は、「大学の使命」「教育」

「学生支援」「研究」「管理運営」「地域連携」「内部質保証」の 7 領域のもとに 16 項目の大目標と 30 項目の小目標を定め、それらの達成を目指す 52 件のアクションプランを学科、委員会等の担当組織が推進した。自己点検・評価委員会は各プランの担当組織に対して中間報告と期末報告の年間 2 回にわたり「アクションプラン達成状況報告シート」【資料 6-2-14】の提出を求め、担当するプランの進捗状況と未達成の場合の改善策に関する自己点検・評価を推進している。各組織から提出された報告シートは当該年度の「関西医療大学中期計画進捗状況・アクションプラン達成状況報告書」【資料 6-2-15】として自己点検・評価委員会が取りまとめ、大学運営会議にて協議して学長の承認を得たのち、学内 LANで開示して共有している。

大学運営会議で承認を得た中期計画の進捗状況とアクションプランの達成状況は、学園 運営会議において理事長に報告し、さらに前年度の進捗状況と比較可能な資料として法人 の事業報告書に掲載して理事会に提出している。

なお、中期計画とアクションプランは、各計画の進捗状況に応じて、また、国による答申や指針の発出等を踏まえ、必要に応じて年度ごとに見直しを検討しているが、令和5(2023)年度の中期計画とアクションプランの策定については、令和4(2022)年10月に改正された大学設置基準への対応を含めた検討を大学運営会議【資料6-2-16】【資料6-2-17】で行い、新たに設定した大目標2項目と小目標4項目の下層に5件のアクションプランを加えた内容で大学の中期計画【資料6-2-18】を策定し、令和5(2023)年3月開催の理事会にて承認を得た。

5. 自主的な自己点検評価書の作成

本学は、学校教育法 109条に則り、上に述べたとおりの自己点検・評価活動と改善の取組みを自主的かつ継続的に実施することで教育研究の質向上に努めている。このような自己点検・評価活動の内容は、一定頻度で自己点検評価書を自主的に作成して大学ホームページ【資料 6-2-19】で学内外に公表している。同評価書の作成頻度については、認証評価を受ける年度の間に一回の割合としており、過去 2 回の認証評価を平成 21(2009)年度 (1回目)と平成 28(2016)年度 (2回目)に受けたことから、その間の年度となる平成 25(2013)年度に自己点検評価書を作成し、翌年度には前年度の評価書を補足する評価書を作成した。また、直近では令和 2(2020)年度に当該年度の自己点検・評価活動を対象とする自己点検評価書【資料 6-2-20】を作成して公表した。

6. 外部評価機構による分野別の点検・評価

法令に基づく大学全体の認証評価のほかに、分野別の認証評価として、本学の理学療法 学科と作業療法学科は厚生労働省「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」に 基づき、令和 3(2021)年度に一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による教育評 価を受け【資料 6-2-21】、両学科ともに同機構のカリキュラム提供及び施設基準を満たし ていることが認定された【資料 6-2-22】。この評価結果は大学ホームページ【資料 6-2-23】 にて公表している。なお、この教育評価は作業療法士養成校の世界作業療法士連盟認定校 としての審査も兼ねており、作業療法学科が同認定校として承認された【資料 6-2-24】。

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は、教育研究に関する学内外の調査結果等を収集してデータ分析を行い、学部、学科、研究科又は各種委員会等に対して教育の質向上に資する有益な情報を提供する組織を置くため、平成30(2018)年8月に「関西医療大学 IR(Institutional Research)推進室運営規程」【資料6-2-25】を制定し、学長直轄の教職協働組織としてIR推進室を整備した。

IR 推進室は、副学長(大学運営担当)が IR 推進室長を務め、IR 推進室主任としての事務職員 1 人、IR 推進室員としての教員 4 人体制で運営している。また、IR 推進室と各学科及び事務局各部署間の連携を図るための組織として、規程に基づき IR 推進室運営委員会を置き、IR 推進室員のほかに各学科の教員と事務局各部署の職員を配置している。

本学の IR 推進室の役割は、学長直轄の組織として学長の命を受け、主に教学に関する各種調査の集計や分析を行って学内に提供する活動に取組むことにある【資料 6-2-26】。 具体的には、基準項目 2-6、基準項目 3-3 及び基準項目 4-2 で述べたとおり、IR 推進室は学生の成績を管理する基幹システムからデータを抽出して学生の学修成果に関する分析を行っている。また、学生を対象とする各種のアンケート調査の集計結果や学生の進級状況に関する資料などを作成して大学運営会議、教授会又は各学科の教務委員会等に提供している。ディプロマ・サプリメントの発行については、IR 推進室が独自に作成したフォーマットで運用している。

IR 推進室によるこのような教学 IR 情報を共有しやすくするため、学内 LAN 上の IR 情報ライブラリに保管して教職員が学内から閲覧できるように工夫している。また、各学科や委員会などが各種調査の集計について独自の分析結果を得たい場合は、「IR 推進室におけるデータの収集及び取扱いに関するガイドライン」【資料 6-2-27】に沿って IR 推進室に「IR 情報のデータ分析に関する依頼書」【資料 6-2-28】を提出し、目的に応じた集計や分析を依頼することができる仕組みを設けている。

IR 推進室は、組織の活動と IR 情報の利用を学内に周知し、各学科や委員会等での点検・評価における IR の活用を促進していく目的で、令和 4(2022)年度から「関西医療大学 IR 通信」【資料 6-2-29】の発行を開始した。また、他大学が実施している IR 活動の事例や工夫を知り、本学における IR の活用方法の参考とするため、IR 推進室員が中心になって受講した IR 関連の研修会やセミナーにおける配付資料を学内 LAN 上の IR フォルダに保管して学内での閲覧に供している。さらに、大学ホームページには「教学に関する IR 情報」【資料 6-2-30】として新型コロナの影響下でみられた学修状況の変化や教育課程変更後の教育効果について fGPA に基づき分析した結果【資料 6-2-31】【資料 6-2-32】を掲載することにより IR 活動の内容を積極的に発信している。

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 30(2018)年に策定し、令和 4(2022)年に改正した本学の内部質保証の方針に沿って、 学部、学科、各種委員会、部署等が実施している点検・評価と改善の取組みを今後も継続 して推進していく。また、認証評価を含む外部評価の結果を踏まえ、大学運営会議におい て内部質保証のための自己点検・評価の仕組みを見直し、必要に応じて改善を加えていく。

IR の取組みについては、設置から 5 年目を迎える IR 推進室の機能を点検して強化と向上を図り、学内に分散する様々なデータの一元化と学外情報の収集を進め、教育研究の質

向上と大学運営の改善に資する有益な情報を発信する役割を果たしていく。また、そのために必要となる IR 推進室員としてのスキルアップも SD 研修の受講と自己研鑽を促して強化していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

- (2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの 確立とその機能性
- 1. 内部質保証を推進する PDCA サイクル

本学は、法令を遵守し、本学の使命・目的を達成するための三つのポリシーを掲げ、基準項目 6-1 の①で述べた内部質保証の方針に沿った自己点検・評価と情報開示の取組みを実践している。このことにより、教職員、各種委員会、学部、学科、研究科や事務の各部署等が、図 6-3-1 に示すように SD 活動、FD 活動、アクションプランの推進等の取組みを踏まえた点検・評価と改善のための PDCA サイクルをそれぞれのレベルで持続的に回しており、そのような組織的な取組みの推進が基礎となって大学全体の PDCA サイクルの機能につなげることにより、大学としての内部質保証を維持している。

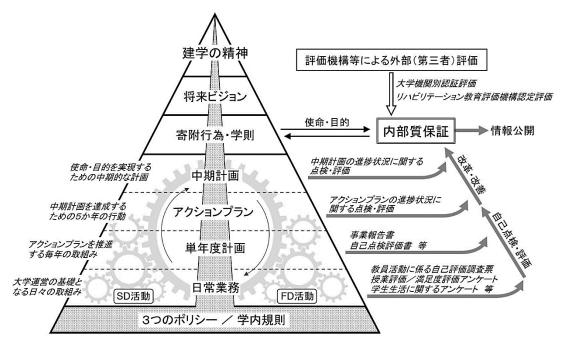


図 6-3-1 本学が取組む内部質保証と PDCA サイクルのイメージ図

このような PDCA サイクルを推進する役割は、基準項目 6-1 で述べたとおり、自己点検・評価委員会が担っている。同委員会は、大学運営会議が策定して各担当組織が実施する中期計画とアクションプランの進捗に関する点検・評価を「関西医療大学 中期計画進捗状況・アクションプラン達成状況報告書」【資料 6-3-1】として取りまとめ、学長に報告している。また、次に述べるように認証評価などの外部評価において指摘された事項等に対しても内容を精査し、対応案を大学運営会議に上程している。学長は、これらについて大学運営会議で議論を行い、必要に応じて学内への改革・改善の指示や学園運営会議等を通じての理事長への意見具申につなげている。

2. 認証評価における評価結果への対応

本学が平成 28(2016)年度に受けた 2 回目の認証評価【資料 6-3-2】においては、評価機構による調査報告書【資料 6-3-3】において「基準 3 経営・管理と財務」に 1 件の「改善を要する点」と 2 件の「参考意見」による指摘を受けた。このうち「改善を要する点」の指摘に対しては、調査報告書(案)の段階で自己点検・評価委員会及び大学運営会議で対応を議論して速やかに改善した【資料 6-3-4】。また、「参考意見」としての職員の採用・昇任に関する規則に関する指摘に対しては事務レベルで対応の検討を重ねて原案作成に取組み、令和 4(2022)年 7 月に「関西医療学園 事務職員の採用及び昇任に関する基準」【資料 6-3-5】として制定した。さらに、もう 1 件の「参考意見」として指摘された外部資金獲得への努力については、補助金獲得のための取組みに努め、基準項目 5-4 の②で述べたとおり、直近では教学改革を進めて令和 4 年度の「私立大学等改革総合支援事業(タイプ 1)」に初めて採択された【資料 6-3-6】。なお、平成 28(2016)年度認証評価の際の評価報告書【資料 6-3-7】においては指摘事項は見られなかった。

平成 28(2016)年度の認証評価では、調査報告書による上記 3 件の指摘の他に、基準ごとの面談の際に評価員から改善を検討すべき意見を受けた。これらに関しては、第 71 回自己点検・評価委員会【資料 6-3-8】で集約した後、以下のとおりに対応して改善した。

<基準2 学修と教授>の面談

(評価員からの意見)

「保護者による後援会等を組織して、学生サービスの充実を検討してはどうか。」 (本学の対応)

第 32 回キャリア支援委員会【資料 6-3-9】及び第 179 回学生生活委員会【資料 6-3-10】において本学における保護者後援会等の組織の要否に関してキャリア支援と学生支援の側面から協議を行った結果、両委員会ともに現時点では後援会等の必要性は低いとの結論に達し、大学運営会議に報告した。

<基準3 経営・管理と財務>の面談

(評価員からの意見)

「学部合同教授会規程を改正して、審議事項を明示すること。」

(本学の対応)

第10回学部合同教授会【資料6-3-11】において「関西医療大学 学部合同教授会規程」

第6条に同教授会における審議事項を明示する改正案について協議し、第22回大学運営会議【資料6-3-12】における承認を経て平成29(2017)年4月1日に施行した。

<基準4 経営・管理と財務>の面談

(評価員からの意見)

「認証評価の評価結果として受けた指摘事項に対しては、まず自己点検・評価委員会で 精査してから各部署に振り分けて対応を検討するのが望ましい」。

(本学の対応)

第71回自己点検・評価委員会【資料6-3-8】において、平成28(2016)年度認証評価における調査報告書(案)に付された指摘事項及び実地調査の面談時に受けた意見等を精査して大学の対応を協議し、原案を第22回大学運営会議【資料6-3-12】に上程して承認を得た。

3. 設置計画履行状況等調査の結果への対応

本評価書冒頭の「II. 沿革と現況」に記したとおり、本学の直近の学部等の設置は平成30(2018)年4月の保健医療学部作業療法学科の設置である。また、同年同月には保健医療学部臨床検査学科に細胞検査士養成課程を開設したことに伴い、同学科の収容定員増の認可申請も行った。作業療法学科の設置に係る設置計画履行状況等調査では、完成年度までの4年間に亘り指摘事項は付されなかった。また、臨床検査学科の収容定員増に係る設置計画履行状況等調査においても指摘事項は付されなかった。

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、大学運営会議を全学的な内部質保証の中心に置き、自己点検・評価委員会の活動により教職員、各種委員会、学部、学科、研究科や事務の各部署等などの各レベルにおける PDCA サイクルを機能させて大学全体の内部質保証につなげている。

教育に関する質保証は、今後も三つのポリシーを踏まえ、学内の規則に則った厳格な成績判定、進級判定、卒業・修了判定を維持することで教育成果の質の水準を担保していく。また、FD 推進委員会による科目単位の授業改善と個々の教員の教育力向上を図る取組みを基礎として学部、学科、研究科の教育課程レベルの点検・評価を行い、教授会が中心になって教育、研究や学生指導上における課題と問題点の改善に努めていく。

また、法令に基づく認証評価の評価結果やリハビリテーション教育評価機構等による分野別の外部評価の評価結果を踏まえた自己点検・評価と改善にも取組み、内部質保証の一層の強化を図る。

[基準6の自己評価]

本学は、学長が設置する大学運営会議が大学全体の内部質保証の責任組織であり、学長が委員長を務める自己点検・評価委員会が教職員、各種委員会、学部、学科、研究科や事務の各部署等が自主的・自律的に実施している自己点検・評価活動を点検・評価し、大学全体のPDCAサイクルの機能性を維持する役割を果たしている。また、法人運営に関しては、理事長が招集する学園運営会議、理事会、評議員会及び監事による点検・評価が機能

している。

本学の教育面における内部質保証の基礎となる各授業科目の質保証については、FD 推進委員会の組織的な活動のもとで教員自身が課題や問題点を発見して改善に努めることでPDCAサイクルを機能させている。各学部・学科は、学内の規則に則った厳格な成績判定、進級判定、卒業・修了判定を行い、卒業時の医療資格等の取得を含む学修成果と教育成果の水準の維持と向上に努めており、建学の精神と三つのポリシーを踏まえた本学の使命・目的の達成につなげている。また、個々の教職員の資質、能力の向上を図るSD活動もSD推進委員会が中心となり組織的に実施している。

各学部・研究科の教授会及び各種委員会等による教学マネジメントの取組みと事務組織の各部署の取組み等による大学全体の運営については、それらの各レベルにおける中期計画とアクションプランに沿った取組みの自己点検・評価に基づく PDCA サイクルを基礎として、大学全体の大きな PDCA サイクルの機能性と実効性を維持し、内部質保証につなげている。特に、ガバナンスや教学マネジメント体制の確立に関しては、各種委員会等の組織再編に取組むなど、学長のリーダーシップの下で不断の改革、改善に努めている。また、内部質保証の取組みを支える機能として平成 30(2018)年8月に発足したIR 推進室は、学内の各部署に分散するデータの一元化と、教育の質保証に資するエビデンスとなるデータの収集と分析に関して学内の各部署と連携した機能を発揮し、学内外への情報開示を推進している。

以上のことから、本学は、基準6の基準項目を全て満たしていると考える。

Ⅳ 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会への貢献

- A-1 大学が持っている物的・人的資源による地域社会への貢献
- A-1-① 地域社会に対する保健医療活動
- A-1-② 教員と学生による地域住民との交流

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 地域社会に対する保健医療活動

1. 附属保健医療施設における診療活動

本学の附属保健医療施設は、基準項目 2-5 で述べたとおり学生の臨床実習施設であり、理学療法学科と作業療法学科が実習を行う診療所、はり灸・スポーツトレーナー学科が実習を行う鍼灸治療所、ヘルスプロモーション整復学科が実習を行う接骨院の 3 施設で構成している。また、同施設は臨床研究や卒後研修等の場でもあり、地域社会における医療機関として地域住民の疾病治療と健康管理に貢献する役割も担っている【資料 A-1-1】。

医療機関としての診療所は、全人的医療を目指す基本方針と行動指針【資料 A-1-2】を掲げ、専任教員である医師を中心とする医療スタッフを配置して、内科、脳神経内科、心療内科、整形外科、精神科等の診療を行っている。鍼灸治療所は専任教員である鍼灸師を医療スタッフとして置き、患者の症状とニーズに合わせた多彩な鍼灸手技による治療を行っている。また、接骨院は専任教員である柔道整復師を医療スタッフとして置き、柔道整復術に基づく施術を行うほか、ヘルスプロモーションの概念に基づく運動指導を行っている。

新型コロナに対しては、クラスター対策と地域の医療機関の検査支援を行うため、地元自治体の熊取町と連携し、令和 2(2020)年 12 月に本学を新型コロナウイルス感染症検査機関(衛生検査所)として大阪府に登録して行政検査としての PCR 検査を専任教員である臨床検査技師が実施している。また、令和 3(2021)年 5 月からは診療所がワクチン接種(個別接種)対象医療機関として地域住民へのワクチン接種を推進している。令和 3(2021)年11 月には、このような地域における新型コロナの蔓延防止体制(熊取モデル)の構築に貢献したことに対して熊取町から感謝状【資料 A-1-3】が届けられた。

2. 公開講座の開催

本学は、本学の前身となる関西鍼灸短期大学の設置直後の昭和 61(1986)年から、地域住民の健康管理と健康増進に貢献することを目的とする公開講座を毎年定期的かつ継続的に開催している【資料 A-1-4】。毎回の講座では医療情勢に即したテーマを設定して当該医療分野の専門家による講演とシンポジウムを行っている。令和 2(2020)年から 2 年間は新型コロナの影響を受けて開催を見送ったが、令和 4(2022)年度はオンラインによるライブ講演の形式で講座を再開し、次のテーマによる講演を学内外に提供した【資料 A-1-5】。

第35回 関西医療大学 公開講座

開催月日:令和5年2月18日(土)

講演テーマ:「アレルギー疾患の診断と治療」

担当講師:森田英明氏(国立成育医療研究センター研究所免疫・感染・アレルギー

研究部室長)

3. 運動教室の開催

本学は、医療とスポーツを通じた地域貢献活動の一環として、地域住民を対象とする運動教室(「ここから始まるトレーニング習慣」通称、「ここトレ」)を継続的に実施している。この取組みはヘルスプロモーション整復学科と接骨院が中心となる催しで、医療とスポーツ競技を融合させたユニークなテーマを設定し、身体を動かす機会と健康チェック、健康に関する生涯学習の機会等を参加者に提供している。毎回の企画にはヘルスプロモーション整復学科を中心とする有志学生が講師の指導のもとにアシスタントとして参加し、日頃、本学で学んだ知識と技術のアウトプットや一般参加者の方とのコミュニケーションの機会を得ている。「ここトレ」の講師は主に接骨院の医療スタッフが担当するほか、企画内容に応じて医療・スポーツ業界で活躍中の本学卒業生をゲスト講師に招いている。

「ここトレ」は上述の公開講座と同様に新型コロナ影響下の2年間は実施を見送ったが、 令和4(2022)年12月に50歳代から80歳代後半の地域住民26人の参加を得て再開することができた【資料A-1-6】。リピーターの参加者の多くが「ここトレ」再開を待ちわびており、是非とも継続して実施して欲しいという声が主催側に寄せられた。

4. 地域の研修会・講習会等への講師又は委員の派遣

本学は堺市以南の大阪南部地域に設置されている唯一の医療系総合大学であることから、例年、地域の自治体や近隣府県の医療法人又は学会等から、本学の専任教員に対して各種の研修会・講習会・難病医療相談等の講師としての派遣依頼がある。また、健康保険事業関連の委員会委員への就任依頼も寄せられる。このような依頼に対して、本学は積極的に教員を派遣し、本学の人的資源を地域医療の貢献に活かすことができるよう努めている。

令和 4(2022)年度は、専任教員が地元熊取町の障害支援区分判定審査会委員、介護認定審査会委員、防災会議委員、国民保護協議会委員を務めたほか、大阪府の災害時小児周産期医療検討会委員、災害医療コーディネーター、堺市の介護認定審査会委員、和泉市立総合医療センターの経営評価委員、和歌山県の産業保健相談員などを担当した。また、地域の大学、医療施設等が主催する研修会や講習会の講師を担当し、地域における医療活動の振興に寄与した【資料 A-1-7】。

A-1-② 学生と教員による地域住民との交流

1. 熊取町による「タピオ体操」普及活動への参加

本学が立地する熊取町では、住民の健康増進と体力向上のために「タピオ体操(チューブを用いた筋肉トレーニング)」を考案して地域への普及に努めている。本学は、この取組みに理学療法学科や保健看護学科の学生が参加して、地域の高齢者とともにタピオ体操を行うことに加え、学生が企画したアクティビティの実施を通じて高齢者とのコミュニケー

ションを図り、高齢者の生活や健康に暮らして集うことの意味を学ぶ活動を行っている。 学生が参加する回では高齢者の参加人数も増え、心身の健康増進の一助となっている。

町内では新型コロナの影響に伴い、タピオ体操を地域に発信する場としてのタピオステーションを閉鎖した地区もあったが、少人数で継続された地区のステーションと学生個々をオンラインでつなぎ、体操の動画やスライドを使ったアクティビティを学生が考案して行うことで交流を継続することができた。なお、令和 4(2022)年度にはタピオステーションも順次活動を再開し、感染対策を講じつつ、学生と高齢者が対面での交流を再開することができた【資料 A-1-8】。

2. 大阪マラソンにおけるボランティア活動

本学は、大阪府、大阪市及び公益財団法人 大阪陸上競技協会が主催する大阪マラソンに保健医療学部の一部の教員、有志学生及び卒業生(トレーナー有資格者)が救護ボランティアとして参加することで大会をサポートする活動を継続している。令和 5(2023)年 2 月 26 日(日)に開催された「大阪マラソン 2023」は新型コロナの影響で見送られていた一般ランナーの参加が 3 年ぶりに再開した大会であり、本学からは理学療法学科、はり灸・スポーツトレーナー学科及びヘルスプロモーション整復学科の学生約 70 人が救護ボランティアとして参加した【資料 A-1-9】。学生は一般ランナーが安心してゴールを目指せるように前年 4 月から本学教員の指導のもと、サポート活動に関する知識の習得と練習に取組んでおり、大会当日は救護所での医師や看護師の指示のもと、嘔吐物の処理や倒れた選手の搬送と救護、アイシングやテーピングなどの様々な活動を体験しつつ、3 万人近い一般ランナーが安心して走行できるよう献身的なサポートを行った。なお、大会終了後の令和5(2023)年 3 月 29 日には、本学学生の大会運営への貢献に対して主催者側から感謝状【資料 A-1-10】が届けられた。

3. 学内団体(ボランティア部)の活動

本学の「ボランティア部」は、保健看護学科、臨床検査学科、理学療法学科及び作業療法学科の学生を中心とする大学公認の学内団体の一つで、社会の現場で様々な形のボランティア活動を行って地域住民との交流を図り、正課授業では体験できない社会との関わりや人々とのコミュニケーションを通じて自己の成長につなげる活動を行っている。本団体は、新型コロナの影響前の令和元(2019)年度には主に長期休暇を使用して熊取町内の小学校や図書館、堺市内の医療福祉施設や障がい者作業所、和泉市内の医療センターなどでボランティア活動を行い、地域の子供や高齢者又は障がい者との交流を深めてきたが、令和2(2020)年度からは感染防止のために活動停止を余儀なくされていた。

しかしながら、令和 4(2022)年度には活動再開の準備を開始し、半年後の令和 5(2023)年 4 月に泉佐野市の商業施設内において部員約 40 人が参加して生活習慣病と認知症予防を 啓発するイベント「ココベアカフェ」を開催した。当日は感染対策に留意しながら会場で カフェを開き、認知症予防につながるボードゲームやクイズのほか、認知症の高齢者への 対応を啓発する寸劇の披露やアロマテラピーハンドソープづくり、子供向けの輪投げなど、 多様な企画を揃えて参加者と交流することができた【資料 A-1-11】。また、会場に血圧測 定コーナーを設けて生活習慣病、フレイル予防の啓発も行った。当日のイベントの参加者

には振り返りのためのアンケート調査を依頼し、ボランティア活動による次回の地域交流 に向けた要望や課題について意見を聴収する取組みも行った。

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、東洋医療から看護、リハビリテーション、臨床検査と幅広い医療人教育を実践している大学としての特色と、スポーツを通じて国民の健康増進に寄与できる人材の育成も目指しているという特色を活かして、教員と学生が一体となって様々な形の地域貢献を行っている。それらの取組みは基本的に人と人の触れ合いが基本となることから、新型コロナによる行動制限の下では十分な活動が展開できなかった。今後は、感染対策には十分に留意しながら大学全体、学部、学科等の持つ特色を生かし、創意工夫を加えた形で地域貢献を展開して地域社会における本学の存在意義の一層の向上を図っていく。

「基準 A の自己評価]

本学は、開学以来、医療系大学の実習施設として有する附属保健医療施設と、医療専門職を持つ教員及び医療を学ぶ学生の特性を有効に活用することにより、高齢化の進む地域社会の中において、人々の健康増進及び運動やスポーツを通じた体力向上を図るための取組みを継続し、地域社会の健康維持に寄与してきている。さらに、教職員と学生がそれぞれの資質と能力を活かして新型コロナの影響下で分断されていた人と人が触れ合う取組みの復元と発展に努力している。これ迄に本学が地域社会との間に築き上げてきたこのような関係性は、地域に対する働きかけのみならず、本学の教育目的の達成にとって極めて重要な財産となっている。

以上のことから、本学は、基準Aの基準項目を満たしていると考える。

V. 特記事項

1. 学生による新入生ピア・サポート「おたすけ隊」の活動

本学は、平成 23(2011)年度から在校生による新入生のピア・サポート制度を導入している。この制度は、様々な不安を抱えた新入生が円滑に大学生活に適応できるように各学科の在校生有志が「おたすけ隊」を組織し、4 月中を活動期間として新入生をサポートすることを目的としている。おたすけ隊の活動は大学最寄り駅やオリエンテーション、教科書販売、健康診断等の場での誘導のほか、履修や授業に関する相談、クラブ紹介、新入生歓迎会の企画運営など多岐にわたる。令和 5(2023)年度は 59 人の在校生でおたすけ隊を組織し、学内のカフェ前にブースを設営して新入生が利用しやすいオープンな環境づくりを心掛け、期間中に 118 件の相談に対応してサポートした。おたすけ隊の活動は本学の建学の精神である「奉仕の精神」が在校生に芽生えていることの証であり、活動を通して学部、学科を越えた絆づくりと医療大学の学生としての自覚を育成できる取組みとなっている。

2. 学生のメンタルヘルスサポート体制の充実

本学は、学生の相談場所として専任教員の学生相談員による学生相談室と公認心理師・臨床心理士がカウンセラーを務めるカウンセリングルームを整備している。昨今の学生相談では自ら相談を求めることができない学生への支援が課題であることから、本学では相談に対する敷居を下げる啓発活動として入学時に利用方法を分かりやすく説明するほか、スタンプラリーの実施、ポスター掲示等の工夫で周知を図っている。学生には毎月「カウンセリングルーム便り」を発行して予防的な心理教育も実施している。コロナ禍の令和2(2020)年度からはメンタルヘルス調査を開始し、相談希望者への早期対応とともにメンタルヘルスに不調の可能性がある学生に対するカウンセリングルームへの来談を促す連絡と支援を行っている。令和3(2021)年度以降は心身の疲労が現れやすい5月の連休後を調査時期としている。これらの支援体制をより充実させるため、令和4(2022)年度からカウンセリングルームの開室日数と時間を増やし、クラス担任や各部署とも必要に応じて連携を取りながらきめ細かな学生のメンタルヘルスサポートを行っている。

3. 大学開学 20 周年記念事業の実施

本学は、平成 15(2003)年に関西鍼灸大学を開学し、令和 5(2023)年 4 月に大学開学 20 周年を迎えるにあたり、学長の命を受けた大学企画推進室が企画・運営を担い、主に次の 3 点の記念事業を実施した。1 点目として、これ迄多くの人々から多大なる協力と支援を受けたことに対し感謝の意を示すことを目的に、令和 5(2023)年 3 月 25 日に大学内で記念パーティーを挙行した。この行事は、熊取町長、近隣の大学及び実習施設等の関係者、本法人の理事・評議員、教職員等の参加を得て、本学の建学の精神及び使命・目的等を改めて共有する機会となった。2 点目として、学生だけでなくキャンパスを訪れる人々の憩い場となるよう 4 号館前に記念花壇を設置した。3 点目として、学生が大学への帰属意識と誇りを持ち、本学をアピールすることができるオリジナル・ノベルティグッズを作成し、学生に配付した。特に、学外実習で役立つ記念バックは実習指導者等からの会話のきっかけにもなり、本学の広報活動の一助にもなった。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------|----------|---|-------------------|
| 第 83 条 | 0 | 大学学則第1条及び大学院学則第1条にそれぞれの教育研究上の 目的を明記している。 | 1-1 |
| 第 85 条 | 0 | 大学学則第1条の2、第1条の3及び寄附行為第4条に本学に設置する学部を明記している。 | 1-2 |
| 第 87 条 | 0 | 大学学則第5条及び大学院学則第4条にそれぞれの修業年限と在 学年限を明記している。 | 3-1 |
| 第 88 条 | 0 | 大学学則第 14 条に編入学の場合の修業年限、大学学則第 15 条及 び大学院学則第 13 条に転入学、再入学の場合の修業年限について 明記している。 | 3-1 |
| 第 89 条 | _ | 本学の学部は指定(又は認定)規則に基づく4年間の教育課程を編成しており、早期卒業制度は設けていない。また、大学院においても早期修了制度は設けていないので該当しない。 | 3-1 |
| 第 90 条 | 0 | 大学学則第 10 条及び大学院学則第 9 条にそれぞれの入学資格を 明示している。 | 2-1 |
| 第 92 条 | 0 | 大学学則第40条に教職員組織について明記している。また、学内 規程で副学長及び学部長の職務を定めている。教職員はそれぞれ の採用・昇任基準を定めて適切に配置している。 | 3-2 4-1 4-2 |
| 第 93 条 | 0 | 大学学則第 42 条及び大学院学則第 33 条にそれぞれの教授会の設置を明記している。各教授会の運営については教授会ごとに規程で定めている。 | 4-1 |
| 第 104 条 | 0 | 大学学則第 32 条に学士の授与について、大学院学則第 29 条に修士の授与について明記している。学位授与の要件等は学内規程で定めている。 | 3-1 |
| 第 105 条 | _ | 本学は本学の学生以外の者を対象とする特別な履修証明制度を整備していないので該当しない。 | 3-1 |
| 第 108 条 | _ | 本法人は短期大学を設置していないので該当しない。 | 2-1 |
| 第 109 条 | 0 | 大学学則第2条及び大学院学則第1条の2に自己点検・評価の実施を明記している。点検・評価結果は大学ホームページにて公表している。認証評価は法令に則り受審している。 | 6-2 |
| 第 113 条 | 0 | 情報公開規程に基づき大学ホームページで教員の教育研究活動状 況を公表している。 | 3-2 |
| 第 114 条 | 0 | 大学学則第 40 条及び事務組織規程に職員の配置と職務について明記している。 | 4-1 4-3 |
| 第 122 条 | 0 | 大学学則第 14 条に高等専門学校を卒業した者の編入学について 定めている。 | 2-1 |
| 第 132 条 | 0 | 大学学則第 14 条に専修学校を修了した者の編入学について定めている。 | 2-1 |

学校教育法施行規則

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-----|----------|---|------------|
| 第4条 | 0 | 条文に定める事項のうち第1号~第8号についてはいずれも学則に明記している。ただし、本学は寄宿舎を設置していないので第9号については該当しない。 | 3-1 3-2 |

| 第 24 条 | 0 | 条文が定める指導要録に準ずる学生の学籍簿を作成し、文書保存 | 3-2 |
|------------|---|---|---------------------------------|
| 第 26 条 | _ | 規程に基づき管理している。 大学学則第47条及び大学院学則第40条に罰則について明記し、 | |
| 第5項 | 0 | 学生懲戒規程で懲戒の手続きを含む詳細を定めている。 | 4-1 |
| 第 28 条 | 0 | 条文が定める表簿を作成し、文書保存規程及び文書処理規程に基づき管理している。 | 3-2 |
| 第 143 条 | 0 | 大学学則第 42 条及び大学院学則第 33 条に学部又は大学院教授会の設置を明記している。また、大学学則第 42 条第 7 項で学長が必要と認めた場合は学部合同教授会又は特別教授会を開催できることを定めている。 | 4-1 |
| 第 146 条 | 0 | 大学学則第 28 条及び大学院学則第 27 条に入学前の既取得単位 (科目履修生としての単位を含む)の認定について明記している。 | 3-1 |
| 第 147 条 | 0 | 大学学則第31条と別表第1に卒業認定と卒業要件となる単位数の基準について明記している。 | 3-1 |
| 第 148 条 | _ | 学校教育法第87条第1項ただし書の規定に相当する学部を置いていないため、該当しない。 | 3-1 |
| 第 149 条 | _ | 学部、大学院ともに学校教育法第89条が規定する早期卒業制度を設けていないため、該当しない。 | 3-1 |
| 第 150 条 | 0 | 学則第10条に入学に関して認められる者について明記している。 | 2-1 |
| 第 151 条 | _ | 条文が規定する入学制度を設けていないため、該当しない。 | 2-1 |
| 第 152 条 | _ | 条文が規定する入学制度を設けていないため、該当しない。 | 2-1 |
| 第 153 条 | _ | 条文が規定する入学制度を設けていないため、該当しない。 | 2-1 |
| 第 154 条 | _ | 条文が規定する入学制度を設けていないため、該当しない。 | 2-1 |
| 第 161 条 | 0 | 大学学則第 14 条に短期大学を卒業した者の編入学について明記している。 | 2-1 |
| 第 162 条 | 0 | 大学学則第 10 条及び大学院学則第 9 条に外国の教育課程を修了した者の入学について明記している。 | 2-1 |
| 第 163 条 | 0 | 大学学則第6条及び大学院学則第5条に学年の始期と終期を明記している。 | 3-2 |
| 第 163 条の 2 | 0 | 本学の学生又は科目履修生の求めに応じて成績証明書又は単位取 得証明書を発行している。 | 3-1 |
| 第 164 条 | _ | 学校教育法第 105 条に該当する特別な課程を編成していないため、該当しない。 | 3-1 |
| 第 165 条の 2 | 0 | 大学全体と各学部・学科の3つのポリシー及び大学院研究科の3つのポリシーを策定し、大学ホームページで公表している。 | 1-2 2-1 3-1 3-2 6-3 |
| 第 166 条 | 0 | 大学学則第2条及び大学院学則第1条の2に自己点検・評価委員 会の設置を明記している。 | 6-2 |
| 第 172 条の 2 | 0 | 条文が規定する大学の教育研究活動の状況について大学ホームページにて公表している。 | 1-2 2-1 3-1 3-2 5-1 |
| 第 173 条 | 0 | 大学又は大学院の全課程を修了した学生に対して学長が学位記を 授与している。 | 3-1 |
| 第 178 条 | 0 | 学則第 14 条に高等専門学校を卒業した者の編入学について明記している。 | 2-1 |
| 第 186 条 | 0 | 学則第 14 条に専修学校の専門課程を修了した者の編入学につい | 2-1 |

大学設置基準

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|------------------------|----------|---|---|
| 第1条 | 0 | 大学設置基準が定める最低基準を満たすとともに、自己点検・評価 を実施する体制を整備して教育研究水準の向上に努めている。 | 6-2 6-3 |
| 第2条 | 0 | 学則第1条の2及び第1条の3において学部、学科の教育研究上の目的を明記している。 | 1-1 1-2 |
| 第2条の2 | 0 | 大学入学者選抜実施要項及びアドミッション・ポリシーに則して、 公正かつ妥当な方法で入学者選抜を実施している。 | 2-1 |
| 第3条 | 0 | 学部は学部の教育研究上適当な規模内容、教育研究実施組織、教員 数その他を備えている。 | 1-2 |
| 第4条 | 0 | 学科はそれぞれの専攻分野の教育研究上の必要に基づく組織を備 えている。 | 1-2 |
| 第5条 | _ | 学科に代わる課程を設けていないため、該当しない。 | 1-2 |
| 第 6 条 | _ | 学校教育法第 85 条ただし書が規定する学部以外の基本組織を置いていないため、該当しない。 | 1-2 3-2 4-2 |
| 第7条 | 0 | 本学の教育研究上の目的を達成するため、専任の教員と事務職員 が各学部・学科における教育研究活動等の運営及び学生支援を組 織的かつ効果的に行うことができる教職協働体制を敷いている。 | 2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3 |
| 第8条 | 0 | 学部ごとに主要授業科目を定め、専任の教授と准教授を中心にして授業科目を担当している。 | 3-2 4-2 |
| 第9条 | 0 | 教育研究上の必要に応じて、授業を担当しない教員を置くことが ある。 | 3-2 4-2 |
| 第 10 条 (旧第 13 条) | 0 | 改正前大学設置基準が定める専任教員及び教授の必要人数を満た している。 | 3-2 4-2 |
| 第 11 条 | 0 | 大学全体の SD 及び FD 活動を推進する組織を置いて教員と事務職員の資質・能力を向上させる研修等を組織的かつ継続的に実施している。 | 3-2 3-3 4-2 4-3 |
| 第 12 条 | 0 | 大学設置基準及び学長選考規程に則り学長を選考している。 | 4-1 |
| 第 13 条 | 0 | 大学設置基準及び教員選考基準に照らして教授を選考している。 | 3-2 4-2 |
| 第 14 条 | 0 | 大学設置基準及び教員選考基準に照らして准教授を選考している。 | 3-2 4-2 |
| 第 15 条 | 0 | 大学設置基準及び教員選考基準に照らして講師を選考している。 | 3-2 4-2 |
| 第 16 条 | 0 | 大学設置基準及び教員選考基準に照らして助教を選考している。 | 3-2 4-2 |
| 第 17 条 | 0 | 大学設置基準及び教員選考基準に照らして助手を選考している。 | 3-2 4-2 |
| 第 18 条 | 0 | 学則第4条に学部、学科ごとの収容定員を定めて管理している。 | 2-1 |
| 第 19 条 | \circ | 学則が定める教育研究上の目的とカリキュラム・ポリシーに基づ | 3-2 |

| (本系的な教育課程を各学科で編成している。 第19条の2 条文が定める連帯開設科目を設定していないため、該当しない。 3-2 第20条 授業科目は必修科目と選択科目に区分して各年次に配当している。 3-2 第21条 授業科目の単位について学則第23条及び別表第1に定めている。 3-1 第22条 学則第7条及び第8条に学期と休業日を明記している。 3-2 第23条 学則第23条に単位の計算方法について明記している。 3-2 第24条 各授業のクラスサイズは教育効果を考慮して設定している。 2-5 第25条 学則第22条に授業の方法について明記している。 2-2 3-2 3-2 | 2 1 2 2 5 2 |
|--|----------------------------|
| 第20条 授業科目は必修科目と選択科目に区分して各年次に配当している。 第21条 授業科目の単位について学則第23条及び別表第1に定めている。 第1年 第22条 学則第7条及び第8条に学期と休業日を明記している。 第23条 学則第23条に単位の計算方法について明記している。 第24条 各授業のクラスサイズは教育効果を考慮して設定している。 第25条 学則第22条に授業の方法について明記している。 第25条 | 2 1 2 2 2 5 |
| 第 22 条 学則第 7 条及び第 8 条に学期と休業日を明記している。 第 23 条 学則第 23 条に単位の計算方法について明記している。 第 24 条 各授業のクラスサイズは教育効果を考慮して設定している。 第 25 条 学則第 22 条に授業の方法について明記している。 2・2 3・2 | 2 2 5 2 |
| 第 23 条 学則第 23 条に単位の計算方法について明記している。 第 24 条 各授業のクラスサイズは教育効果を考慮して設定している。 第 25 条 学則第 22 条に授業の方法について明記している。 2・2 3・2 | 2 5 2 |
| 第 24 条 ○ 各授業のクラスサイズは教育効果を考慮して設定している。 2-5 第 25 条 ○ 学則第 22 条に授業の方法について明記している。 3-2 | 5 2 |
| 第 25 条 | 2 |
| 第 25 条 | |
| | |
| 第 25 条の 2 | 1 |
| 第26条 - 条文が定める制度を設けていないため、該当しない。 3-2 | 2 |
| 第27条 学則第24条に単位の授与について明記している。 3-1 | 1 |
| 第27条の2 学部の履修規程において履修科目の登録の上限を定めている。 3-2 | 2 |
| 第27条の3 - 条文が定める連帯開設科目を開講していないため、該当しない。 3-1 | 1 |
| 第 28 条 | 1 |
| 第29条 学則第27条に大学以外の教育施設等で履修した科目の単位認定 3-1 について明記している。 | 1 |
| 第 30 条 学則第 26 条で本学入学前に履修した科目の単位認定について明 3-1 記している。 | 1 |
| 第30条の2 - 条文が定める制度を設けていないため、該当しない。 3-2 | 2 |
| 第 31 条 学則第 43 条に科目等履修生について明記している。 3-1 3-2 | |
| 第32条 学則第31条に卒業認定について明記し、別表第1に卒業要件となる単位数の基準について定めている。 3-1 | 1 |
| 第33条 - 条文が定める学科を設置していないため、該当しない。 3-1 | 1 |
| 第34条 教育研究にふさわしい環境と学生が休息等に利用する空地を備え 2-5 た校地を有している。 | 5 |
| 第35条 教育又は厚生補導に必要となる運動場、体育館等を有している。 2-5 | 5 |
| 第 36 条 校舎には教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設 2-5 を備えている。 | 5 |
| 第37条 大学設置基準の要件を満たした面積の校地を有している。 2-5 | 5 |
| 第37条の2 大学設置基準の要件を満たした面積の校舎を有している。 2-5 | 5 |
| 第38条 教育研究上必要な資料を備えた図書館を設置して専門的職員を配 2-5 置している。 | 5 |
| 第39条 - 条文が定める学部、学科を設置していないため、該当しない。 2-5 | 5 |
| 第39条の2 - 条文が定める学部、学科を設置していないため、該当しない。 2-5 | 5 |
| 第40条 学部、学科の種類と規模に応じた器具及び標本を備えている。 2-5 | 5 |
| 第 40 条の 2 - 二以上の校地を有していないため、該当しない。 2-5 | 5 |
| 第 40 条の 3 | _ |
| 第40条の4 | 1 |
| 第 41 条 - 条文が定める学部等連係課程実施基本組織を置いていないため、 該当しない。 3-2 | 2 |
| 第 42 条 - 条文が定める専門職学科を設置していないため、該当しない。 1-2 | 2 |

| 第 42 条の 2 | _ | 条文が定める専門職学科を設置していないため、該当しない。 | 2-1 |
|------------|---|--|-----|
| 第 42 条の 3 | _ | 条文が定める専門職学科を設置していないため、該当しない。 | 4-2 |
| 第 42 条の 4 | _ | 条文が定める専門職学科を設置していないため、該当しない。 | 3-2 |
| 第 42 条の 5 | _ | 条文が定める専門職学科を設置していないため、該当しない。 | 4-1 |
| 第 42 条の 6 | _ | 条文が定める専門職学科を設置していないため、該当しない。 | 3-2 |
| 第 42 条の 7 | _ | 条文が定める専門職学科を設置していないため、該当しない。 | 2-5 |
| 第 42 条の 8 | _ | 条文が定める専門職学科を設置していないため、該当しない。 | 3-1 |
| 第 42 条の 9 | _ | 条文が定める専門職学科を設置していないため、該当しない。 | 3-1 |
| 第 42 条の 10 | _ | 条文が定める専門職学科を設置していないため、該当しない。 | 2-5 |
| 第 43 条 | _ | 条文が定める共同教育課程を編成していないため、該当しない。 | 3-2 |
| 第 44 条 | _ | 条文が定める共同教育課程を編成していないため、該当しない。 | 3-1 |
| 第 45 条 | _ | 条文が定める共同教育課程を編成していないため、該当しない。 | 3-1 |
| 第 46 条 | _ | 条文が定める共同教育課程を編成していないため、該当しない。 | 3-2 |
| 91 10 JK | | NAN ALVA SALINGAA FINNE ENGINA O CCC. SCC. ISC. ISC. ISC. ISC. ISC. ISC. | 4-2 |
| 第 47 条 | _ | 条文が定める共同教育課程を編成していないため、該当しない。 | 2-5 |
| 第 48 条 | _ | 条文が定める共同教育課程を編成していないため、該当しない。 | 2-5 |
| 第 49 条 | _ | 条文が定める共同教育課程を編成していないため、該当しない。 | 2-5 |
| 第 49 条の 2 | _ | 条文が定める工学系学部を設置していないため、該当しない。 | 3-2 |
| 第 49 条の 3 | _ | 条文が定める工学系学部を設置していないため、該当しない。 | 4-2 |
| 第 49 条の 4 | _ | 条文が定める工学系学部を設置していないため、該当しない。 | 4-2 |
| 第 58 条 | _ | 条文が定める組織を外国に設けていないため、該当しない。 | 1-2 |
| 第 59 条 | _ | 学校教育法第103条に定める大学ではないため、該当しない。 | 2-5 |
| | | | 2-5 |
| 第 61 条 | _ | 条文が定める段階的整備には該当しない。 | 3-2 |
| | | | 4-2 |

学位規則

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-----------|----------|------------------------------|------------|
| 第2条 | 0 | 本学を卒業した者に学士の学位を授与している。 | 3-1 |
| 第 10 条 | 0 | 学則第32条に授与する学位の名称を明記している。 | 3-1 |
| 第 10 条の 2 | _ | 条文が定める教育課程を編成していない。 | 3-1 |
| 第 13 条 | 0 | 学位規程に必要な事項を定め、文部科学大臣に報告している。 | 3-1 |

私立学校法

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-----------|----------|---|------------|
| 第 24 条 | 0 | 寄附行為第3条に法令に従い医療技術を通じて社会に奉仕する精神に基づき学校教育を行うことを目的とすることを明記している。 | 5-1 |
| 第 26 条の 2 | 0 | 理事、監事、評議員、職員、その他の政令で定める学校法人の関係 者に対し特別な利益を与えていない。 | 5-1 |
| 第 33 条の 2 | 0 | 寄附行為を各事務所に備え置き、請求があった場合には閲覧に供している。 | 5-1 |
| 第 35 条 | 0 | 寄附行為第5条に11人から13人の理事及び2人の監事を置き、 理事のうち1人を理事長とすることを明記している。 | 5-2 5-3 |

| 第 35条の 2 学校法人と役員との関係は法令に従っている。 第 36条 高附行為第 11条に理事会について明記している。 高 37条 高 52 高 37条 高 6条に理事、第 13条に理事長、第 16条に理事の職務 52 53 第 38条 高 6条に理事、第 7条に監事の選任について明記している。 第 39条 高 6条に理事、第 7条に監事の選任について明記している。 第 40条 高 6条に理事の選任について明記している。 第 41条 高 6条に選事の選任について明記している。 第 42条 高 6条に選事議員会について明記している。 第 43条 高 6条に評議員会について明記している。 第 43条 高 7条に評議員の選任について明記している。 第 44条の 2 役員の第三者に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第 44条の 3 役員の第三者に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第 44条の 4 複数の役員の連帯による損害賠償責任は法令に従っている。 第 44条の 5 条文に該当する規定は一般社団・財団法人法の規定に従っている。 第 45条 高 7年行為第 31条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第 45条の 2 高 63条の 2 高 7年行為第 33条に決算及び事業の実績の報告について明記している。 第 47条 高 7年行為第 34条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。 第 47条 高 7年行為第 36条に役員の報酬について明記している。 第 47条 高 7年行為第 38条に会計年度について明記している。 第 49条 高 7年行為第 38条に会計年度について明記している。 第 49条 高 7年行為第 35条に情報の公開について明記している。 第 45条に背行為第 35条に情報の公開について明記している。 | | 1 | | 1 |
|--|-----------|------------|--------------------------------|-----|
| 第 37 条 | 第 35 条の 2 | 0 | 学校法人と役員との関係は法令に従っている。 | _ |
| # 37条 | 第 36 条 | 0 | 寄附行為第11条に理事会について明記している。 | 5-2 |
| 第 39 条 | 第 37 条 | 0 | | _ |
| 第40条 高附行為第9条に役員の補充について明記している。 第41条 高附行為第18条に評議員会について明記している。 第42条 高附行為第20条に評議員会への諮問事項について明記している。 第43条 高附行為第21条に評議員による意見具申等について明記している。 第44条 高附行為第22条に評議員の選任について明記している。 第44条の2 役員の学校法人に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第44条の3 役員の第三者に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第44条の4 複数の役員の連帯による損害賠償責任は法令に従っている。 第22 第44条の5 条文に該当する規定は一般社団・財団法人法の規定に従っている。 第45条 高附行為第31条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第45条の2 高附行為第31条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第46条 高附行為第33条に決算及び事業の実績の報告について明記している。 第47条 高附行為第34条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。 第48条 高附行為第36条に役員の報酬について明記している。 第49条 高附行為第38条に会計年度について明記している。 5-1 | 第 38 条 | 0 | | 5-2 |
| 第41条 高附行為第18条に評議員会について明記している。 第42条 高附行為第20条に評議員会への諮問事項について明記している。 第43条 高附行為第21条に評議員による意見具申等について明記している。 第44条 高附行為第22条に評議員の選任について明記している。 第44条の2 役員の学校法人に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第44条の3 役員の第三者に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第44条の4 複数の役員の連帯による損害賠償責任は法令に従っている。 第44条の5 条文に該当する規定は一般社団・財団法人法の規定に従っている。 第45条 高附行為第42条に寄附行為の変更について明記している。 第45条の2 高附行為第31条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第46条 高附行為第33条に決算及び事業の実績の報告について明記している。 第47条 高附行為第34条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。 第48条 高附行為第36条に役員の報酬について明記している。 第49条 寄附行為第38条に会計年度について明記している。 5・1 | 第 39 条 | 0 | 寄附行為第7条に監事の選任について明記している。 | 5-2 |
| 第 42 条 高附行為第 20 条に評議員会への諮問事項について明記している。 第 43 条 高附行為第 21 条に評議員による意見具申等について明記している。 第 44 条 高附行為第 22 条に評議員の選任について明記している。 第 44 条の 2 役員の学校法人に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第 44 条の 3 役員の第三者に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第 44 条の 4 複数の役員の連帯による損害賠償責任は法令に従っている。 第 44 条の 5 条文に該当する規定は一般社団・財団法人法の規定に従っている。 第 45 条 高附行為第 31 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第 45 条の 2 高附行為第 31 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第 46 条 高附行為第 33 条に決算及び事業の実績の報告について明記している。 第 47 条 高附行為第 34 条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。 第 47 条 高附行為第 36 条に役員の報酬について明記している。 第 48 条 高附行為第 38 条に役員の報酬について明記している。 5 - 2 5 - 3 第 49 条 寄附行為第 38 条に会計年度について明記している。 5 - 1 | 第 40 条 | 0 | 寄附行為第9条に役員の補充について明記している。 | 5-2 |
| 第 43 条 高附行為第 21 条に評議員による意見具申等について明記している。 第 44 条 高附行為第 22 条に評議員の選任について明記している。 第 44 条の 2 役員の学校法人に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第 44 条の 3 役員の第三者に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第 44 条の 4 複数の役員の連帯による損害賠償責任は法令に従っている。 第 44 条の 5 条文に該当する規定は一般社団・財団法人法の規定に従っている。 第 45 条 寄附行為第 31 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第 45 条 高附行為第 31 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第 46 条 高附行為第 33 条に決算及び事業の実績の報告について明記している。 第 47 条 高附行為第 34 条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。 第 48 条 高附行為第 36 条に役員の報酬について明記している。 5 2 5 3 第 49 条 寄附行為第 38 条に会計年度について明記している。 5 5 1 | 第 41 条 | \bigcirc | 寄附行為第18条に評議員会について明記している。 | 5-3 |
| 第 44条 高附行為第 22条に評議員の選任について明記している。 第 44条の2 役員の学校法人に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第 44条の3 役員の第三者に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第 44条の4 複数の役員の連帯による損害賠償責任は法令に従っている。 第 44条の5 条文に該当する規定は一般社団・財団法人法の規定に従っている。 第 45条 高附行為第 31条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第 46条 高附行為第 33条に決算及び事業の実績の報告について明記している。 第 47条 高附行為第 34条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。 第 48条 高附行為第 36条に役員の報酬について明記している。 5・2 5・3 第 49条 寄附行為第 38条に会計年度について明記している。 5・1 | 第 42 条 | \bigcirc | 寄附行為第20条に評議員会への諮問事項について明記している。 | 5-3 |
| 第 44 条の 2 ○ 役員の学校法人に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第 44 条の 3 ○ 役員の第三者に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第 44 条の 4 ○ 複数の役員の連帯による損害賠償責任は法令に従っている。 第 44 条の 5 ○ 条文に該当する規定は一般社団・財団法人法の規定に従っている。 第 45 条 ○ 寄附行為第 42 条に寄附行為の変更について明記している。 第 45 条の 2 ○ 寄附行為第 31 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第 46 条 ○ 寄附行為第 33 条に決算及び事業の実績の報告について明記している。 第 47 条 ○ 寄附行為第 34 条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。 第 47 条 ○ 寄附行為第 36 条に役員の報酬について明記している。 5・2 5・3 第 49 条 ○ 寄附行為第 38 条に会計年度について明記している。 5・1 | 第 43 条 | 0 | | 5-3 |
| 第44条の2 役員の学校法人に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第44条の3 役員の第三者に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第44条の4 複数の役員の連帯による損害賠償責任は法令に従っている。 第44条の5 条文に該当する規定は一般社団・財団法人法の規定に従っている。 第45条 寄附行為第42条に寄附行為の変更について明記している。 第45条 寄附行為第31条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第46条 寄附行為第33条に決算及び事業の実績の報告について明記している。 第46条 寄附行為第34条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。 第47条 寄附行為第36条に役員の報酬について明記している。 第48条 寄附行為第38条に会計年度について明記している。 5・2 5・3 | 第 44 条 | 0 | 寄附行為第22条に評議員の選任について明記している。 | 5-3 |
| 第 44条の3 ○ 役員の第三者に対する損害賠償責任は法令に従っている。 第 44条の4 ○ 複数の役員の連帯による損害賠償責任は法令に従っている。 第 44条の5 ○ 条文に該当する規定は一般社団・財団法人法の規定に従っている。 第 45条 ○ 寄附行為第 42条に寄附行為の変更について明記している。 第 45条の2 ○ 寄附行為第 31条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第 46条 ○ 寄附行為第 33条に決算及び事業の実績の報告について明記している。 第 47条 ○ 寄附行為第 34条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。 第 47条 ○ 寄附行為第 36条に役員の報酬について明記している。 第 48条 ○ 寄附行為第 38条に会計年度について明記している。 5-1 | 第 44 条の 2 | 0 | 役員の学校法人に対する損害賠償責任は法令に従っている。 | ~ = |
| 第 44条の4 ○ 複数の役員の連帯による損害賠償責任は法令に従っている。 5・3 第 44条の5 ○ 条文に該当する規定は一般社団・財団法人法の規定に従っている。 5・3 第 45条 ○ 寄附行為第 42条に寄附行為の変更について明記している。 5・1 第 45条の2 ○ 寄附行為第 31条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 第 46条 ○ 寄附行為第 33条に決算及び事業の実績の報告について明記している。 5・3 第 47条 ○ 寄附行為第 34条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。 第 48条 ○ 寄附行為第 36条に役員の報酬について明記している。 5・2 5・3 第 49条 ○ 寄附行為第 38条に会計年度について明記している。 5・1 | 第 44 条の 3 | 0 | 役員の第三者に対する損害賠償責任は法令に従っている。 | _ |
| 第44条の5条文に該当する規定は一般社団・財団法人法の規定に従っている。5-3第45条寄附行為第42条に寄附行為の変更について明記している。5-1第45条の2寄附行為第31条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。1-2 5-4 6-3第46条寄附行為第33条に決算及び事業の実績の報告について明記している。5-3第47条寄附行為第34条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。5-1第48条寄附行為第36条に役員の報酬について明記している。5-2 5-3第49条寄附行為第38条に会計年度について明記している。5-1 | 第 44 条の 4 | 0 | 複数の役員の連帯による損害賠償責任は法令に従っている。 | _ |
| 第45条の2寄附行為第31条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。1-2 5-4 6-3第46条寄附行為第33条に決算及び事業の実績の報告について明記している。5-3第47条寄附行為第34条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。5-1第48条寄附行為第36条に役員の報酬について明記している。5-2 5-3第49条寄附行為第38条に会計年度について明記している。5-1 | 第 44 条の 5 | 0 | 条文に該当する規定は一般社団・財団法人法の規定に従っている。 | _ |
| 第45条の2 高附行為第31条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について明記している。 5-4 6-3 第46条 高附行為第33条に決算及び事業の実績の報告について明記している。 5-3 第47条 高附行為第34条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。 5-1 第48条 高附行為第36条に役員の報酬について明記している。 5-2 5-3 第49条 高附行為第38条に会計年度について明記している。 5-1 | 第 45 条 | \circ | 寄附行為第42条に寄附行為の変更について明記している。 | 5-1 |
| 第46条 5-3 5-3 5-3 第47条 高附行為第34条に財産目録等の備付け及び閲覧について明記している。 5-1 第48条 高附行為第36条に役員の報酬について明記している。 5-2 第49条 高附行為第38条に会計年度について明記している。 5-1 | 第 45 条の 2 | 0 | | 5-4 |
| 第47条 いる。 5-1 第48条 高附行為第36条に役員の報酬について明記している。 5-2 第49条 高附行為第38条に会計年度について明記している。 5-1 | 第 46 条 | 0 | | 5-3 |
| 第 48 条 〇 寄附行為第 36 条に役員の報酬について明記している。 5-3 第 49 条 〇 寄附行為第 38 条に会計年度について明記している。 5-1 | 第 47 条 | 0 | | 5-1 |
| | 第 48 条 | 0 | 寄附行為第36条に役員の報酬について明記している。 | - |
| 第 63 条の 2 | 第 49 条 | 0 | 寄附行為第38条に会計年度について明記している。 | 5-1 |
| | 第 63 条の 2 | \circ | 寄附行為第35条に情報の公開について明記している。 | 5-1 |

学校教育法 (大学院関係)

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------|----------|---------------------------|------------|
| 第 99 条 | 0 | 大学院学則第1条に教育研究上の目的を明記している。 | 1-1 |
| 第 100 条 | 0 | 大学院学則第2条に研究科の設置を明記している。 | 1-2 |
| 第 102 条 | 0 | 大学院学則第9条に入学の資格を明記している。 | 2-1 |

学校教育法施行規則 (大学院関係)

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------|----------|------------------------|------------|
| 第 155 条 | 0 | 大学院学則第9条に入学の資格を明記している。 | 2-1 |
| 第 156 条 | 0 | 大学院学則第9条に入学の資格を明記している。 | 2-1 |

| 第 157 条 | _ | 条文が定める入学制度を設けていないため、該当しない。 | 2-1 |
|---------|---|----------------------------|-----|
| 第 158 条 | _ | 条文が定める入学制度を設けていないため、該当しない。 | 2-1 |
| 第 159 条 | _ | 条文が定める入学制度を設けていないため、該当しない。 | 2-1 |
| 第 160 条 | _ | 条文が定める入学制度を設けていないため、該当しない。 | 2-1 |

大学院設置基準

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|--------|----------|--|---|
| 第1条 | 0 | 大学院設置基準が定める最低基準を満たすとともに、自己点検・評価を実施する体制を整備して教育研究水準の向上に努めている。 | 6-2 6-3 |
| 第1条の2 | \circ | 大学院学則第1条に教育研究上の目的を明記している。 | 1-1 1-2 |
| 第1条の3 | 0 | 大学院入学者選抜実施要項及びアドミッション・ポリシーに則して、公正かつ妥当な方法で入学者選抜を実施している。 | 2-1 |
| 第2条 | 0 | 大学院学則第2条に規定する課程を置いている。 | 1-2 |
| 第2条の2 | | 条文が定める課程を定めていないため、該当しない。 | 1-2 |
| 第3条 | 0 | 大学院学則第1条に目的を定め、第4条に修業年限と在学年限を 明記している。 | 1-2 |
| 第 4 条 | _ | 条文が定める課程を定めていないため、該当しない。 | 1-2 |
| 第5条 | 0 | 大学院学則第2条に教育研究上の目的から組織した研究科を置くことを明記している。 | 1-2 |
| 第6条 | 0 | 大学院学則第2条に教育研究上の目的から組織した一個の専攻を置くことを明記している。 | 1-2 |
| 第7条 | 0 | 研究科は学部及び附属施設等と適切に連携して組織している。 | 1-2 |
| 第7条の2 | | 条文が定める研究科を設置していないため、該当しない。 | 1-2 3-2 4-2 |
| 第7条の3 | _ | 条文が定める研究科以外の基本組織を設置していないため、該当しない。 | 1-2 3-2 4-2 |
| 第8条 | 0 | 大学院の教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員が研 究科における教育研究活動等の運営及び学生支援を組織的かつ効 果的に行うことができる教職協働体制を敷いている。 | 2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3 |
| 第9条 | \circ | 修士課程を担当する教員は条文の要件を満たしている。 | 3-2 4-2 |
| 第9条の3 | 0 | 大学院全体の SD 及び FD 活動を推進する組織を置いて教員と事務職員の資質・能力を向上させる研修等を組織的かつ継続的に実施している。 | 3-2 3-3 4-2 4-3 |
| 第 10 条 | \circ | 大学院学則第3条に収容定員を明記している。 | 2-1 |
| 第 11 条 | 0 | 大学院が策定したカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編 成している。 | 3-2 |
| 第 12 条 | 0 | 大学院学則第21条に授業及び研究指導について明記している。 | 2-2 3-2 |
| 第 13 条 | 0 | 研究科の研究指導教員を中心に研究指導を実施している。 | 2-2 |

| | | | 3-2 |
|-----------|---|--|--------------------------|
| 第 14 条 | 0 | 条文が定める特例に対応する制度を設けている。 | 3-2 |
| 第 14 条の 2 | 0 | 全ての授業科目について成績評価基準、授業計画等を示すシラバスを作成し公表している。また、大学院学則第23条に履修すべき単位数、第28条に修了要件を明記している。 | 3-1 |
| 第 15 条 | 0 | 長期にわたる教育課程の履修については大学院学則第 4 条、授業科目の単位は大学院学則第 24 条及び別表第 1、授業期間及び休業日は大学院学則第 6 条と第 7 条、授業の方法は大学院学則第 21 条、単位の認定は大学院学則第 25 条、他の大学院における授業科目の履修等については大学院学則第 26 条、入学前の既修得単位等の認定については大学院学則第 27 条、科目等履修生については大学院学則第 35 条にそれぞれ明記している。授業を行う学生数は教育効果を考慮して設定している。なお、連帯開設科目は設定していないため、該当しない。 | 2-2 2-5 3-1 3-2 |
| 第 16 条 | 0 | 大学院学則第28条に修士課程修了の要件を明記している。 | 3-1 |
| 第 17 条 | _ | 条文が定める課程を設置していないため、該当しない。 | 3-1 |
| 第 19 条 | 0 | 教育研究上必要となる講義室、研究室、実験室等を備えている。 | 2-5 |
| 第 20 条 | 0 | 教育研究上必要となる機械、器具等を備えている。 | 2-5 |
| 第 21 条 | 0 | 附属図書館に教育研究上必要となる資料を整備している。 | 2-5 |
| 第 22 条 | 0 | 教育研究上支障を生じない範囲で学部の施設、設備を共用している。 | 2-5 |
| 第 22 条の 2 | _ | 条文が定める校地を有していないため、該当しない。 | 2-5 |
| 第 22 条の 3 | 0 | 教育研究上の目的達成のために必要な経費を予算化して確保し、 相応しい教育環境を整備している。 | 2-5 4-4 |
| 第 22 条の 4 | 0 | 研究科の名称は教育研究上の目的に照らして相応しい。 | 1-1 |
| 第 23 条 | _ | 条文が定める大学院を設置していないため、該当しない。 | 1-1 1-2 |
| 第 24 条 | _ | 条文が定める大学院を設置していないため、該当しない。 | 2-5 |
| 第 25 条 | _ | 条文が定める課程を置いていないため、該当しない。 | 3-2 |
| 第 26 条 | _ | 条文が定める分野を置いていないため、該当しない。 | 3-2 |
| 第 27 条 | _ | 条文が定める教育を実施していないため、該当しない。 | 3-2 4-2 |
| 第 28 条 | _ | 条文が定める教育を実施していないため、該当しない。 | 2-2 3-1 3-2 |
| 第 29 条 | _ | 条文が定める課程を置いていないため、該当しない。 | 2-5 |
| 第 30 条 | _ | 条文が定める課程を置いていないため、該当しない。 | 2-2 3-2 |
| 第 30 条の 2 | _ | 条文が定める研究科等連係課程実施基本組織を置いていないた め、該当しない。 | 3-2 |
| 第 31 条 | _ | 条文が定める課程を置いていないため、該当しない。 | 3-2 |
| 第 32 条 | _ | 条文が定める課程を置いていないため、該当しない。 | 3-1 |
| 第 33 条 | _ | 条文が定める課程を置いていないため、該当しない。 | 3-1 |
| 第 34 条 | _ | 条文が定める課程を置いていないため、該当しない。 | 2-5 |
| 第 34 条の 2 | _ | 条文が定める工学系の課程を置いていないため、該当しない。 | 3-2 |
| 第 34 条の 3 | _ | 条文が定める工学系の課程を置いていないため、該当しない。 | 4-2 |
| 第 42 条 | _ | 条文が定める課程を置いていないため、該当しない。 | 2-3 |
| 第 43 条 | 0 | 奨学金、学費の分納・延納に関する情報を学生便覧で提供している。 | 2-4 |

| 第 45 条 | 1 | 条文が定める組織を外国に設けていないため、該当しない。 | 1-2 |
|--------|---|-----------------------------|------------|
| 第 46 条 | - | 条文が定める段階的整備には該当しない。 | 2-5 4-2 |

専門職大学院設置基準 「該当なし」

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------------|----------|---------|------------|
| 第1条 | | | 6-2 |
| | | | 6-3 |
| 第2条 | | | 1-2 |
| 第3条 | | | 3-1 |
| 第4条 | | | 3-2 |
| 37 1 70 | | | 4-2 |
| 第5条 | | | 3-2 |
| >10 0 310 | | | 4-2 |
| foto - fr - o | | | 3-2 |
| 第5条の2 | | | 3-3 |
| holes on the | | | 4-2 |
| 第6条 | | | 3-2 |
| 第6条の2 | | | 3-2 |
| 第6条の3 | | | 3-2 |
| 第7条 | | | 2-5 |
| 第8条 | | | 2-2 |
| | | | 3-2 |
| 第9条 | | | 2-2 |
| | | | 3-2 |
| 第 10 条 | | | 3-1 |
| 第 11 条 | | | 3-2 |
| 第 12 条 | | | 3-1 |
| 第 13 条 | | | 3-1 |
| 第 14 条 | | | 3-1 |
| 第 15 条 | | | 3-1 |
| 第 16 条 | | | 3-1 |
| | | | 1-2 2-2 |
| | | | 2-5 |
| 第 17 条 | | | 3-2 |
| | | | 4-2 |
| | | | 4-3 |
| | | | 1-2 |
| 第 18 条 | | | 3-1 |
|)\v == >\v | | | 3-2 |
| 第 19 条 | | | 2-1 |
| 第 20 条 | | | 2-1 |
| 第 21 条 | | | 3-1 |
| 第 22 条 | | | 3-1 |
| 第 23 条 | | | 3-1 |
| 第 24 条 | | | 3-1 |
| 第 25 条 | | | 3-1 |
| | | | 1-2 |
| 第 26 条 | | | 3-1 |
| | | | 3-2 |
| 第 27 条 | | | 3-1 |
| 第 28 条 | | | 3-1 |

| 第 29 条 | | 3-1 |
|---------------|--|-----|
| 第 30 条 | | 3-1 |
| 第 31 条 | | 3-2 |
| 第 32 条 | | 3-2 |
| 第 33 条 | | 3-1 |
| 第 34 条 | | 3-1 |
| 第 42 条 | | 6-2 |
| - 第 42 末 - | | 6-3 |

学位規則 (大学院関係)

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|--------|----------|---|------------|
| 第3条 | 0 | 大学院学則第 28 条及び第 29 条に修了の要件と学位授与について 明記している。 | 3-1 |
| 第4条 | _ | 条文に該当する学位を授与する課程を置いていないため、該当しない。 | 3-1 |
| 第5条 | _ | 条文に該当する方式の学位審査は行っていないため、該当しない。 | 3-1 |
| 第 12 条 | _ | 条文に該当する学位の授与は行っていないため、該当しない。 | 3-1 |

大学通信教育設置基準 「該当なし」

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|--------|----------|---------|------------|
| 第1条 | | | 6-2 6-3 |
| 第2条 | | | 3-2 |
| 第3条 | | | 2-2 3-2 |
| 第4条 | | | 3-2 |
| 第5条 | | | 3-1 |
| 第6条 | | | 3-1 |
| 第7条 | | | 3-1 |
| 第8条 | | | 3-2 4-2 |
| 第9条 | | | 2-5 |
| 第 10 条 | | | 2-5 |
| 第 11 条 | | | 2-2 3-2 |
| 第 13 条 | | | 6-2 6-3 |

^{※「}遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「〇」「×」で記載し、該当しない場合は「一」で記載すること。

^{※「}遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

[※]大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅷ. エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

| コード | タイトル | 備考 |
|----------|-----------------------------------|----|
| 【共通基礎】 | 認証評価共通基礎データ | |
| 【表 F-1】 | 理事長名、学長名等 | |
| 【表 F-2】 | 附属校及び併設校、附属機関の概要 | |
| 【表 F-3】 | 外部評価の実施概要 | |
| 【表 2-1】 | 学部、学科別在籍者数(過去5年間) | |
| 【表 2-2】 | 研究科、専攻別在籍者数(過去3年間) | |
| 【表 2-3】 | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去3年間) | |
| 【表 2-4】 | 就職相談室等の状況 | |
| 【表 2-5】 | 就職の状況(過去3年間) | |
| 【表 2-6】 | 卒業後の進路先の状況(前年度実績) | |
| 【表 2-7】 | 大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績) | |
| 【表 2-8】 | 学生の課外活動への支援状況(前年度実績) | |
| 【表 2-9】 | 学生相談室、保健室等の状況 | |
| 【表 2-10】 | 附属施設の概要(図書館除く) | |
| 【表 2-11】 | 図書館の開館状況 | |
| 【表 2-12】 | 情報センター等の状況 | |
| 【表 3-1】 | 授業科目の概要 | |
| 【表 3-2】 | 成績評価基準 | |
| 【表 3-3】 | 修得単位状況(前年度実績) | |
| 【表 3-4】 | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数) | |
| 【表 4-1】 | 学部、学科の開設授業科目における専兼比率 | |
| 【表 4-2】 | 職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別) | |
| 【表 5-1】 | 財務情報の公表(前年度実績) | |
| 【表 5-2】 | 事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの) | |
| 【表 5-3】 | 事業活動収支計算書関係比率(大学単独) | |
| 【表 5-4】 | 貸借対照表関係比率(法人全体のもの) | |
| 【表 5-5】 | 要積立額に対する金融資産の状況 (法人全体のもの) (過去5年間) | |

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

| コード | タイトル | |
|------------|--------------------------|----|
| 7-7 | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 【資料 F-1】 | 寄附行為 (紙媒体) | |
| 【資料 F-1-1】 | 関西医療学園 寄附行為 | |
| 【資料 F-1-2】 | 関西医療学園 寄附行為施行細則 | |
| 【資料 F-2】 | 大学案内 | |
| 【資料 F-2-1】 | 関西医療大学 CAMPUS GUIDE 2024 | |
| 【資料 F-2-2】 | 関西医療大学大学院 学校案内 2024 | |
| 【資料 F-3】 | 大学学則、大学院学則(紙媒体) | |
| 【資料 F-3-1】 | 関西医療大学 学則 | |
| 【資料 F-3-2】 | 関西医療大学大学院 学則 | |
| 【資料 F-4】 | 学生募集要項、入学者選抜要綱 | |
| 【資料 F-4-1】 | 関西医療大学 2023 年度 入学試験要項 | |

| 【資料 F-4-2】 | 関西医療大学大学院 2023 年度 入学試験要項 | |
|-----------------|--|-----------------------------------|
| 【資料 F-5】 | 学生便覧 | |
| 【資料 F-5-1】 | 関西医療大学 2023 年度 学生便覧 | |
| 【資料 F-5-2】 | 関西医療大学大学院 2023 年度 学生便覧 | |
| 『 次小『 C】 | 事業計画書 | |
| 【資料 F-6】 | 令和5年度 事業計画書 | |
| 【資料 F-7】 | 事業報告書 | |
| 【貝科「一/】 | 令和 4 年度 事業報告書 | |
| 【資料 F-8】 | アクセスマップ、キャンパスマップなど | |
| 【資料 F-8-1】 | 大学ホームページ(学校案内>交通アクセス) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/info/access/ | |
| 【資料 F-8-2】 | 関西医療大学 FLOOR MAP | |
| 【資料 F-9】 | 法人及び大学の規定一覧及び規定集(電子データ) | T |
| 【資料 F-9-1】 | 関西医療学園 規程一覧 | |
| 【資料 F-9-2】 | 関西医療学園 規程集(電子データ) | |
| 【資料 F-9-3】 | 関西医療大学 規程一覧 | |
| 【資料 F-9-4】 | 関西医療大学 規程集(電子データ) | 五 数日人。 公 七 左 |
| 【資料 F-10】 | 理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、 状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料 | 評議員会の前年度開催 |
| 【資料 F-10-1】 | 令和5年度 役員(理事、監事)、評議員の名簿 | |
| 【資料 F-10-2】 | 令和4年度 理事会・評議員会の開催状況と出席状況 | |
| 【資料 F-11】 | 決算等の計算書類(過去5年間)及び監事監査報告書(過去5年間) | 引) |
| 【資料 F-11-1】 | 関西医療学園 決算等の計算書類(過去5年間) | |
| 【資料 F-11-2】 | 監事監査報告書(過去5年間) | |
| 【資料 F-12】 | 履修要項、シラバス(電子データ) | |
| 【資料 F-12-1】 | 令和5年度 シラバス (保健医療学部はり灸・スポーツトレーナー学科) | |
| 【資料 F-12-2】 | 令和5年度 シラバス (保健医療学部理学療法学科) | |
| 【資料 F-12-3】 | 令和5年度 シラバス (保健医療学部作業療法学科) | |
| 【資料 F-12-4】 | 令和5年度 シラバス (保健医療学部ヘルスプロモーション整復学科) | |
| 【資料 F-12-5】 | 令和5年度 シラバス (保健医療学部臨床検査学科) | |
| 【資料 F-12-6】 | 令和5年度 シラバス (保健看護学部保健看護学科) | |
| 【資料 F-12-7】 | 令和5年度 シラバス (大学院保健医療学研究科) | |
| 【資料 F-13】 | 三つのポリシー一覧 (策定単位ごと) | T |
| 【資料 F-13-1】 | 関西医療大学 3 つのポリシー (大学) | |
| 【資料 F-13-2】 | 関西医療大学 3 つのポリシー (学部) | |
| 【資料 F-13-3】 | 関西医療大学 3 つのポリシー (学科) | |
| 【資料 F-13-4】 | 関西医療大学大学院 3 つのポリシー | |
| 【資料 F-14】 | 設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの) | (該当なし) |
| 【資料 F-15】 | 認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの) | |

基準 1. 使命•目的等

| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
|-------------|---|---------------|
| 1-1. 使命•目的及 | なび教育目的の設定 | |
| 【資料 1-1-1】 | 関西医療大学 学則 | 【資料 F-3-1】と同じ |
| 【資料 1-1-2】 | 関西医療大学 大学院学則 | 【資料 F-3-2】と同じ |
| 【資料 1-1-3】 | 大学ホームページ(学校案内>情報開示>基本情報>教育研究 上の情報>教育研究上の目的) https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile01.php | |
| 【資料 1-1-4】 | 関西医療大学 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-1】と同じ |
| 【資料 1-1-5】 | 関西医療大学大学院 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-2】と同じ |

| 【資料 1-1-6】 | 関西医療大学 3 つのポリシー (大学) | 【資料 F-13-1】と同じ |
|-------------|--|---------------------|
| 【資料 1-1-7】 | 関西医療大学 3 つのポリシー (学部) | 【資料 F-13-2】と同じ |
| 【資料 1-1-8】 | 関西医療大学3つのポリシー(学科) | 【資料 F-13-3】と同じ |
| 【資料 1-1-9】 | 関西医療大学大学院 3 つのポリシー | 【資料 F-13-4】と同じ |
| | 大学ホームページ(学校案内>関西医療大学の歴史) | |
| 【資料 1-1-10】 | https://www.kansai.ac.jp/info/history/ | |
| 【資料 1-1-11】 | 関西鍼灸大学鍼灸学部の名称の変更について(届出) | |
| | 関西医療大学 学部等設置届出書(理学療法学科、ヘルスプロモ | |
| 【資料 1-1-12】 | ーション整復学科、保健看護学科、臨床検査学科、作業療法学 | |
| | 科) /大学院設置認可書 | |
| 【資料 1-1-13】 | 関西鍼灸大学 収容定員の増加に係る学則の変更認可書 | |
| 【資料 1-1-14】 | 関西医療大学大学院 保健医療学研究科保健医療学専攻設置届 | |
| 1301111111 | | |
| 【資料 1-1-15】 | 関西医療大学保健看護学部保健看護学科の学則(教育課程)の変更に係る承認書 | |
| | 変更に係る単語音 臨床検査技師等に関する法律施行令第 18 条第 4 号に定める厚 | |
| 【資料 1-1-16】 | 生労働大臣の指定する科目について(回答) | |
| 【資料 1-1-17】 | 関西医療大学の学則の一部変更について(届出) | |
| 1-2. 使命•目的及 | - とび教育目的の反映 | |
| 【資料 1-2-1】 | 関西医療大学 クレド (令和4年4月改訂版) | |
| 【資料 1-2-2】 | 第 157 回大学院教授会議事録(令和 4 年 10 月 20 日開催) | |
| 【資料 1-2-3】 | 第 98 回大学運営会議議事録(令和 4 年 11 月 10 日開催) | |
| 【資料 1-2-4】 | 第99回大学運営会議議事録(令和4年11月24日開催) | |
| 【資料 1-2-5】 | 学園運営会議議事録(令和4年11月15日開催) | |
| 【資料 1-2-6】 | 関西医療学園 評議員会議事録(令和4年12月17日開催) | |
| 【資料 1-2-7】 | 関西医療学園 理事会議事録(令和4年12月17日開催) | |
| 【資料 1-2-8】 | 事務連絡 No.333 (令和 5 年 1 月 1 日発行) | |
| | 大学ホームページ (学校案内>建学の精神) | |
| 【資料 1-2-9】 | https://www.kansai.ac.jp/info/spirit/ | |
| | 大学ホームページ(学校案内>情報開示>基本情報>教育研究 | |
| 【資料 1-2-10】 | 上の情報>教育研究上の目的) | 【資料 1-1-3】と同じ |
| | https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile01.php | |
| 【資料 1-2-11】 | 大学ホームページ(学校案内>3 つのポリシー) https://www.kansai.ac.jp/info/policy/ | |
| 【資料 1-2-12】 | 関西医療大学 CAMPUS GUIDE 2024 | 【資料 F-2-1】と同じ |
| 【資料 1-2-13】 | 関西医療大学大学院 学校案内 2024 | 【資料 F-2-2】と同じ |
| 【資料 1-2-14】 | 関西医療大学 2023 年度 入学試験要項 | 【資料 F-4-1】と同じ |
| 【資料 1-2-15】 | 関西医療大学 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-1】と同じ |
| 【資料 1-2-16】 | 関西医療大学大学院 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-2】と同じ |
| 【資料 1-2-17】 | 関西医療学園 中期計画 (2023~2027 年度) | |
| 【資料 1-2-18】 | 第102回大学運営会議議事録(令和5年1月12日開催) | |
| 【資料 1-2-19】 | 第103回大学運営会議議事録(令和5年1月26日開催) | |
| 【資料 1-2-20】 | 第104回大学運営会議議事録(令和5年2月9日開催) | |
| 【資料 1-2-21】 | 関西医療学園 評議員会議事録(令和5年3月25日開催) | |
| 【資料 1-2-22】 | 関西医療学園 理事会議事録(令和5年3月25日開催) | |
| 【資料 1-2-23】 | 関西医療大学 3つのポリシー (大学) | 【資料 F-13-1】と同じ |
| 【資料 1-2-24】 | 関西医療大学 3 つのポリシー (学部) | 【資料 F-13-2】と同じ |
| 【資料 1-2-25】 | 関西医療大学 3 つのポリシー (学科) | 【資料 F-13-3】と同じ |
| 【資料 1-2-26】 | 関西医療大学大学院3つのポリシー | 【資料 F-13-4】と同じ |
| | 2022 年度 関西医療大学 3 つのポリシーに関する外部評価報告 | L 具付 F 10 4 C 円 し |
| 【資料 1-2-27】 | 2022 年度 関西医療人子 3、200かりシーに関する外部計価報告書 | |
| | I H | 1 |

| 【資料 1-2-28】 | 関西医療学園 寄附行為 | 【資料 F-1-1】と同じ |
|-------------|---------------------|---------------|
| 【資料 1-2-29】 | 関西医療大学 学則 | 【資料 F-3-1】と同じ |
| 【資料 1-2-30】 | 関西医療大学 大学院学則 | 【資料 F-3-2】と同じ |
| 【資料 1-2-31】 | 学科設置時における養成学校の指定認可書 | |

基準 2. 学生

| | 基準項目 | |
|-------------|--|------------------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 2-1. 学生の受入∤ | l | |
| 【資料 2-1-1】 | 関西医療大学 学則 | 【資料 F-3-1】と同じ |
| 【資料 2-1-2】 | 関西医療大学 大学院学則 | 【資料 F-3-2】と同じ |
| 【資料 2-1-3】 | 関西医療大学 大学の3つのポリシー | 【資料 F-13-1】と同じ |
| 【資料 2-1-4】 | 関西医療大学 学部の3つのポリシー | 【資料 F-13-2】と同じ |
| 【資料 2-1-5】 | 関西医療大学 学科の3つのポリシー | 【資料 F-13-3】と同じ |
| 【資料 2-1-6】 | 関西医療大学大学院 3 つのポリシー | 【資料 F-13-4】と同じ |
| 【資料 2-1-7】 | 関西医療大学 CAMPUS GUIDE 2024 | 【資料 F-2-1】と同じ |
| 【資料 2-1-8】 | 関西医療大学大学院 学校案内 2024 | 【資料 F-2-2】と同じ |
| 【資料 2-1-9】 | 関西医療大学 2023 年度入学試験要項 | 【資料 F-4-1】と同じ |
| 【資料 2-1-10】 | 関西医療大学大学院 2023 年度入学試験要項 | 【資料 F-4-2】と同じ |
| 【資料 2-1-11】 | 大学ホームページ(学校案内>3 つのポリシー) https://www.kansai.ac.jp/info/policy/ | 【資料 1-2-11】と同じ |
| 【資料 2-1-12】 | 令和4年度 オープンキャンパス実施計画書 | |
| 【資料 2-1-13】 | 令和4年度 高校訪問・進学イベント参加状況 | |
| 【資料 2-1-14】 | 関西医療大学 Style K News Letter | |
| 【資料 2-1-15】 | 関西医療大学 Style K(高校版)No.44~No.47 | |
| 【資料 2-1-16】 | 関西医療大学 First Step | |
| 【資料 2-1-17】 | 関西医療大学 Style K(合格者版) | |
| 【資料 2-1-18】 | 関西医療大学 アドミッションセンター規程 | |
| 【資料 2-1-19】 | 第55回一般・推薦型選抜部会議事録(令和4年3月3日開催) | |
| 【資料 2-1-20】 | 第 56 回一般・推薦型選抜部会議事録(令和 4 年 5 月 24 日開催) | |
| 【資料 2-1-21】 | 第 57 回一般・推薦型選抜部会議事録(令和 4 年 6 月 14 日開催) | |
| 【資料 2-1-22】 | 関西医療大学 入学選考委員会規程 | |
| 【資料 2-1-23】 | 進路決定プロセスに関する新入生アンケート 2022 | |
| 【資料 2-1-24】 | 入学者アンケート結果からみるアドミッション・ポリシー浸透 度の変化 | |
| 【資料 2-1-25】 | 入学定員充足率の推移(過去 5 年間) | 【共通基礎データ様式・ 様式2】と同じ |
| 【資料 2-1-26】 | 学部、学科別在籍者数(過去5年間) | 【表 2-1】と同じ |
| 【資料 2-1-27】 | 研究科、専攻別在籍者数(過去3年間) | 【表 2-2】と同じ |
| 【資料 2-1-28】 | 学園運営会議議事録(令和4年9月29日開催) | |
| 【資料 2-1-29】 | 第 141 回将来構想検討委員会議事録(令和 4 年 11 月 1 日開 催) | |
| 【資料 2-1-30】 | 第 142 回将来構想検討委員会議事録(令和 4 年 11 月 17 日開催) | |
| 【資料 2-1-31】 | 第 143 回将来構想検討委員会議事録(令和 4 年 12 月 15 日開催) | |
| 【資料 2-1-32】 | 第 58 回一般・推薦型選抜部会議事録(令和 4 年 12 月 22 日開催) | |
| 【資料 2-1-33】 | 第 102 回大学運営会議議事録(令和 5 年 1 月 12 日開催) | 【資料 1-2-18】と同じ |

| F Martin O 4 O 4 N | 然 = 2 □ 土担地 A 米 + 2 | |
|--------------------|--|-------------------------------|
| 【資料 2-1-34】 | 第73回広報部会議事録(令和4年12月5日開催) | |
| 2-2. 学修支援 | T | <u> </u> |
| 【資料 2-2-1】 | 令和5年度 クラス担任(担任補助)一覧 | |
| 【資料 2-2-2】 | 学修に関するアンケート(設問) | |
| 【資料 2-2-3】 | クラス担任カード | |
| 【資料 2-2-4】 | 令和5年度 シラバス | 【資料 F-12-1】~【資料 F-12-6】と同じ |
| 【資料 2-2-5】 | 関西医療大学 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-1】と同じ |
| 【資料 2-2-6】 | 関西医療大学大学院 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-2】と同じ |
| 【資料 2-2-7】 | 令和 4 年度 教育懇談会開催案内通知 | |
| 【資料 2-2-8】 | 第237回学生生活委員会議事録(令和4年6月15日開催) | |
| 【資料 2-2-9】 | 2022 年度 教育懇談会実施報告書 | |
| 【資料 2-2-10】 | 関西医療大学 障がい学生支援委員会規程 | |
| 【資料 2-2-11】 | 関西医療大学 教育研究・学修支援センター規程 | |
| 【資料 2-2-12】 | 第99回大学運営会議議事録(令和4年11月24日開催) | 【資料 1-2-4】と同じ |
| 【資料 2-2-13】 | 学籍異動に関する面談報告書 | |
| 【資料 2-2-14】 | 理由別退学状況(過去5年間) | |
| 【資料 2-2-15】 | 2023年度 関西医療大学学籍状況(2023年5月1日時点) | |
| 【資料 2-2-16】 | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去3年間) | 【表 2-3】と同じ |
| 【資料 2-2-17】 | 関西医療大学 履修および試験等に関する規程(保健医療学部) | |
| 【資料 2-2-18】 | 関西医療大学 履修および試験等に関する規程(保健看護学部) | |
| 【資料 2-2-19】 | 成績不良者及び留年者等に対する対応について | |
| 【資料 2-2-20】 | 関西医療大学 ティーチング・アシスタント規程 | |
| 【資料 2-2-21】 | 関西医療大学 ティーチング・アシスタント募集通知 | |
| 【資料 2-2-22】 | 関西医療大学 ティーチング・アシスタント (TA) 研修用資料 | |
| 2-3. キャリア支持 | | |
| 【資料 2-3-1】 | 関西医療大学 学則 | 【資料 F-3-1】と同じ |
| 【資料 2-3-2】 | 関西医療大学 職業紹介業務取扱規程 | |
| 【資料 2-3-3】 | 関西医療大学 キャリア支援委員会規程 | |
| 【資料 2-3-4】 | キャリア支援イベントの概要 | |
| 【資料 2-3-5】 | 令和4年度 キャリア支援イベント実施状況 | |
| 【資料 2-3-6】 | 就職相談室等の状況 | 【表 2-4】と同じ |
| 【資料 2-3-7】 | 令和5年度 正課内におけるキャリア教育科目一覧 | |
| 【資料 2-3-8】 | キャリア教育科目におけるキャリア形成目標 | |
| 【資料 2-3-9】 | 就職の状況(過去3年間) | 【表 2-5】と同じ |
| 【資料 2-3-10】 | 卒業後の進路先の状況(前年度実績) | 【表 2-6】と同じ |
| 223.1. | 大学ホームページ(就職・資格>就職・資格取得の実績>就職・ | |
| 【資料 2-3-11】 | 進路データ) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/job_career/results/career_course/ | |
| 2-4. 学生サービス | ζ | |
| 【資料 2-4-1】 | 関西医療大学 学生生活委員会規程 | |
| 【資料 2-4-2】 | 令和 4 年度 拡大学生生活委員会議事録(令和 4 年 9 月 12 日 開催) | |
| 【資料 2-4-3】 | 令和5年度 新入生オリエンテーション実施内容 | |
| 【資料 2-4-4】 | 関西医療学園 学費減免規程 | |
| 【資料 2-4-5】 | 関西医療学園 貸与奨学金規程 | |
| 【資料 2-4-6】 | 関西医療学園 給付奨学金規程 | |
| 【資料 2-4-7】 | 関西医療大学 特待生規程 | |
| 【資料 2-4-8】 | 関西医療学園 非常災害被災者等に対する学費減免に関する規程 | |

| 【資料 2-4-9】 | 関西医療大学 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-1】と同じ |
|---------------------|--|------------------------|
| 【資料 2-4-10】 | 関西医療大学大学院 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-2】と同じ |
| 【資料 2-4-11】 | 関西医療大学 特待生の選考基準・採用数・公表に関する内規 | |
| 【資料 2-4-12】 | 大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度 実績) | 【表 2-7】と同じ |
| 【資料 2-4-13】 | 関西医療大学 車両通学に関する規程 | |
| 【資料 2-4-14】 | 学生相談室、保健室等の状況 | 【表 2-9】と同じ |
| 【資料 2-4-15】 | 関西医療大学 学生相談室規程 | |
| 【資料 2-4-16】 | 関西医療大学 カウンセリングルーム規程 | |
| 【資料 2-4-17】 | 令和5年度 カウンセリングルーム利用案内パンフレット | |
| 【資料 2-4-18】 | カウンセリングルーム秋のプチイベント (お知らせ) | |
| 【資料 2-4-19】 | カウンセリングルームだより (令和4年4月号) | |
| 【資料 2-4-20】 | 令和4年度 学生相談室・カウンセリングルーム利用状況 | |
| 【資料 2-4-21】 | 令和 4 年度 保健室利用状況 | |
| | 大学ホームページ(学生生活>学生生活の情報>学内全面禁 | |
| 【資料 2-4-22】 | 煙) https://www.kansai.ac.jp/life/studentslife_info/ | |
| | no-smoking.php | |
| 【資料 2-4-23】 | 関西医療大学 学生規程 | |
| 【資料 2-4-24】 | 関西医療大学 団体設立等細則 | |
| 【資料 2-4-25】 | 学生の課外活動への支援状況(前年度実績) | 【表 2-8】と同じ |
| 【資料 2-4-26】 | 大学ホームページ(学生生活>クラブ・サークル活動) https://www.kansai.ac.jp/life/activities/ | |
| 【資料 2-4-27】 | 令和 5 年度 おたすけ隊活動報告書 | |
| 2-5. 学修環境の整 | | |
| 【資料 2-5-1】 | 大学の校地・校舎の面積 | 【共通基礎データ様式・ 様式1】と同じ |
| 【資料 2-5-2】 | 大学ホームページ(学校案内>交通アクセス) https://www.kansai.ac.jp/info/access/ | 【資料 F-8-1】と同じ |
| 【資料 2-5-3】 | 関西医療大学 FLOOR MAP | 【資料 F-8-2】と同じ |
| 【資料 2-5-4】 | 関西医療大学 学則 | 【資料 F-3-1】と同じ |
| 【資料 2-5-5】 | 関西医療大学 附属図書館規程 | TRATION CINO |
| 【資料 2-5-6】 | 附属図書館・図書館資料等 | 【共通基礎データ様式・ 様式1】と同じ |
| 【資料 2-5-7】 | 図書館の開館状況 | 【表 2-11】と同じ |
| 【資料 2-5-8】 | 令和 5 年度 図書館の資料数 | 【共通基礎データ様式・ 様式1】と同じ |
| 【資料 2-5-9】 | 関西医療大学 附属保健医療施設規程 | コポナリエ』 C 円 し |
| 【資料 2-5-10】 | 附属施設の概要(図書館除く) | 【表 F-2】と同じ |
| IATIE V IVI | 大学ホームページ(学校案内>情報開示>基本情報>教育研究 | |
| 『 次州 0 E 11】 | 上の情報>校地・校舎等の施設設備) | |
| 【資料 2-5-11】 | https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/ | |
| | 20210501kyanpasunogaiyou.pdf | |
| 【資料 2-5-12】 | 大学ホームページ (図書館>新着情報>特別資料展示会のお知らせ) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/library/topics/63 | |
| 【資料 2-5-13】 | 附属図書館で取扱う文献検索データベース一覧 | |
| 【資料 2-5-14】 | 関西医療大学 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-1】と同じ |
| 【資料 2-5-15】 | | |
| | 関西医療大学大学院 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-2】と同じ |
| 【資料 2-5-16】 | 関西医療大学大学院 2023 年度 学生便覧 附属図書館利用状況 (過去 4 年間) | 【貸科 F-5-2】と回し |

| 【資料 2-5-18】 | 科目の履修人数一覧(令和4年度後期/令和5年度前期) | |
|-------------|--|----------------|
| 2-6. 学生の意見・ | 要望への対応 | |
| 【資料 2-6-1】 | 令和5年度 クラス担任(担任補助)一覧 | 【資料 2-2-1】と同じ |
| 【資料 2-6-2】 | 第2回「学生のご意見聞かせてください会」報告(令和4年9 月12日開催) | |
| 【資料 2-6-3】 | 第96回大学運営会議議事録(令和4年9月22日開催) | |
| 【資料 2-6-4】 | 学修に関するアンケート (設問) | 【資料 2-2-2】と同じ |
| 【資料 2-6-5】 | 大学ホームページ (ニュース一覧>新着情報>新型コロナウイルス関連) 令和 2 年度「学修に関するアンケート」結果(自由記述) 及び大学からの回答について (ご報告)(令和 2 年 9 月 25 日) https://www.kansai.ac.jp/topics/covid-19/130 | |
| 【資料 2-6-6】 | 大学ホームページ (学校案内>情報開示>修学上の情報>学修 に関するアセスメント・アンケート調査結果) https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile04.php | |
| 【資料 2-6-7】 | 授業評価/満足度評価アンケート集計結果 (開示例) | |
| 【資料 2-6-8】 | 令和4年度 授業評価/満足度評価アンケート集計結果 | |
| 【資料 2-6-9】 | 第99回大学運営会議議事録(令和4年11月24日開催) | 【資料 1-2-4】と同じ |
| 【資料 2-6-10】 | 第 105 回大学運営会議議事録(令和 5 年 2 月 21 日開催) | |
| 【資料 2-6-11】 | 学生生活に関するアンケート (設問) | |
| 【資料 2-6-12】 | 2022 年度 学生生活に関するアンケート集計結果 (選択式回答のみ) | |
| 【資料 2-6-13】 | 第 244 回学生生活委員会議事録(令和 5 年 1 月 30 日開催) | |
| 【資料 2-6-14】 | 第 100 回大学運営会議議事録(令和 4 年 12 月 8 日開催) | |
| 【資料 2-6-15】 | 第 137 回教務調整会議議事録(令和 5 年 1 月 12 日開催) | |
| 【資料 2-6-16】 | 第 102 回大学運営会議議事録(令和 5 年 1 月 12 日開催) | 【資料 1-2-18】と同じ |
| 【資料 2-6-17】 | 第90回大学運営会議議事録(令和4年6月9日開催) | |
| 【資料 2-6-18】 | 2023年度 学生相談記録に関するお願い | |
| 【資料 2-6-19】 | 学生相談記録(入力フォーム) | |
| 【資料 2-6-20】 | 第106回大学運営会議議事録(令和5年3月9日開催) | |
| 【資料 2-6-21】 | 令和元(2019)年度 本学の教育研究に関する学生満足度調査報 告書 | |
| 【資料 2-6-22】 | 第55回大学運営会議議事録(令和2年2月27日開催) | |
| 【資料 2-6-23】 | 事務調整会議議事録(令和5年1月10日開催) | |

基準 3. 教育課程

| 基準項目 | | |
|-------------|---|----------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 3-1. 単位認定、卒 | ^医 業認定、修了認定 | |
| 【資料 3-1-1】 | 大学ホームページ(学校案内>3つのポリシー) | 【資料 1-2-11】と同じ |
| 【貝介 0 1 1】 | https://www.kansai.ac.jp/info/policy/ | 【真相 12 11】と同じ |
| 【資料 3-1-2】 | 関西医療大学 学則 | 【資料 F-3-1】と同じ |
| 【資料 3-1-3】 | 関西医療大学 大学院学則 | 【資料 F-3-2】と同じ |
| 【資料 3-1-4】 | 関西医療大学 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-1】と同じ |
| 【資料 3-1-5】 | 関西医療大学大学院 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-2】と同じ |
| | 大学ホームページ(学部・大学院>学修のしくみ>8つのコン | |
| 【資料 3-1-6】 | ピテンシー) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/course/structure/competencies/ | |
| 【資料 3-1-7】 | 各学科・研究科のカリキュラム・マトリクス | |
| 【資料 3-1-8】 | 成績評価基準 | 【表 3-2】と同じ |
| 【資料 3-1-9】 | 関西医療大学 履修および試験等に関する規程(保健医療学部) | 【資料 2-2-17】と同じ |
| 【資料 3-1-10】 | 関西医療大学 履修および試験等に関する規程(保健看護学部) | 【資料 2-2-18】と同じ |

| 【資料 3-1-11】 | 関西医療大学 大学院履修および試験等に関する規程 | |
|------------------------------|--|-------------------------------|
| 【貝科 5-1-11】 | 大学ホームページ(学校案内>情報開示>修学上の情報>学修 | |
| 【資料 3-1-12】 | の成果に係る評価の基準) | |
| L Q 1 ⁻¹ O 1 12 I | https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile04.php | |
| 【資料 3-1-13】 | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数) | 【表 3-4】と同じ |
| 【資料 3-1-14】 | 関西医療大学 履修および試験等に関する規程施行細則 | |
| 【資料 3-1-15】 | 令和5年度 保護者説明会配付資料 | |
| 【資料 3-1-16】 | 関西医療大学 学位規程 | |
| 【資料 3-1-17】 | 関西医療大学 学位(修士)論文に係る評価基準 | |
| 【具作10117】 | 大学ホームページ(学校案内>情報開示>基本情報>授業・評 | |
| 【資料 3-1-18】 | 価に関する情報>学位(修士)論文審査基準) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/info/release/basic.php | |
| 【資料 3-1-19】 | 令和5年度 学年暦・学事日程 | |
| 【資料 3-1-20】 | 令和5年度 シラバス | 【資料 F-12-1】~【資料 F-12-7】と同じ |
| 【資料 3-1-21】 | 関西医療大学 教務委員会規程 | - |
| | 第 264 回はり灸・スポーツトレーナー学科教務委員会議事録 | |
| 【資料 3-1-22】 | (令和5年2月9日開催) | |
| 【資料 3-1-23】 | 第 196 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 2 月 9 日 開催) | |
| 『次小〇 1 04】 | 第 43 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 2 月 9 日開 | |
| 【資料 3-1-24】 | 催) | |
| Franki o d of T | 第 173 回ヘルスプロモーション整復療法学科教務委員会議事 | |
| 【資料 3-1-25】 | 録(令和5年2月9日開催) | |
| Fizzald O 1 OOT | 第93回臨床検査学科教務委員会議事録(令和5年2月10日 | |
| 【資料 3-1-26】 | 開催) | |
| 【資料 3-1-27】 | 第 207 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 5 年 2 月 9 日 開催) | |
| 【資料 3-1-28】 | 第 218 回保健医療学部教授会議事録(令和 5 年 3 月 16 日開 | |
| | 催) 第 1 7 0 同归牌手进兴切料板入港車兒(入和 7 万 0 日 1 0 日間 | |
| 【資料 3-1-29】 | 第 152 回保健看護学部教授会議事録(令和 5 年 3 月 16 日開 催) | |
| 【資料 3-1-30】 | 第 107 回大学運営会議議事録(令和 5 年 3 月 23 日開催) | |
| 【資料 3-1-31】 | 令和4年度 学部学生の単位取得率・成績評価率 | |
| 【資料 3-1-32】 | 令和4年度 学部学生の進級 (卒業) 率・留年率・退学率 | |
| 【資料 3-1-33】 | 第162回大学院教授会議事録(令和5年3月16日開催) | |
| | 第263回はり灸・スポーツトレーナー学科教務委員会議事録 | |
| 【資料 3-1-34】 | (令和5年1月26日開催) | |
| 『次小〇10□ | 第206回保健看護学科教務委員会議事録(令和5年2月2日 | |
| 【資料 3-1-35】 | 開催) | |
| 【資料 3-1-36】 | 第 217 回保健医療学部教授会議事録(令和 5 年 2 月 16 日開 | |
| 1947 0 1 00J | 催) | |
| 【資料 3-1-37】 | 第 151 回保健看護学部教授会議事録(令和 5 年 2 月 16 日開催) | |
| 【資料 3-1-38】 | 第 105 回大学運営会議議事録(令和 5 年 2 月 21 日開催) | 【資料 2-6-10】と同じ |
| 【資料 3-1-39】 | 第 161 回大学院教授会議事録(令和 5 年 2 月 16 日開催) | |
| 3-2. 教育課程及び | 『教授方法 | |
| 【資料 3-2-1】 | 関西医療大学 学則 | 【資料 F-3-1】と同じ |
| 【資料 3-2-2】 | 関西医療大学 大学院学則 | 【資料 F-3-2】と同じ |
| 【資料 3-2-3】 | 大学ホームページ (学校案内>3つのポリシー) | 【資料 1-2-11】と同じ |
| | https://www.kansai.ac.jp/info/policy/ 関西医療士学 2022 年度 学片便監 | |
| 【資料 3-2-4】 | 関西医療大学 2023 年度 学生便覧 | 【資料 F-5-1】と同じ |

| | 各学科・研究科のカリキュラム・マップ 大学ホームページ (学部・大学院>学修のしくみ/カリキュラム・マップ) | |
|--------------|---|-------------------------------|
| | | |
| 【資料 3-2-7】 | 1 | |
| | ム・マップ) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/course/structure/curriculum/ | |
| 【資料 3-2-8】 | 第 127 回大学院教授会議事録(令和元年 11 月 21 日開催) | |
| | 第 52 回大学運営会議議事録(令和元年 11 月 28 日開催) | |
| | 関西医療大学 教養教育科目の編成方針 | |
| 【資料 3-2-11】 | 大学ホームページ (学部・大学院>関西医療大学の学びの特色) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/course/learning/ | |
| | 各学科・研究科の科目ナンバリング一覧 | |
| | 保健医療学研究科保健医療学専攻履修モデル | |
| 【資料 3-2-14】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) | |
| 【谷楽に7-7-151 | 第 170 回ヘルスプロモーション整復学科教務委員会議事録 (令和 4 年 11 月 9 日開催) | |
| 【首料 3-7-16】 | 第 202 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日 開催) | |
| 【資料 3-7-1/1 | 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日 開催) | |
| 【音楽』 (-/- X] | 第 91 回臨床検査学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 11 日 開催) | |
| 【資料 3-2-19】 | 第 260 回はり灸・スポーツトレーナー学科教務委員会議事録 (令和 4 年 11 月 15 日開催) | |
| 【省料 3-7-70】 | 第 41 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 1 月 12 日 開催) | |
| 【省料 3-7-71】 | 第 196 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 2 月 9 日 開催) | 【資料 3-1-23】と同じ |
| 【資料 3-2-22】 | 第 262 回はり灸・スポーツトレーナー学科教務委員会議事録 (令和 4 年 12 月 27 日開催) | |
| 「首本」 バーノーノバー | 関西医療大学保健看護学部保健看護学科の学則(教育課程)の 変更に係る承認書 | 【資料 1-1-15】と同じ |
| 【資料】3-7-741 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第 18 条第 4 号に定める厚 生労働大臣の指定する科目について(回答) | 【資料 1-1-16】と同じ |
| 【資料 3-2-25】 | 教育課程の変更に係る承認書 | |
| 【資料 3-2-26】 | 令和5年度 シラバス | 【資料 F-12-1】~【資料 F-12-7】と同じ |
| 【資料 3-2-27】 | 大学ホームページ(学部・大学院>学修のしくみ>シラバス検索) https://www.kansai.ac.jp/course/structure/syllabus/ | |
| 【資料 3-2-28】 | 関西医療大学 授業概要(シラバス)作成に関する内規 | |
| 【資料 3-2-29】 | 関西医療大学 授業概要(シラバス)作成手引き | |
| 【資料 3-2-30】 | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数) | 【表 3-4】と同じ |
| 【資料 3-2-31】 | 関西医療大学 履修および試験等に関する規程(保健医療学部) | 【資料 2-2-17】と同じ |
| 【資料 3-2-32】 | 関西医療大学 履修および試験等に関する規程(保健看護学部) | 【資料 2-2-18】と同じ |
| 【資料 3-2-33】 | 修得単位状況(前年度実績) | 【表 3-3】と同じ |
| 【資料 3-2-34】 | 関西医療大学 教務調整会議規程 | |
| 【資料 3-2-35】 | 第136回教務調整会議議事録(令和4年12月1日開催) | |
| 【資料 3-2-36】 | 第138回教務調整会議議事録(令和5年2月2日開催) | |
| 【資料 3-2-37】 | 関西医療大学 FD 推進委員会規程 | |
| 【資料 3-2-38】 | 令和4年度 アクティブ・ラーニング実施状況 | |
| 3-3. 学修成果の点 | 検・評価 | |

| | 1 " 2 | |
|---|--|----------------|
| 『 次小小 0 0 1 】 | 大学ホームページ(学部・大学院>学修のしくみ>学修成果の | |
| 【資料 3-3-1】 | 可視化) | |
| 『次州220】 | https://www.kansai.ac.jp/course/structure/visualization/ | |
| 【資料 3-3-2】 | 関西医療大学 アセスメント・プラン | |
| 【資料 3-3-3】 | 第94回大学運営会議議事録(令和4年8月18日開催) | |
| 【資料 3-3-4】 | 進路決定プロセスに関する新入生アンケート 2022 | 【資料 2-1-23】と同じ |
| 【資料 3-3-5】 | 入学者アンケート結果からみるアドミッション・ポリシー浸透 度の変化 | 【資料 2-1-24】と同じ |
| 【資料 3-3-6】 | 学修に関するアンケート(設問) | 【資料 2-2-2】と同じ |
| 【資料 3-3-7】 | 2022 年度 学修実態・学修自己評価・学修時間に関する調査結 果 | |
| 【資料 3-3-8】 | アンケート結果からみるコロナ禍2年目と3年目の本学学生の 学修状況 | |
| 【資料 3-3-9】 | fGPA 分布からみた教育課程改定による教育成果について | |
| | 大学ホームページ(学部・大学院>学修のしくみ>8 つのコン | |
| 【資料 3-3-10】 | ピテンシー) | 【資料 3-1-6】と同じ |
| | https://www.kansai.ac.jp/course/structure/competencies/ | |
| 【資料 3-3-11】 | 各学科・研究科のカリキュラム・マトリクス | 【資料 3-1-7】と同じ |
| 【資料 3-3-12】 | 関西医療大学 ディプロマ・サプリメント (様式サンプル) | |
| 【資料 3-3-13】 | 2022 年度 関西医療大学 卒業時アンケート集計結果 | 【資料 2-5-17】と同じ |
| 【資料 3-3-14】 | 2022 年度 関西医療大学 卒業生アンケート集計結果 | |
| 【資料 3-3-15】 | 関西医療大学 勤務先アンケート調査票(臨床検査技師) | |
| 【資料 3-3-16】 | 関西医療大学 勤務先アンケート調査票 (看護師) | |
| 【資料 3-3-17】 | 過去3年間の就職状況 | 【表 2-5】と同じ |
| 【資料 3-3-18】 | 卒業後の進路先の状況(前年度実績) | 【表 2-6】と同じ |
| 【資料 3-3-19】 | 第 262 回はり灸・スポーツトレーナー学科教務委員会(令和 4 年 12 月 27 日開催) | 【資料 3-2-23】と同じ |
| | | |
| 『 次小 2 2 201 | 第193回理学療法学科教務委員会議事録(令和4年11月8日 | 【次型9914】 トロド |
| 【資料 3-3-20】 | | 【資料 3-2-14】と同じ |
| 【資料 3-3-20】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 | 【資料 3-2-14】と同じ |
| | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開 | 【資料 3-2-14】と同じ |
| 【資料 3-3-21】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開催) 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日 | |
| 【資料 3-3-21】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開催) 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日 開催) 第 44 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 9 日開 | |
| 【資料 3-3-21】 【資料 3-3-22】 【資料 3-3-23】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開催) 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日 開催) 第 44 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 9 日開催) 第 175 回へルスプロモーション整復学科教務委員会議事録(令 | |
| 【資料 3-3-21】 【資料 3-3-22】 【資料 3-3-23】 【資料 3-3-24】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開催) 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日 開催) 第 44 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 9 日開催) 第 175 回ヘルスプロモーション整復学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 22 日開催) 第 94 回臨床検査学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 6 日開 | |
| 【資料 3-3-21】 【資料 3-3-22】 【資料 3-3-23】 【資料 3-3-24】 【資料 3-3-25】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開催) 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日 開催) 第 44 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 9 日開催) 第 175 回ヘルスプロモーション整復学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 22 日開催) 第 94 回臨床検査学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 6 日開催) 第 900 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 6 日 | |
| 【資料 3-3-21】 【資料 3-3-22】 【資料 3-3-23】 【資料 3-3-24】 【資料 3-3-25】 【資料 3-3-26】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開催) 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日 開催) 第 44 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 9 日開催) 第 175 回ヘルスプロモーション整復学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 22 日開催) 第 94 回臨床検査学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 6 日開催) 第 200 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 6 日開催) 第 201 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 6 日開催) | |
| 【資料 3-3-21】 【資料 3-3-22】 【資料 3-3-23】 【資料 3-3-24】 【資料 3-3-25】 【資料 3-3-26】 【資料 3-3-27】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開催) 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日 開催) 第 44 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 9 日開催) 第 175 回ヘルスプロモーション整復学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 22 日開催) 第 94 回臨床検査学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 6 日開催) 第 200 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 6 日開催) 第 201 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 20 日開催) 第 205 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 5 年 1 月 19 日 | |
| 【資料 3-3-21】 【資料 3-3-22】 【資料 3-3-23】 【資料 3-3-24】 【資料 3-3-25】 【資料 3-3-26】 【資料 3-3-27】 【資料 3-3-28】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開催) 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日 開催) 第 44 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 9 日開催) 第 175 回ヘルスプロモーション整復学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 22 日開催) 第 94 回臨床検査学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 6 日開催) 第 900 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 6 日開催) 第 201 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 20 日開催) 第 205 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 5 年 1 月 19 日開催) | 【資料 3-2-17】と同じ |
| 【資料 3-3-21】 【資料 3-3-22】 【資料 3-3-23】 【資料 3-3-24】 【資料 3-3-25】 【資料 3-3-26】 【資料 3-3-27】 【資料 3-3-28】 【資料 3-3-29】 【資料 3-3-30】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開催) 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日開催) 第 44 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 9 日開催) 第 175 回ヘルスプロモーション整復学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 22 日開催) 第 94 回臨床検査学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 6 日開催) 第 900 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 6 日開催) 第 201 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 20日開催) 第 205 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 5 年 1 月 19 日開催) 第 244 回学生生活委員会議事録(令和 5 年 1 月 30 日開催) 第 244 回学生生活委員会議事録(令和 5 年 1 月 30 日開催) | 【資料 3-2-17】と同じ |
| 【資料 3-3-21】 【資料 3-3-22】 【資料 3-3-23】 【資料 3-3-24】 【資料 3-3-25】 【資料 3-3-26】 【資料 3-3-27】 【資料 3-3-28】 【資料 3-3-30】 【資料 3-3-30】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開催) 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日 開催) 第 44 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 9 日開催) 第 175 回ヘルスプロモーション整復学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 22 日開催) 第 94 回臨床検査学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 6 日開催) 第 900 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 6 日開催) 第 201 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 20 日開催) 第 205 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 5 年 1 月 19 日開催) 第 244 回学生生活委員会議事録(令和 5 年 1 月 30 日開催) 第 244 回学生生活委員会議事録(令和 5 年 1 月 30 日開催) 第 118 回 FD 推進委員会議事録(令和 4 年 10 月 24 日開催) | 【資料 3-2-17】と同じ |
| 【資料 3-3-21】 【資料 3-3-22】 【資料 3-3-23】 【資料 3-3-24】 【資料 3-3-25】 【資料 3-3-26】 【資料 3-3-27】 【資料 3-3-28】 【資料 3-3-30】 【資料 3-3-31】 【資料 3-3-32】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開催) 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日開催) 第 44 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 9 日開催) 第 175 回ヘルスプロモーション整復学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 9 日開催) 第 175 回ヘルスプロモーション整復学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 6 日開催) 第 94 回臨床検査学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 6 日開催) 第 200 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 6 日開催) 第 201 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 20 日開催) 第 205 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 5 年 1 月 19 日開催) 第 244 回学生生活委員会議事録(令和 5 年 1 月 30 日開催) 第 118 回 FD 推進委員会議事録(令和 4 年 10 月 24 日開催) 第 118 回 FD 推進委員会議事録(令和 4 年 10 月 24 日開催) | 【資料 3-2-17】と同じ |
| 【資料 3-3-21】 【資料 3-3-22】 【資料 3-3-23】 【資料 3-3-24】 【資料 3-3-25】 【資料 3-3-26】 【資料 3-3-27】 【資料 3-3-28】 【資料 3-3-30】 【資料 3-3-30】 | 第 193 回理学療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 8 日 開催) 第 39 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 9 月 5 日開催) 第 40 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 4 年 11 月 10 日 開催) 第 44 回作業療法学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 9 日開催) 第 175 回ヘルスプロモーション整復学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 22 日開催) 第 94 回臨床検査学科教務委員会議事録(令和 5 年 3 月 6 日開催) 第 900 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 6 日開催) 第 201 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 4 年 10 月 20 日開催) 第 205 回保健看護学科教務委員会議事録(令和 5 年 1 月 19 日開催) 第 244 回学生生活委員会議事録(令和 5 年 1 月 30 日開催) 第 244 回学生生活委員会議事録(令和 5 年 1 月 30 日開催) 第 118 回 FD 推進委員会議事録(令和 4 年 10 月 24 日開催) | 【資料 3-2-17】と同じ |

基準 4. 教員・職員

| 基準 4. 教員・墹 | メ兵 基準項目 | |
|----------------|--|----------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 4-1. 教学マネジン | | C. mu |
| 【資料 4-1-1】 | 関西医療大学 学則 | 【資料 F-3-1】と同じ |
| 【資料 4-1-2】 | 関西医療大学大学院 学則 | 【資料 F-3-2】と同じ |
| 【資料 4-1-3】 | 関西医療大学 大学運営会議に関する規程 | TRIT OF CINO |
| 【資料 4-1-4】 | 関西医療大学 大学運営に関する組織図(令和5年度版) | |
| 【資料 4-1-5】 | 大学運営会議報告メール (令和5年4月14日発信、No.43) | |
| 【資料 4-1-6】 | 大学運営会議への議案の上程について (令和5年度版) | |
| 【資料 4-1-7】 | 関西医療大学 学長選考規程 | |
| 【資料 4-1-8】 | 関西医療大学 学長並びに副学長の権限に関する規程 | |
| 【資料 4-1-9】 | 関西医療大学 ガバナンス・コード (令和2年4月1日策定) | |
| 【資料 4-1-10】 | 関西医療大学 学生懲戒規程 | |
| 【資料 4-1-11】 | 関西医療大学 副学長選考規程 | |
| | 関西医療大学 学部長、学科長並びに研究科長の職務に関する | |
| 【資料 4-1-12】 | 規程 | |
| 【資料 4-1-13】 | 関西医療大学 学部長選考規程 | |
| 【資料 4-1-14】 | 関西医療大学 大学院研究科長選考規程 | |
| 【資料 4-1-15】 | 関西医療大学 附属図書館館長選考規程 | |
| 【資料 4-1-16】 | 関西医療大学 附属保健医療施設長選考規程 | |
| 【資料 4-1-17】 | 関西医療大学 学長補佐室に関する内規 | |
| 【資料 4-1-18】 | 関西医療大学 大学企画推進室規程 | |
| 【資料 4-1-19】 | 第91回大学運営会議議事録(令和4年6月23日開催) | |
| 【資料 4-1-20】 | 第93回大学運営会議議事録(令和4年7月28日開催) | |
| 【資料 4-1-21】 | 第99回大学運営会議議事録(令和4年11月24日開催) | 【資料 1-2-4】と同じ |
| 【資料 4-1-22】 | 第 103 回大学運営会議議事録(令和 5 年 1 月 26 日開催) | 【資料 1-2-19】と同じ |
| 【資料 4-1-23】 | 関西医療大学 保健医療学部教授会規程 | |
| 【資料 4-1-24】 | 関西医療大学 保健看護学部教授会規程 | |
| 【資料 4-1-25】 | 関西医療大学 学部合同教授会規程 | |
| 【資料 4-1-26】 | 関西医療大学 特別教授会規程 | |
| 【資料 4-1-27】 | 関西医療大学 大学院教授会規程 | |
| | 大学学則第42条第4項第3号に規定する「教育研究に関する | |
| 【資料 4-1-28】 | 重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学 | |
| | 長が定める」事項について 大学院学則第33条第5項第3号に規定する「教育研究に関す | |
| 【資料 4-1-29】 | る重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして | |
| 25311 | 学長が定める」事項について | |
| 【資料 4-1-30】 | 関西医療大学 教務調整会議規程 | |
| 【資料 4-1-31】 | 令和5年度 大学運営に係る会議・委員会等における構成員 | |
| 【資料 4-1-32】 | 関西医療学園 事務組織規程 | |
| 【資料 4-1-33】 | 令和 5 年度 関西医療学園 事務組織図 | |
| 【資料 4-1-34】 | 職員数と職員構成 | 【表 4-2】と同じ |
| 【資料 4-1-35】 | 関西医療学園 事務職員の採用及び昇任に関する基準 | |
| 【資料 4-1-36】 | 大学ホームページ (学校案内>教職員採用情報) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/info/teacher/ | |
| 4-2. 教員の配置・ | · 職能開発等 | |
| 【資料 4-2-1】 | 関西医療大学 教員の採用・昇任に関する規程 | |
| 【資料 4-2-2】 | 関西医療大学 教員選考基準 | |

| | | 【共通基礎データ様式・ |
|----------------|--|-----------------|
| 【資料 4-2-3】 | 教員組織 | 様式1】と同じ |
| 【資料 4-2-4】 | 令和 5 年度 職業資格の指定規則等が定める教員数と専任教員 数との対比 | Mary 11 Charles |
| 【資料 4-2-5】 | 教育課程上主要と認める授業科目に関する申し合わせ | |
| 【資料 4-2-6】 | 授業科目の概要 | 【表 3-1】と同じ |
| 【資料 4-2-7】 | 教員一人あたりの学生数 (S/T比) の推移(過去5年間) | |
| | 大学ホームページ(学校案内>情報開示>基本情報>教員に関 | |
| 【資料 4-2-8】 | する情報) http://www.lausai.as.is/is/s/walaasa/hasia.uhu | |
| | https://www.kansai.ac.jp/info/release/basic.php 大学ホームページ(学校案内>教職員採用情報) | |
| 【資料 4-2-9】 | https://www.kansai.ac.jp/info/teacher/ | 【資料 4-1-36】と同じ |
| 【資料 4-2-10】 | 関西医療学園 人事委員会運営内規 | 【資料 F-9-2】と同じ |
| 【資料 4-2-11】 | 令和 4 年度 専任教員公募実績(JREC-IN Portal) | |
| 【資料 4-2-12】 | 関西医療大学 教員評価の実施に関する規程 | |
| | 関西医療大学 教員活動に係る自己評価調査票 (2022 年度) (様 | |
| 【資料 4-2-13】 | 式) | |
| 【資料 4-2-14】 | 関西医療大学 教員評価委員会規程 | |
| 【資料 4-2-15】 | 第 116 回 FD 推進委員会議事録(令和 4 年 5 月 19 日開催) | |
| 【資料 4-2-16】 | 第5回教員評価委員会議事録(令和4年6月2日開催) | |
| 【資料 4-2-17】 | 第90回大学運営会議議事録(令和4年6月9日開催) | 【資料 2-6-17】と同じ |
| 【資料 4-2-18】 | 教員の教育面における評価に係るフロー | |
| 【資料 4-2-19】 | 関西医療大学 FD 推進委員会規程 | 【資料 3-2-37】と同じ |
| 【資料 4-2-20】 | 令和 4 年度 公開授業実施状況 | |
| 【資料 4-2-21】 | 授業評価/満足度評価アンケート集計結果 (開示例) | 【資料 2-6-7】と同じ |
| 【資料 4-2-22】 | 令和4年度 授業評価/満足度評価アンケート集計結果 | 【資料 2-6-8】と同じ |
| 【資料 4-2-23】 | 第99回大学運営会議議事録(令和4年11月24日開催) | 【資料 1-2-4】と同じ |
| 【資料 4-2-24】 | 第105回大学運営会議議事録(令和5年2月21日開催) | 【資料 2-6-10】と同じ |
| I ATT TE ETZ | 大学ホームページ(学校案内>情報開示>修学上の情報>学修 | TATION CINO |
| 【資料 4-2-25】 | に関するアセスメント・アンケート調査結果) | 【資料 2-6-6】と同じ |
| | https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile04.php | |
| 【資料 4-2-26】 | 令和 4 年度 FD 講演会開催案内(第 1 回/第 2 回) | |
| 【資料 4-2-27】 | 令和4年度 第1回/第2回 FD 講演会アンケート集計結果 | |
| 【資料 4-2-28】 | 令和 4 年度 SD/FD に関連する外部研修会・セミナー等の参加状況 | |
| 4-3. 職員の研修 | MH/AZNR | l |
| 【資料 4-3-1】 | 関西医療大学 SD 推進委員会規程 | |
| 【資料 4-3-2】 | 関西医療大学 ハラスメントの防止に関する規程 | |
| 【資料 4-3-3】 | 令和 5 年度 新任教職員研修会開催通知/配付資料 | |
| 【資料 4-3-4】 | 令和 4 年度 SD 研修会開催案内 (第 1 回~第 3 回) | |
| 【資料 4-3-5】 | 令和4年度SD研修会アンケート集計結果 | |
| 【資料 4-3-6】 | 令和4年度 ハラスメント防止研修会開催案内 | |
| | 令和4年度 SD/FD に関連する外部研修会・セミナー等の参 | |
| 【資料 4-3-7】 | 加状況 | 【資料 4-2-28】と同じ |
| 【資料 4-3-8】 | 令和 4 年度 第 3 回 SD 研修会配付資料 | |
| 4-4. 研究支援 | | T |
| F Mg ded 4 4 4 | 大学ホームページ(学部・大学院>大学院・研究>研究>研究 | |
| 【資料 4-4-1】 | 体制) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/course/a_graduate/study/research/ 令和 4 年度 現品調査のご協力について(お願い)(令和 4 年 | |
| 【資料 4-4-2】 | 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | |
| L | | I |

| 【資料 4-4-3】 | 関西医療大学 研究倫理指針 | |
|--|--|--|
| 【資料 4-4-4】 | 関西医療大学 公的研究費取扱規程 | |
| 【資料 4-4-5】 | 関西医療大学 公的研究費不正使用防止計画 | |
| 【資料 4-4-6】 | 令和5年度公的研究費の管理・監査に関する年間計画 | |
| 【資料 4-4-7】 | 関西医療大学 研究倫理審査委員会規程 | |
| 【資料 4-4-8】 | 関西医療大学 動物実験規程 | |
| 【具作4 4 0】 | 関西医療大学 動物実験計画の立案のための倫理的基準 | |
| 【資料 4-4-9】 | https://www.kansai.ac.jp/course/a_graduate/study/facility/ | |
| | animal_kijun.php | |
| 【資料 4-4-10】 | 関西医療大学 動物実験委員会規程 | |
| 【資料 4-4-11】 | 関西医療大学 産学連携委員会規程 | |
| 【資料 4-4-12】 | 関西医療学園 利益相反ポリシー | |
| 【資料 4-4-13】 | 関西医療学園 利益相反マネジメント規程 | |
| 【資料 4-4-14】 | 関西医療学園 公益通報等に関する規程 | |
| F 257 No. 4 4 1 5 3 | 関西医療大学 研究活動における不正行為等の防止に関する規 | |
| 【資料 4-4-15】 | 程 | |
| | 令和4年度 関西医療大学研究倫理教育研修及び研究費不正使 | |
| 【資料 4-4-16】 | 用防止コンプライアンス教育研修 理解度チェックシート (設 | |
| E the state of the | 問) | |
| 【資料 4-4-17】 | 公的研究費の使用に関する誓約書 | |
| 【資料 4-4-18】 | 公的研究費適正執行 NewsLetter(令和 4 年度版) | |
| 【資料 4-4-19】 | 令和 4 年度 研究倫理教育研修会開催通知 | |
| 【資料 4-4-20】 | 令和 4 年度 研究不正防止コンプライアンス教育研修会開催通 知 | |
| | 大学ホームページ(学部・大学院>大学院・研究>研究>公 | |
| 【資料 4-4-21】 | 正な研究活動を推進する取組み) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/course/a_graduate/study/prevent/ | |
| | 大学ホームページ(学部・大学院>大学院・研究>研究>研究 | |
| 【資料 4-4-22】 | ユニット) | |
| 12411122 | https://www.kansai.ac.jp/course/a_graduate/study/ | |
| 『次小』 4 4 00 3 | activity-introduction.php | |
| 【資料 4-4-23】 | 関西医療大学研究費取扱規程 | |
| 【資料 4-4-24】 | 関西医療大学 公的研究費等に係る間接経費についての取扱い | |
| 【資料 4-4-25】 | 令和4年度 学内研究費の配分状況 | |
| 【資料 4-4-26】 | 令和 5 年度 科研費公募要領等学内説明会配付資料 | |
| 【資料 4-4-27】 | 科研費申請書記載時のポイント | |
| 【資料 4-4-28】 | 第62回共同研究推進委員会議事録(令和5年4月17日開催) | |
| 【資料 4-4-29】 | 関西医療大学 寄附講座及び寄附研究部門に関する規程 | |
| 【資料 4-4-30】 | 大学ホームページ(学校案内>寄附講座・寄附研究部門) https://www.konsoi.og.in/info/krifu-korgo/ | |
| 【資料 4-4-31】 | https://www.kansai.ac.jp/info/kifu-koza/ 関西医療大学 研究インテグリティの確保に関する規程 | |
| 【貝介 4-4-01】 | 因口区派八十 別九年 イノファノイツ唯体に関する別性 | |

基準 5. 経営・管理と財務

| 基準項目 | | |
|----------------|---------------------|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 5-1. 経営の規律と誠実性 | | |
| 【資料 5-1-1】 | 関西医療学園 寄附行為 | 【資料 F-1-1】と同じ |
| 【資料 5-1-2】 | 関西医療学園 就業規則 | |
| 【資料 5-1-3】 | 関西医療大学 クレド (令和4年度版) | 【資料 1-2-1】と同じ |
| 【資料 5-1-4】 | 関西医療学園 内部監査規程 | |
| 【資料 5-1-5】 | 関西医療学園 情報公開規程 | |
| 【資料 5-1-6】 | 大学ホームページ(学校案内>情報開示) | |

| | https://www.kansai.ac.jp/info/release/ | |
|------------------------------|---|----------------|
| 【資料 5-1-7】 | 関西医療学園 財務書類等閲覧規程 | |
| 【資料 5-1-8】 | 関西医療学園 規程一覧 | 【資料 F-9-1】と同じ |
| 【資料 5-1-9】 | 関西医療学園 規程集(電子データ) | 【資料 F-9-2】と同じ |
| 【資料 5-1-10】 | 関西医療大学 規程一覧 | 【資料 F-9-3】と同じ |
| 【資料 5-1-11】 | 関西医療大学 規程集(電子データ) | 【資料 F-9-4】と同じ |
| L 具 f f o i ii l | 大学ホームページ(学校案内>情報開示>法人に関する基本情 | |
| 【資料 5-1-12】 | 報>ガバナンス・コード) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile07.php | |
| 【資料 5-1-13】 | 関西医療大学 土地利用計画図(緑化求積図) | |
| 【資料 5-1-14】 | 省エネ行動チェックシート/電力使用状況のお知らせ | |
| 【資料 5-1-15】 | 学生相談室、保健室等の状況 | 【表 2-9】と同じ |
| 【資料 5-1-16】 | 保健だより (2023年4月発行) | |
| 【資料 5-1-17】 | 令和4年度 教職員定期健康診断の実施について | |
| 【資料 5-1-18】 | 令和4年度 ストレスチェック実施についてのお願い | |
| 【資料 5-1-19】 | 関西医療学園 個人情報の保護に関する規程 | |
| 【資料 5-1-20】 | 関西医療学園 個人番号及び特定個人情報取扱規程 | |
| 【資料 5-1-21】 | 関西医療大学 個人情報保護委員会規程 | |
| 【資料 5-1-22】 | 個人情報の取扱いに関する教員のためのガイドライン | |
| 【資料 5-1-23】 | 関西医療大学・関西医療大学大学院 個人情報の取扱いにかか | |
| 【貝科 5-1-25】 | る遵守事項と同意書 | |
| 【資料 5-1-24】 | 関西医療学園 公益通報等に関する規程 | 【資料 4-4-14】と同じ |
| 【資料 5-1-25】 | 関西医療大学 危機管理規程 | |
| 【資料 5-1-26】 | 令和4年度 防火防災避難訓練実施計画書(1回目、2回目) | |
| 【資料 5-1-27】 | 緊急地震速報による訓練の実施について | |
| 【資料 5-1-28】 | 防災用備蓄品の備蓄状況一覧 | |
| 【資料 5-1-29】 | 熊取町と関西医療大学との災害に関する連携協定書(令和元年 12月1日付) | |
| 5-2. 理事会の機能 | | L |
| 【資料 5-2-1】 | 関西医療学園 寄附行為 | 【資料 F-1-1】と同じ |
| 【資料 5-2-2】 | 関西医療学園 寄附行為施行細則 | 【資料 F-1-2】と同じ |
| 【資料 5-2-3】 | 令和4年度 理事会・評議員会の開催状況と出席状況 | 【資料 F-10-2】と同じ |
| 【資料 5-2-4】 | 令和 4 年度 理事会審議事項一覧 | |
| 【資料 5-2-5】 | 令和5年度 役員 (理事、監事)、評議員の名簿 | 【資料 F-10-1】と同じ |
| 【資料 5-2-6】 | 大学ホームページ (学校案内>情報開示) | 【資料 5-1-6】と同じ |
| | https://www.kansai.ac.jp/info/release/ | 【貝がひ10】 と凹し |
| 5-3. 管理運営の円 |]滑化と相互チェック | |
| 【資料 5-3-1】 | 関西医療学園 学園運営会議に関する規程 | |
| 【資料 5-3-2】 | 令和 4 年度 学園運営会議 審議事項一覧 | |
| 【資料 5-3-3】 | 関西医療学園 事務調整会議規程 | |
| 【資料 5-3-4】 | 関西医療大学 大学運営に関する組織図(令和5年度版) | 【資料 4-1-4】と同じ |
| 【資料 5-3-5】 | 第 134 回教務調整会議議事録(令和 4 年 10 月 6 日開催) | |
| 【資料 5-3-6】 | 事務調整会議議事録(令和4年4月26日開催) | |
| 【資料 5-3-7】 | 関西医療学園 寄附行為 | 【資料 F-1-1】と同じ |
| 【資料 5-3-8】 | 令和4年度 理事会・評議員会の開催状況と出席状況 | 【資料 F-10-2】と同じ |
| 【資料 5-3-9】 | 令和 4 年度 評議員会審議事項一覧 | |
| 【資料 5-3-10】 | 令和5年度 役員 (理事、監事)、評議員の名簿 | 【資料 F-10-1】と同じ |
| 『 次小小 『 0 44 』 | 大学ホームページ(学校案内>情報開示>法人に関する基本情 | |
| 【資料 5-3-11】 | 報) https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile07.php | 【資料 5-1-12】と同じ |
| | noopen www.kanear.ac.jp/into/release/promeor.pmp | |

| 【資料 5-3-12】 | 関西医療学園 監事監査規程 | |
|-------------|--|------------------------|
| 5-4. 財務基盤とり | | <u> </u> |
| 【資料 5-4-1】 | 開学年度(2003年度)以降の志願者数の推移(学科別) | |
| 【資料 5-4-2】 | 入学定員充足率の推移(過去 5 年間 | 【共通基礎データ様式・ 様式2】と同じ |
| 【資料 5-4-3】 | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去3年間) | 【表 2-3】と同じ |
| 【資料 5-4-4】 | 収容定員充足率の推移(過去5年間) | 【共通基礎データ様式・ 様式2】と同じ |
| 【資料 5-4-5】 | 事業活動収支計算書関係比率 (大学単独) | 【表 5-3】と同じ |
| 【資料 5-4-6】 | 事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの) | 【表 5-2】と同じ |
| 【資料 5-4-7】 | 関西医療学園 決算等の計算書類 (過去5年間) | 【資料 F-11-1】と同じ |
| 【資料 5-4-8】 | 令和 2 年度 私立学校情報機器整備費(遠隔授業活用推進事業)補助金(令和 2 年度第一次補正予算分)交付決定通知書 | |
| 【資料 5-4-9】 | 令和 4 年度「私立大学等改革総合支援事業」の選定結果について(通知) | |
| 【資料 5-4-10】 | 「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成 事業」に関する選定結果について(通知) | |
| 【資料 5-4-11】 | 熊取町 PCR 検査機関等支援補助金確定通知書 | |
| 【資料 5-4-12】 | 関西医療学園 資金運用規程 | |
| 5-5. 会計 | | , |
| 【資料 5-5-1】 | 関西医療学園 経理規程 | |
| 【資料 5-5-2】 | 関西医療学園 予算編成規程 | |
| 【資料 5-5-3】 | 関西医療学園 予算執行規程 | |
| 【資料 5-5-4】 | 関西医療学園 評議員会議事録(令和4年3月26日開催) | |
| 【資料 5-5-5】 | 関西医療学園 理事会議事録(令和4年3月26日開催) | |
| 【資料 5-5-6】 | 関西医療学園 評議員会議事録(令和4年12月17日開催) | 【資料 1-2-6】と同じ |
| 【資料 5-5-7】 | 関西医療学園 理事会議事録(令和4年12月17日開催 | 【資料 1-2-7】と同じ |
| 【資料 5-5-8】 | 関西医療学園 理事会議事録(令和5年5月27日開催) | |
| 【資料 5-5-9】 | 関西医療学園 評議員会議事録(令和5年5月27日開催) | |
| 【資料 5-5-10】 | 関西医療学園 情報公開規程 | 【資料 5-1-5】と同じ |
| 【資料 5-5-11】 | 大学ホームページ (学校案内>情報開示>法人に関する基本情報) https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile07.php | 【資料 5-1-12】と同じ |
| 【資料 5-5-12】 | 関西医療学園 財務書類等閲覧規程 | 【資料 5-1-7】と同じ |
| 【資料 5-5-13】 | 独立監査人の監査報告書(令和5年6月1日付) | TRATOTI CINO |
| 【資料 5-5-14】 | 監事監査報告書(過去5年間) | 【資料 F-11-2】と同じ |
| 【資料 5-5-15】 | 関西医療大学 公的研究費取扱規程 | 【資料 4-4-4】と同じ |
| 【資料 5-5-16】 | 関西医療学園 内部監査規程 | 【資料 5-1-4】と同じ |
| 【資料 5-5-17】 | 令和4年度 公的研究費管理・監査年間計画 | 【資料 4-4-6】と同じ |
| 【資料 5-5-18】 | 内部監査委員会議事録(令和4年4月19日開催) | |
| 【資料 5-5-19】 | 令和 4 年度 内部監査計画書 | |
| 【資料 5-5-20】 | 令和 4 年度 内部監査実施計画書/実施通知書/報告書 | |
| _ | | |

基準 6. 内部質保証

| 基準項目 | | |
|-----------------------|--------------------------------------|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 6-1. 内部質保証 <i>0</i> . |)組織体制 | |
| 【資料 6-1-1】 | 関西医療大学 学則 | 【資料 F-3-1】と同じ |
| 【資料 6-1-2】 | 関西医療大学大学院 学則 | 【資料 F-3-2】と同じ |
| 【資料 6-1-3】 | 第 38 回大学運営会議議事録(平成 30 年 7 月 26 日開催) | |
| 【資料 6-1-4】 | 第 101 回大学運営会議議事録(令和 4 年 12 月 22 日開催) | |

| | 大学ホームページ(学校案内>情報開示>内部質保証・認証評 | |
|-------------|---|--------------------|
| 【資料 6-1-5】 | 大字ホームハーン (字校条内ン情報開ホン内部員休証・認証計 価>内部質保証の方針) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/info/evaluation/ | |
| 【資料 6-1-6】 | 関西医療大学 大学運営会議に関する規程 | 【資料 4-1-3】と同じ |
| 【資料 6-1-7】 | 関西医療大学 大学運営に関する組織図(令和5年度版) | 【資料 4-1-4】と同じ |
| 【資料 6-1-8】 | 関西医療大学自己点検・評価委員会規程 | TEM TIT CINC |
| 【具作1010】 | 第86回自己点檢・評価委員会議事録(令和4年4月2日~11 | |
| 【資料 6-1-9】 | 日開催) | |
| 【資料 6-1-10】 | 第 87 回自己点検・評価委員会議事録(令和 4 年 5 月 26 日開催) | |
| 【資料 6-1-11】 | 第 88 回自己点検・評価委員会議事録(令和 4 年 8 月 29 日~ 9 月 16 日開催) | |
| 【資料 6-1-12】 | 第89回自己点検・評価委員会議事録(令和4年11月1日開催) | |
| 【資料 6-1-13】 | 第 90 回自己点検・評価委員会議事録(令和 5 年 3 月 30 日開催) | |
| 6-2. 内部質保証の | | |
| 【資料 6-2-1】 | 関西医療大学 教員評価の実施に関する規程 | 【資料 4-2-12】と同じ |
| | 関西医療大学 教員活動に係る自己評価調査票(2022年度)(様 | |
| 【資料 6-2-2】 | 式) | 【資料 4-2-13】と同じ |
| 【資料 6-2-3】 | 教員の教育面における評価に係るフロー | 【資料 4-2-18】と同じ |
| 【資料 6-2-4】 | 第6回教員評価委員会議事録(令和5年3月23日開催) | 【資料 3-3-33】と同じ |
| | 大学ホームページ (図書館>文献検索データベース>関西医療 | |
| 【資料 6-2-5】 | 大学紀要) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/library/online/ | |
| 【資料 6-2-6】 | 大学ホームページ(学部・大学院>教員紹介) | |
| 【資料 6-2-7】 | https://www.kansai.ac.jp/course/teacher/ 授業評価/満足度評価アンケート集計結果(開示例) | 【資料 2-6-7】と同じ |
| 【貝科 0-2-/】 | 令和4年度 授業評価/満足度評価アンケート自由記述への回 | 【貝科 2-0-1】 と同し |
| 【資料 6-2-8】 | 下和4年度 収集計画/ | |
| | 大学ホームページ (学校案内>情報開示>修学用の情報>学修 | |
| 【資料 6-2-9】 | に関するアセスメント・アンケート調査結果) | 【資料 2-6-6】と同じ |
| | https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile04.php | |
| 【資料 6-2-10】 | 令和元(2019)年度 本学の教育研究に関する学生満足度調査報 告書 | 【資料 2-6-21】と同じ |
| 【資料 6-2-11】 | 関西医療大学 アセスメント・プラン | 【資料 3-3-2】と同じ |
| 【資料 6-2-12】 | 2022年度 関西医療大学3つのポリシーに関する外部評価結果 報告書 | 【資料 1-2-27】と同じ |
| 【資料 6-2-13】 | 第96回大学運営会議議事録(令和4年9月22日開催) | 【資料 2-6-3】と同じ |
| 【資料 6-2-14】 | アクションプラン達成状況報告シート (様式) | |
| 【資料 6-2-15】 | 令和 4 年度関西医療大学 中期計画進捗状況・アクションプラン達成状況報告書 | |
| 【資料 6-2-16】 | 第102回大学運営会議議事録(令和5年1月12日開催) | 【資料 1-2-18】と同じ |
| 【資料 6-2-17】 | 第 103 回大学運営会議議事録(令和 5 年 1 月 26 日開催) | 【資料 1-2-19】と同じ |
| 【資料 6-2-18】 | 学校法人関西医療学園 中期計画(2023~2027年度) | 【資料 1-2-17】と同じ |
| 【資料 6-2-19】 | 大学ホームページ(学校案内>情報開示>内部質保証・認証評価>自己点検・評価) https://www.kansai.ac.jp/info/evaluation/ | |
| 【資料 6-2-20】 | 令和 2 年度 関西医療大学 自己点検評価書 | |
| 【資料 6-2-21】 | 外部評価の実施概要 | 【表 F-3】と同じ |
| | リハビリテーション教育評価機構教育評価認定審査結果(通 | , -, - |
| 【資料 6-2-22】 | 知)・認定証 | |

| 【資料 6-2-23】 | 大学ホームページ(学校案内>情報開示>内部質保証・認証評価>リハビリテーション教育評価機構教育評価) | |
|----------------|--|----------------|
| | https://www.kansai.ac.jp/info/evaluation/ | |
| 【資料 6-2-24】 | 日本作業療法士協会および世界作業療法士連盟による審査結果と認定証 | |
| 【資料 6-2-25】 | 関西医療大学 IR(Institutional Research)推進室運営規程 | |
| 【資料 6-2-26】 | IR 推進室の業務について | |
| 【資料 6-2-27】 | IR 推進室におけるデータの収集及び取扱いに関するガイドライン | |
| 【資料 6-2-28】 | IR 情報のデータ分析に関する依頼書 | |
| 【資料 6-2-29】 | 関西医療大学 IR 通信(No.1~3) | |
| | 大学ホームページ (学校案内>情報開示>修学上の情報>教学 | |
| 【資料 6-2-30】 | に関する IR 情報) | |
| | https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile04.php | |
| 【資料 6-2-31】 | アンケート結果からみるコロナ禍2年目と3年目の本学学生の | 【資料 3-3-8】と同じ |
| 【具作40201】 | 学修状況 | |
| 【資料 6-2-32】 | fGPA 分布からみた教育課程改定による教育成果について | 【資料 3-3-9】と同じ |
| 6-3. 内部質保証の機能性 | | |
| 【資料 6-3-1】 | 令和 4 年度 関西医療大学 中期計画進捗状況・アクションプラン達成状況報告書 | 【資料 6-2-15】と同じ |
| 【資料 6-3-2】 | 平成 28 年度 認証評価認定証 | |
| 【資料 6-3-3】 | 平成 28 年度 認証評価 調査報告書 | |
| | | 【次业日15】1.日15 |
| 【資料 6-3-4】 | 平成28年度認証評価で指摘された事項への対応状況 | 【資料 F-15】と同じ |
| 【資料 6-3-5】 | 関西医療学園事務職員の採用及び昇任に関する基準 | 【資料 4-1-35】と同じ |
| 【資料 6-3-6】 | 令和4年度「私立大学等改革総合支援事業」の選定結果について(通知) | 【資料 5-4-9】と同じ |
| 【資料 6-3-7】 | 平成 28 年度 認証評価 評価報告書 | |
| | | |
| 【資料 6-3-8】 | 第71回自己点検・評価委員会議事録(平成29年2月16日開催) | |
| 【資料 6-3-8】 | 第71回自己点検・評価委員会議事録(平成29年2月16日開 | |
| | 第 71 回自己点検・評価委員会議事録(平成 29 年 2 月 16 日開催) 第 32 回キャリア支援委員会議事録(平成 29 年 4 月 27 日開 | |
| 【資料 6-3-9】 | 第 71 回自己点検・評価委員会議事録(平成 29 年 2 月 16 日開催) 第 32 回キャリア支援委員会議事録(平成 29 年 4 月 27 日開催) | |
| 【資料 6-3-9】 | 第 71 回自己点検・評価委員会議事録(平成 29 年 2 月 16 日開催) 第 32 回キャリア支援委員会議事録(平成 29 年 4 月 27 日開催) 第 179 回学生生活委員会議事録(平成 29 年 6 月 16 日開催) | |

基準 A. 地域社会への貢献

| 基準項目 | | |
|-------------|--|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| A-1. 大学が持って | こいる物的・人的資源による地域社会への貢献 | |
| 【資料 A-1-1】 | 大学ホームページ(附属診療所・附属鍼灸治療所・附属接骨院 >附属保健医療施設>附属保健医療施設長のあいさつ) https://www.kansai.ac.jp/study_attachment/attachment/ character/ | |
| 【資料 A-1-2】 | 大学ホームページ(附属診療所・附属鍼灸治療所・附属接骨院 >附属保健医療施設>附属診療所) https://www.kansai.ac.jp/study_attachment/attachment/ attached_clinic/ | |
| 【資料 A-1-3】 | 熊取町からの感謝状(令和3年11月3日付) | |
| 【資料 A-1-4】 | 大学ホームページ(学校案内>社会貢献活動>公開講座) https://www.kansai.ac.jp/info/contribution/open_lecture.php | |
| 【資料 A-1-5】 | 第 35 回関西医療大学公開講座広報用パンフレット | |
| 【資料 A-1-6】 | 関西医療大学「ここトレ」広報用パンフレット | |
| 【資料 A-1-7】 | 令和4年度 学外研修会・講習会等への講師派遣状況 | |

| 【資料 A-1-8】 | 希望が丘地区福祉委員会ニュース | |
|-------------|--|--|
| 【資料 A-1-9】 | 大学ホームページ新着情報お知らせ「大阪マラソン 2023 に本学学生がトレーナーとして参加しました」 | |
| 【資料 A-1-10】 | 大阪マラソン 2023 組織委員会からの感謝状 | |
| 【資料 A-1-11】 | 関西医療大学 ボランティア部「ココベアカフェ」の開催 | |

[※]必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。